

第九十八回国会 参議院大蔵委員会會議録第十号

昭和五十八年三月三十日(水曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月二十五日

辞任 関口 恵造君

補欠選任 衛藤征士郎君

三月二十六日

辞任 井上 孝君

補欠選任 河本嘉久蔵君

岩本 政光君

岩動 道行君

三月三十日

辞任 宮澤 弘君

藤田 正明君

藤田 正明君

補欠選任 大城 眞順君

出席者は左のとおり。

委員長

戸塚 進也君

理事

大河原太一郎君

中村 太郎君

増岡 康治君

穂山 篤君

塩出 啓典君

岩動 道行君

上田 稔君

衛藤征士郎君

大城 眞順君

河本嘉久蔵君

嶋崎 均君

鈴木 省吾君

塚田十一郎君

藤井 孝男君

国務大臣
政府委員

大蔵大臣

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房第一

本専売公社監理

官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

大蔵省主税局長

大蔵省関税局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

すけれども、きょうは少しじっくりお話を承りたいと思うんです。

いま 与野党間でも、また国会でも一番大きな問題になっている所得減税というのを一体どうするののか。私も伺っているところによりますと、竹下大蔵大臣は御出席があつたかどうか知りませんけれども、二階堂幹事長からは、私も判断するには、少なくともかなり大型といえますが、大規模な景気を刺激するに足るような減税を五十八年、年中に、年度中ではなくて―――年度というのはあのときに各党の代表者間で消えて、五十八年中、すなわち暦年中やっていくという話になっておりますけれども、この辺の話は、いま大蔵省の主税局、主計局あたりが大変抵抗されているようでありますけれども、大蔵大臣としてはどうなんでしょうか。野党についてはそういう約束をしているわけでありましてけれども、どうもその辺がはつきりしません。

いま 全体の景気対策というものを政府は打ち出そう、予算案が成立したら次は景気対策だと、こういうふうに言われているわけでありませうけれども、当然その中には減税対策——減税が行われて景気の回復というものが早急に行われていく、このことを国民も非常に希望している。今度の地方選挙でもいろいろな議論はあるけれども、景気の問題だ、こういうふうに言われているわけでありませうけれども、そうした面で一体どういうふうにお考えになつてゐるのか。いつごろまでにその結論が出せるのか。非常に重大な問題でありますし、世界的な景気動向にも大きな影響があると私は思ふんですけれども、その辺に対する大蔵大臣の見解はどうなのか。

それと関連して、世界の景気というものは一体どういうふうにならなっていくんだ。たとえればアメリカの大統領経済諮問委員会のフルトス・タインさんなどは、かなりアメリカの景気がよくなってきたというんだということで、いままでの目通しをかなり改定している。あるいは失業率等についても、恐らく一〇%を割るんではないかとい

う形で発表されているものは常に前の発表よりも上向きという形がずっと続いているように思うんですけれども、そういう意味では、景気は回復基調に全体的に向かいつつある、各国の間にアンパラはもちろんあるだろうとは思いますが、全体としてそういう方向に向いているんじゃないだろうか。そういう状況でありますだけに、所得減税をどうするか。いろいろなバランスシートから言えば、当然いろいろな無理はあると思いますが、そういう無理の中でも景気回復は何らかの形でやらなくちゃならないということでありますから、そういう意味で、ひとつ所得減税というものについてどういうお考えなのか、まずお聞きをしておきたいと思います。

○國務大臣(竹下登君)　ただいまの御意見を交えての御質問でございます。本会議でございまして、言ってみれば、時間にも若干の制約をされまして、正確にかみ砕いたお答えができなかったというふうに私も理解をしております。

そこで、まず与野党の合意については、これは官房長官からも申し上げておきますとおり、政府としても確約があったことを承知しています。政府としても、これを尊重いたします、こういうこととを申し上げておるわけであります。したがって、これがまず基本的態度であるというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

次は、正確に申し上げますと、私ども、言ってみれば、行政府とハウスの節度の問題が一つあるうかと思ひます。と申し上げますのは、本年度予算、歳入歳出にわたつて御審議をいただいておるさなかでございしますが、政府としては現状において最善最良のものなりとして提出し、御審議をいただいておるといふ段階において、ある意味においては補正要因とかあるいは実質修正とか、そういう中身のことについてはおのずから限界がある。したがつて、お答えする一つの節度だけは守つていなければならぬということが基本的に一つございします。

ございます。これにつきましては私どもいろいろ議論をいたしました。たとえば、私どもが途端に減税財源を仮にもし、念頭に置くべきものでもございませんが、公債発行等に求めたといいたすならば、ああして二月債も休債しましたような今日、金融市場に影響を与えて、むしろ景気の足を引く張るという議論にも展開していくんじゃないか。

それからいま一つは、景気浮揚とはという議論をいたしますと、私どもがいま下方修正しておおむね確実になったと申し上げておりますのが、五十七年度の成長率、実質三・一％の問題でございます。したがって、来年度予算というものと並行してお示ししておりますのは、実質三・四％ということでございますので、三・四％の成長率をより確実なものにするということが景気浮揚に役立つという言葉の裏づけであるか、あるいは念頭にあるのは、上方修正したようなものが念頭にあるのか、これをぎりぎり今日の段階で議論はしておりません。

と申しますのは、偉いお方の合意でございますから、そういう表現の中に、行政府としていまハウスに対応しておる立場をも理解して、数字とか規模とか時期とか、そういうものがすぐ言えないだらうという配慮の上に立つてこのような合意の言葉ができたんじゃないかというふうに考えておりますので、そのまま素直に受け取って、私どもは官房長官談話としてこれをお示しておるわけであります。

したがって、じゃ具体的にどうこれから考えていくかということでございます。これにつきましては、私どもが常日ごろ申し上げておりますのは、七月になれば、言ってみれば、五十七年度の所得税の決算が確定する、その段階が一つの期を画する時期になるのではなからうかというふうなことを申し上げておるわけであります。

いずれにしても、この国会でいろいろな御議論をいただきました問題を整理して正確に政府税調に御報告申し上げ、そして、あらゆる予見を与えな

いで議論をして結論を出していただくとう、
こう
いう姿勢をとっておるわけであります。

それから次が米國經濟の問題でございますが、いま竹田委員御指摘のとおり、アメリカ經濟の問題につきまして、いまCEAの問題をお説きになつておりましたが、そういう傾向が出ておることとは事実でございます。すなわち、改定前三・一％を四・七％というような數値も示されておるわけであります。したがつて、米國を中心として世界經濟が回復に向かいますならば、基本的には貿易摩擦の緩和等については鋭意いい影響を与える、と、私も認識は変わりがございません。

ただ一つだけ私どもが意のごとくなりませんのは、なりませんというか、意のごとき状態に進入しておりませんことは、アメリカ政府の財政赤字が結局金融市場を圧迫しまして、金利はもつとわが国との乖離が少なくなるんじゃないかという期待感には、いまのところどちらかといえば、逆とは申しませんが、そういう期待感には必ずしも合致する方向で、アメリカのこれは金融政策の方でございまいしょうが、動いていないということが、私どもとしては残念と申しまいしょうか、若干期待外れのところであるというふうな認識を持っております。

○竹田四郎君 減税ですが、問題は七月ごろというのは、恐らく減税財源が考えられるかどうか、来年度の問題もありましよう。そんな考え方だろうと思うのです。確かに課税最低限を上げるとか、減税をやっていくということになりますと、戻し税制度でございせんから、今後の財源というものが毎年毎年要るわけでありますから、その点は大蔵省として慎重になる。それに引き当てるべき財源をどこから得るのか。あるいはおなかのの中では増税なども考えていられるようなのです。が、問題は、私はそういう静態的な問題の考え方でなくて、もう少しダイナミックな考え方をしている必要があるのではないかというふうに思うのです。たとえば、ことし一兆円なら一兆円という金額が景気に刺激を与える額かどうか、これはそ

れ自体にも問題があると思いますが、そういう額をどこかで一応出して、それで景気を回復することによって税の増収を図るというやり方も、私はいまの段階なら考えていいんじゃないか、こう思うのですよ。

ところが、その辺、大蔵省の考え方というのは、将来ずっとにわたって減税財源が確保されなければ減税できないと、こういう考え方なんです。が、その辺はもう少し弾力的に考えていいのではないか。ここであるものは出して——財源を公債にしろとは言いません。この前も竹下大蔵大臣に申し上げましたように、政府の法律を変えれば、まだ出して可能な金というものは二、三兆は優にあると私は思う。そういうものを一時使うことによつて景気を刺激していくという考え方を私はしてもいいと思う。しかしその考え方というのは、いまここでやれば長くなってしまうから、この次の財源確保の法律のときにかんがりの問題を私は提起してみたい。法律を変えれば可能性があるものはかなりあるわけでありまして、それは提起したい。そういうふうな弾力的な考え方をもう少し取り入れる気持ちというのはいまのところ全然ないですか。

○国務大臣(竹下登君) もつとダイナミックに経済運営をやれと、基本的にはそういうことをおっしゃったと思うのであります。その経済運営をダイナミックに行っていくという基本点は、私も決して否定するものではありません。

ただ、私もいま、この減税ということになりますと、勢い従来、衆議院大蔵委員会の小委員会において与野党の専門家のお集まりの中で議論していただいた問題等が、念頭にどうしても出てまいります。そうすると、あのときは一過性のものは使わない、そして戻し税はやらない、赤字公債はいけぬ、恒久税制によるべしだと、大筋そういう台意がなされた上でもろの角度から議論がなされた。オーソドックスな考え方としては、減税そのものを取り上げた場合、その恒久税制というところに頭が結びついてくるというのも一つの

自然の姿だと思ふわけでございます。

したがって、仮に一過性のものでありますとか、あるいはそうでないにしても、このダイナミズムの中で運用したものが、将来は別として、単年度限りで見た場合に、これは出すものは出して、入るべき影響を与える可能性というものは少ないという場合、やはり非常に消極的になりがちでございます。しかし、この次の財源確保法のときにまた御議論をさせていただくようでございますが、そういう議論を全部踏まえて正確に報告して、今度は本格的な税調の御審議を、私どもとしてはあらゆる予見を持たないで御審議をしていただくというのがオーソドックスなあり方ではなからうかなと、こういう感じがいたしておるわけでありまして。したがって、ある意味においては、当面の景気対策ということではなく、今後恒久的な経済運営の中で検討すべき課題であるというふうな位置づけをしていくのがオーソドックスではなからうかな。ただ、ダイナミズムそのものを否定する考えは全くございません。

○竹田四郎君 その辺が国民の気持ちと大蔵省の方向とちよつと違っているんじゃないかと思うんです。車だつてそうですね。レオンを要するときに、動いているときは車はレオンを変えやすいです。ところが車がとまつているときにレオンを一つ右のレオンに行けと言つても、これはえらい摩擦があるし、ほとんど不可能だ。ところが、経済がずっと前向きに動いているときなら、レオンを変えるのは非常にすつといてしまふわけですね。僕はあの例をひとつ考へてみてほしいと思ふのです。経済を前向きな形でずつと動かしている中で、いま言ったような大蔵省の考へていような恒久的なあり方というものをその段階で考へていいんじゃないか。むしろいまは、どちらかと言つと、経済を前向きに動かしていく、その方が選択としては優先するんじゃないか。

だから、まづとりあえず、恒久的な財源を考へる前に、一時的な手当てで経済を動かしていく、前へ進まして車全体が動いているその中でレオン

を変える。右から左へ、左から右へとレオンを変えるというふうな形をもつと考へていいんじゃないか。そういう点で言えば、これはお役所です。かわからないことはありませんけれども、もう少しこの辺は考へ方を改めた方が考へやすいんじゃないか。こう思うのですが、どうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) いま御指摘になりましたように、言つてみれば、おまえらが——おまえらというか、政府が最善最良なものなりとして御提出を申し上げた時期以降に、たとえば原油価格の値下がり問題あるいはいま最初御指摘になりました米國經濟の金利の問題は別として、上方修正というふうな環境ができておるから、ダイナミックな経済運営がその中へ巧みに調和したならば、税制そのものでなく経済運営全体として考へた場合に、ダイナミックな考へ方も通用する環境が逐次整いつつあるんじゃないかという趣旨の御指摘だと思ふんです。私も基本的にその考へ方を否定する考へはございません。

しかし慎重にならざるを得ぬのは、減税というそのものを対象に考へた場合が一つと、それからもう一つは、さて果たしてこの原油値下げ効果がいづの時点でわが國經濟に本格的に作動するだろうか。税制そのもので考へますと、実際いま若干石油商品の値崩れと申しましようか、があつても、それは高い油がストックしてあるわけでございますから、あるいは一時的には經常収益にはマイナス効果があると思ひます。だからこれらが本間にプラス効果として出てくるのはいつの時点かということも正確に判断をしなければならぬ課題だというふうなことを考へますと、勢い慎重にならざるを得ない。

ただ、そういう環境が、おまえたちが予算編成した当時と比べれば、為替レートにしてもそうでございますね、ずいぶん変化しているんじゃないか、そこにはダイナミズムというものが必要じゃないかという基本論は、經濟論争として私もよく理解できる問題でございます。が、言うなれば、私も野人でございますが、大蔵省のやかたの

中へ入った者と、それを大衆の中から見ておられるのとの若干の考へ方の違い、基調は余り変わらなくても、あらわれるところの違いというものも、巧みにいいますか、痛烈に御批判いただいておりますという認識を自分も持たなければならぬなと、そういう感じでございます。

○竹田四郎君 これはあとの法案のときにもまた議論を十分してみたいと思ひます。そこで、きょうは、主に関税関係が私の割り当てであります。若干はかへされることもありますけれども、それはお許しをいただきたい、こういうふうな思ひます。

今度アメリカの方から大変強いことを言われているたばこの問題に先に入ります。たばこの関税を下げるというんですけれども、まずその前に、國產葉たばこと輸入の葉たばこの公社買い上げというの、品種が違ふから同じとは言えないと思ひますけれども、具体的にどのぐらゐ価格差があるんですか。

○説明員(生平幸立君) お答え申し上げます。外國から買つております葉たばこいろいろ種類がございますので、最もその中で代表的なアメリカ產の黃色種と日本產の黃色種とを比較して申し上げますと、五十六年産で一キロ当たりの値段で見ますと、日本產の場合は千七百九円でございまして、ドルに直しますと、当時のレートで七ドル七十六セントでございます。アメリカの方の値段は三ドル六十六セントでございます。約二倍というふうな感じでございますが、もちろんこれにまた品質を加味するとか、あるいはまた東南アジアなどは大変安くなつておりますから、そうしますとまた違つてくるわけでございます。

大体そういうことでございまして。○竹田四郎君 輸入の紙巻たばこというのはかなり高いですね。ラークでいま二百九十円ぐらいでしようか、かなり高いですが、高い原因というのはたばこ輸入紙巻たばこの関税が高いだけということなんでしょうか。どうなんでしょうか、そこは、五五％ぐらい高いんじゃないですか。

○説明員(岡島和男君) 輸入たばこの小売定価は、いま御指摘ございましたように、ラークで二百九十円というところでございます。国内品で最もよく売れておりますマイルドセブンは百八十円でございますから、百十円の価格差が現在あるわけでございます。

輸入たばこの小売定価はどうやって決まってくるかということからお話ししたいといけないうけでございすけれども、輸入たばこの小売定価は、毎年公社と外国メーカーとの間で行われますまず輸入価格交渉というのがございす。輸入価格交渉によりまして、公社の購入原価がまず決まってくるわけでございす。購入原価が決まっておりますとそれに関税がかけられるわけでございす。関税がかかった後に、あとは専売納付金、地方たばこ消費税を含んだものでございすけれども、それに小売マージン、それから諸経費を加えていくことで決まっております。

て、そうした一定の算式に基づいてでき上がって
いくわけでございます。この輸入たばこ国内た
ばこの価格算定上の方式は、関税がかげられると
いう点を除きますと、基本的には同じでございま
す。

ただどうしてこんなに価格差が生じてくるかと申しますと、輸出価格に関税がかかった後、従価税で納付金率がかかるわけでございます。その従価税と申しますと、当然高価格のものがよいに価格が高くなってくるわけでございます。この現在の定価の算定方式というのは、定価に納付金率がかかる。つまり原価の方にかかるんじゃないくて、定価に納付金率がかかる。その納付金率が五六・五%と内外同一でございますけれども、財政物資であるということから、内外共通の率でございますけれども、かなり高い納付金率が定価に対してかけられる。小売マージンも定価に対する一定率ということでございまして、そういうのが相乗されてまいりまして、関税がかかったときの差よりも、従価税である納付金率がかかることによりまして価格の差がだんだん大きくなっていく

と、こういう形になっておるわけでございます。
○竹田四郎君 それからもう一つは、小売店の数ですが、小売店の数を限定してゐるのではないかと、あるいは手数料について差別待遇をしてゐるんじゃないか、こういうことを盛んに言うんですね。

手数料も初めは七%だと思いましたが、何でも何か最近は一八・五%ぐらいになったんですか、しているんですか、そういうことであります、日本のは一〇%ということになります。一挙に七%から一〇%ぐらいにした方がいいじゃないかと思うんです。外国たばこを売るのも、日本のたばこを売るのも同じで、手数料としてそういう差別をどうしてつけるのか。一体何で差をつけているんですか。つけている根拠というのはどういふわけなんです。同じでいいんじゃないかと私は思うんですが、どういふわけですか、その根拠は。

○説明員(岡島和男君) 輸入たばこの小売マージンにつきましては、昭和五十五年度までは国内品の1・0％に対して七％でございました。おっしゃいますように、国内品と輸入品との間にマージン率に差があるのは適当でない、内外差別だという

ことに、日米双方とも議論した結果、そうなりまして、これを段階的に引き上げる。と申しますのは、マージン率を引き上げますと定価にはね返つてまいります。したがいまして、マージン率を上げますと価格差の方に響いてくるわけでございます。したがいましてこれを段階的に引き上げるといふことで、日米間に五十五年十一月に合意ができておるわけでございます。

そういう合意に従いまして、五十六年度は、その方向に従いまして、四月に七%から八・五%に引き上げました。五十七年度は一〇%に引き上げるといふことも考慮されたわけでございますけれども、ただいま申し上げましたように、マージン率を引き上げますと定価にはね返る、外国たばこの値段がそれだけ高くなつて価格差が開くという

こともございまして、日米間で了解の上八・五％に据え置いたと、こういう経緯がございます。

五十八年度どうかということでございますけれども、これは国内品並みの一〇％にしたらどうか、あるいはまた関税が引き下げられますと、その分だけ輸入品の定価が下がるということがござ

ざいます。そうすると、同じ率にしておきますと、それだけ小売店の手取りが一箱当たりで減るということになってまいります。そういう議論もございまして、いろいろ考えておるわけでございませうけれども、公社としてはいろいろ慎重に検討いたしました結果、いろいろな御議論を経て、関税の引き下げということが決まって法案が提出されているわけでございますけれども、その効果をフルに出すためには、マージン率はこの五十八年度は据え置いてほしいという外国メーカー側からの要望もございます。そういうこともありまして、五十八年度についても八・五％に据え置くこ

ただ、先ほど述べましたような日米間の了解事項もございいますものから、将来できるだけ早い機会に外国メーカーと話をしながら国産たばこにしたいというふうに考えておるところでございます。

並みの一〇％に引き上げることが適當であると、このように考えている。こういうことでございませう。

○竹田四郎君　僕は、今度の場合、ちよつとその辺が理解できないんですがね。外国たばこは今度は現実には安くなるんでしょう。日本のたばこはうんと上がるんでしょう。二十円上がるわけですよ。どれも二十円ずつ上がるわけですよ。ところが、外国たばこ、輸入たばこは、大体関稅率による引き下げが三十円、それで二十円上がるんですから、計算すると十円安くなるということになるんですよ。だから、いまのようなお話ならば、むしろこういうときに手敎料というのは訂正すれば一番いいわけでしょう。国産も収入対策で二十円上げるわけで、一本一円上げるんです。外国のも上げるんです。こういうときにむしろそういう差

額というのを訂正した方が理解できるんじゃないですか。

○説明員(長岡寛君) 今回のたばこの価格の問題で、大変複雑でございますして、御審議を煩わしております関税定率法の関係、この法律が通りますと輸入品の価格が下がる。そこで内外の製品の価

格は縮まるわけでございます。製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部改正の法律が今度お認めいただきますと、内外製品が一律に今度は上がるわけでございます。したがって、価格差の問題は、今回のたばこ値上げの法律の方ではなくて、関税定率法の方で価格差が縮まるということになります。

そこで、関税の引き下げに伴う輸入品の国内における販売価格の問題につきまして、こういう時期でもあるからマージンを是正すべきではないかと、そして内外同一の一〇％にすべきではないかと、まさに竹田委員のおっしゃるお考え、私ども

もよくわかりますし、従来の日米の交渉の経緯から申しますと、そうすべきであらうという気持ち強いのでございますが、アメリカの方も痛しかゆしでございまして、先ほど岡島理事からお答え申し上げましたように、関税を引き下げて、日本

の国内で売ります輸入品の価格が下がって、内外の製品の価格差が縮まるということによつて日本ではたばこを多く売りたいというのが、率直に申しまして、アメリカ側の希望でございます。そうなりますと、そこでこの機会にマージン率を是正いたしますと、その分だけ、アメリカ側の言葉で言いますと、せつかく関税率を下げてもらつても、内外製品の価格差がまたそれだけ広がつてしまふ、そのマージンを是正する分だけ。そういう点がございまして、アメリカとしては、どっちをとるかというような感じになつて、結局は関税率の引き下げ分だけフルに内外製品の価格差の縮小の方に持つていききたいという方を選んだわけでございます。

そういうことで、今回は確かにマージン率を是正する一つのいいチャンスであつたと存じます。

れども、結果的にはどうもそうはならなかったというのを経緯でございませう。

○竹田四郎君 ちよつとその辺で日本の専売公社はもう少し主導権を發揮してもいいと思ふんですよ。確かにそれはマージン率は上がるといふけれども、それだけ。しかし、それによつていまだより、うちも外国輸入たばこを取り扱いたいといふことから、販売店数というの恐らくふえてくるだろうと思ふんです。はるかに。いまだでは、どうせ売らなければ外国よりも日本の国産たばこをうんと売った方がマージンもいからということですからね。今度は同じになるんですからね。そうすればアメリカだつて理解しないわけじゃないと思ふんですがね。

それはそれとして、もう一つ私が今度のたばこの値上げでわからないのは、何で一本一円上げるんですか。これは非常に不公平な上げ方だと思ふんです。それは財政の都合で赤字を埋めるということですから、それだけの負担はある意味では仕方なくやらねといふ考え方もあると思ふんですがね。たとえばハイライトですと、値上げ分というのはいさなりになります。二百四十円のキャビンだと八割にしかならないですよ。そうするとハイライトを吸う階層と、キャビンを吸う階層とでは、いまは国民のふところは冷えておるわけですから、ハイライトを吸う階層とキャビンを吸う階層とでは、同じ価格の値上げというのでも、響きが強いと思ふんです。百五十円階層には。

だから、こういう値上げ額を要えられないか。その方がまだ私は公平感があると思ふんですよ。これだと、まるで勤労大衆の方に国の赤字財政の責任をおつかふしているといふふうになつておる。仕方がないと思ふんですよ。いまだですと、大体たばこの値上げのときには、大衆たばこは抑えて、高級たばこの方の値上げ幅は上げるといふ論拠が多かつたんです。これは専売公社に入る金じやないんですから、とにかく取りやすいところからうんと取る。ハイライトを買ふ人の方が全体的には多いのかもしれないんですよ、だからそ

こから取つちやうと、こういうことなんですかね。どうもこの辺が理解に苦しむんです。

いまベースアップだつて、春闘でろくに上げちゃくれないし、人勧は凍結されるしというふうな形で、こつちだけは一三%も上がるんです。キャビンを吸う人は八%ですね。どうも逆じやないですか。むしろハイライトの人には八%で、キャビンを吸う人には一三%、こうあるべきじやないですか。どうですか。

○説明員(長岡實業) 一律一円の値上げをお願いいたしてあります理由は大きく分けて二点あると存じます。

一つは、ただいま御指摘がございました一級品から三級品というこの三つのクラス別の商品について、御承知のように、すでに相当の価格差はあるわけでございますけれども、現実の姿を申し上げますと、三級品の大半がすでにいわゆる赤字銘柄でございます。たばこが財政商品であるということを考えますと、これ以上価格差が広がることはどうであらうかというふうなことです。すでに私どもとしては、一級、二級、三級という三つのクラス別の商品の価格差は十分に開いておるといふ認識のもとに、この際で得れば一律に上げさせていただきますという考えに立ちましたのが第一点でございます。

それから第二点は、先ほど申し上げましたアメリカとの関係でございます。これは竹田委員もあるいは新聞でござらんになったかもしれないが、今回の値上げにつきましても、アメリカ側は何か日本政府がまた意地悪をしておるんではないかというふうにとつておる向きもあるようでございます。これは正式に私もそういう質問を受けているわけではございませんけれども、どうも新聞報道等から見ますと、何かせつかく関税率を下げたのに、今度はまた値上げでもつて、関税率引き下げの値下げ分をオフセットしてしまふようなことを日本政府なり専売公社が考えているんではないか、こういうふうな疑念暗鬼の動きがあるようでございます。そういう点、私もアメリカ

カにはつきりとわかつてもらわなければいけない。関税率の引き下げと価格の値上げは全く別である。価格の値上げはもっぱら財政上の理由から、内外品一律に上げるんだということの説明を繰り返しておるわけでございます。その場合に、もし日本の国産品の中の大衆品というふうなものについて値上げの幅が違ひますと、またアメリカの方は、それは言いながら日本では操作をして、一律に上げると言いながら、日本の国民がた

くさん吸われそうなたばこの分だけは値上げで加減しておるといったような揚げ足を取られかねないという面もございまして、この際一律に一円ということをお願いを申し上げている次第でございます。

○竹田四郎君 総裁、あなたはどつちを向いて物を言っているのか。アメリカに言いわけがつけば、日本の国民の負担の割合が不公平でも構わない、アメリカの納得さえ得られればいいんだ、どうもそういう感じがしてしょうがないですよ。ですからその辺、これはもうすでに取り決めされてあるのかどうか知りませんが、大蔵省、大蔵大臣自体、こういう値上げをしようと言っているんですか。僕は、専売公社のその分をちゃんと納めりや、大蔵省の主計局ですかどこですか、そこはそれで満足するんだらうと思ふんですよ。これはもうそういう点、どこを向いているのか。これは関税全体についても私は言えるんですがね。

それから同じような外国たばこでも、国民はどうか理解しているか私はよくわかりませんが、クロスライセンスのものというのはいさなり上がるんですよ。マイルポロというんですか、その他いろいろクロスライセンズでやっているものもある。こういうものはほとんど上がる。それは、実際の生産は日本でやっているんでしょうけれども、規格とか何かは向こうの規格を使っているんでしょう。どうもこの辺がよくわからない。日本のは向こうで上げてくれるんですか。そうじやないんでしょう。上げるわけじやないでしよう。クロスライセンズは向こうの会社がやっているんです。ど

うもその辺がよくわからない。

それからもう一つ、もう時間がありませんから申し上げますが、これは五十八年度と五十九年度の二年間の措置でしよう。その二年間、国庫への分納めればいいんでしよう。六十年度は、この前の説明ですと、このままもちやうというんでは、これも便乗収益になつておかしいと思ふんです。だから二年間の時限立法にしておけばいいんですよ。その先のことは、これはそのとき値下げをしますと。しかしそのときに、今度はたばこのコストが上がるというええ、それは別な法律ですからね、今度は。どうもその辺も、専売公社はこの際火事場式にもうけるだけもうけちやうとおこつておる感じがしてしょうがないんですよ。その辺のけじめというのははつきりしなけりや。あなたの態度というのは、アメリカが言うからこういうふうな上げ方をするんだと言つて、どうも国内の常識と相反する。それじやちょっと困るんですよ。

○説明員(長岡實業) 決してアメリカの方を向いて考えておるわけではございませんが、ただ、アメリカとの間のたばこの問題というのは大変ナーバスな問題でございます。これの処理は相当私どもも慎重に扱ひますと、日本のたばこ産業全体の将来にも影響を及ぼしかねない問題を含んでおると存じますので、いろいろな判断をいたします場合に、国内事情だけではなくて、対米関係も考慮なければならぬ現状にあるということは御理解をいただきたいと存じます。決してアメリカの方だけを向いて判断をいたしておるつもりはございません。

それからクロスライセンズの製品につきましても、これは両国とも国内品と同じような扱いをいたしますので、アメリカでつくつておりますハイライト、これはアメリカでたばこの値上げが行われるような場合にはやはり値上げをしておるといふことだと存じます。それから三番目の、今回の値上げ分の収入が五十八、五十九年度は全額国庫の方へ入る、そして

六十年度になれば専売公社の手取りになって、これはいわば便乗ではないかという御指摘だと存じますけれども、私どもだけの都合で言わしていただければ、現在たばこの需要が停滞しているときでございますから、現在が果たして値上げの時期であるかという点については疑問なしといたしません。ただ、そのたばこが財政商品であり、私どもは財政専売を国から委託されておる公社でございますから、国家財政が異常な危機にあるときには、やはりそれなりに私どもとしては貢献せざるを得ないということで値上げをお願いいたしておるわけでございます。

六十年度になりますと、私どものいまの計算では、どうも公社の経営が赤字になりそうでございます。そういうことで、財政に対する寄与は五十八、五十九年度に限定をしていただくということになったわけでございます。

○竹田四郎君 どうもわからぬことがたくさん専売公社はあるんですね。

もう一つ、私いつも見ていてわからないのは、専売公社はいろいろなたばこの包装とか広告なんというものはユニークないものがあるんですよ。私はそれは評価しますよ。よくキャピンの紙のバッグを持っていたり、あるいはマイルドセプンのバッグを持っていたり、中学生や高校生がずいぶんいますよね。恐らくあれはたばこを買ってあれをもったんじゃないかと思うんです。恐らくどこかでああいものを袋として買っていると思うんです。あれにはキャビンならキャピンのレイアウトのあれがちゃんと印刷されて、感じは私いと思うんですよ。中学生や高校生が持っているところがちよつと気になるんですが、感じは悪くないと思うんです。

ああいうのは、意匠権とかなんといふのは専売公社は持っているんですよ。その持っている意匠権を一体どういふふうに使っているんですか。意匠権を持っていれば、あれをだれがつくらしているのか知りませんが、その意匠権に對する代償といふのは、公社が法律を改正して

も、これは当然求めるべきだと思うんですよ。ポスターだってそうだと思うんですよ。

この前、「俺の赤」なんというああいふポスターは、私は率直に言って、そう悪いとは思いません。いいポスターだと思えますし、今後いいポスターをつくってもらいたいと思うけれども、あれなんかは欲しいと言ふ人ずいぶんいるんですよ。私は売ったらいと思ふんですよ。そんなに専売公社が困る困ると言ふなら、直したらいんですよ。そういふように、それはやらないうで、ここを見ると、勤労大衆から金ばかり取るといふたばこのあり方というのは、どうも逆じゃないですか。いまいいレイアウトのものをどんだん出せば、これには意匠権とかなんといふことの使用料がつくわけでしょう。収入にもなるわけでしょう。現実にはそういうことをやっていらつしやらないようですよ。そういう形でもっと考え直したらいいんじゃないですか。これは私の提言です。ここでできませんときつと言ふに決まっているから、これは考えてくれればいいと思うんですが。

それからもう一つ聞きたいのは、たばこ輸出を進めたいということですが、これは私も反対はしません。しかし、どうして別会社をつくるんですか。これは民営化あるいは分割化の一環だろうと思ふんですけれども、これをひとつうんとやって、専売公社を民営化しちゃおう、あるいは場合によれば分割化しちゃおうという方向を目指しているものじゃないかという疑問を私は持っているんですが、どうですか。

○説明員(長岡實君) 私どもといたしましては、たばこの輸出は、国内のたばこ需要が停滞をいたしてありますので、そういう中にありましては、今後積極的に取り組んで海外にその基盤を築いていかなければならないと考えております。このために欧米の有力メーカーに対抗して企業的な行動をとる得るような体制が必要である。公社制度とか、いまの予算制度の制約を離れた活動ができるような体制をとる必要があるのではないかと

ところから、たばこ輸出会社を公社の出資によって設立しようとするものでございまして、このことと公社自体の経営形態の問題とは私どもは一応切り離して考えております。

公社自体の経営形態の問題につきましては、竹田委員御承知のように、臨調の答申も出しまして、私どもとしても将来の方向を求めて現在真剣に取り組んでおるところでございますけれども、いまだ結論が出ておりません。ただ、いかなる経営形態になるにしても、輸入たばこの競争の激化は当然避けて通れない問題でございますので、そういう厳しい環境の中で私どもが生き抜いていけるような、企業性が発揮できるような体制にしたいだけなわけじゃないかというところは考えておりますが、そのことと今回の輸出会社設立とは一応切り離して考えておるつもりでございます。

○竹田四郎君 ほかにまだありますけれども、時間がありますから、もうたばこの話はこれで終わりますから、どうぞ御退席して結構でございます。

そこで、貿易摩擦の方に返るわけですが、私も、どうも私、最近の貿易摩擦というのはわからなくなってきたと言ふべきだろうというふうに思ふんですよ。いままでは比較優位論とかなんとかという形である程度わかったわけですよ。鉄鋼にしても、繊維にしても、あるいはテレビにしても、いろいろいままで日米間のそういう摩擦はありましたが、ある意味ではわかった。最近はどうも貿易摩擦といふのはよくわからないですね。いまのたばこの話でもそうですよ。十分アメリカに理解させるようなことはしないで、アメリカがやかましく言う。とにかくわんぱく者が言えは通る。力のあるやつが言えは通る。力のないやつは何を言ったつてつぶされるというふうな形が最近の貿易摩擦だと思ふんですよ。いままでの自由無差別というガット体制じゃなくて、力の論理が押し通っているというふうな形が最近の世界貿易の内容だといふふうには思えないんですよ。

これについては、大蔵大臣なりあるいは関税局長でも結構ですが、一体最近の貿易摩擦、通産省でもいいですが、どういふふうにかえたらわかるんですかね。何か力が四つに組んでいるようなもので、力が強ければ無理も通る、道理は通らぬといふような気がしてしょうがないんですよ。今日の貿易摩擦といふものの根源は一体どこにあるんだ、その根源を直すにはどこをやるんだ、その辺が明確にならなくちゃ貿易摩擦の問題は幾らやってもしょうがないと思ふんですよ。その辺はキッシンジャーの発言なんかの方がずっとわかりいと思ふんですよ。

キッシンジャーの発言なんというものは、世界の最近の債務国と債権国の大きな国際債権債務の問題だとか、あるいは貿易、世界経済の活性化の問題、それがあるんだというのを言っていて、むしろ中曽根さんの貿易摩擦を防衛摩擦でカバーすることについては批判的でありますけれども、そういう点で貿易摩擦といふのは一体何なんですかね。どうもわからなくなってきたから、その辺をどこでもいいですからお話をいただきたいと思ひます。

○政府委員(松尾直良君) 貿易摩擦といふものの原因といふものは、これはいろいろな原因が考えられるかと存じます。ただいま委員いろいろ御指摘になりましたように、一つには世界経済が非常に長く停滞しておるというところに根本の原因の一つを求めざるべきではなからうかという気もいたします。それからまた、非常に個別の話といたしましては、特に日本とどうした欧米主要国との間の貿易収支というものが、かなりな期間にわたって日本の持続的な大幅な出超が続いておるということも、貿易摩擦の非常に大きな原因の一つであるかと思ふのであります。また、先ほど申し上げました世界経済の不況といふことも、根源をたどれば、石油価格が急速に上がったといふことの影響とそれによる影響が先進国の経済成長をおくらせたといふこともございまして、あるいは発展途上国、特に石油を産出しない発展途上国の経

経済的な困難を大きくした、こういったいろいろな要因があるかと思ひます。またさらには、実態以上に日本に対する理解がまだ十分でない誤解からくるという面もあるかと思ひます。私どもと申しますか、政府として累次にわたって市場開放政策というものを打ち出してきた考え方というのは、日本という国は、何と申しましても、自由貿易でなければ成り立たない国でございます。資源、食糧、いづれをとりましても、完全な自給ということができないわけでございます。こうした場合の輸入をし、加工することによって生きていかなければならない。といったしますと、自由貿易の恩恵というものはわが国にとつていまだ一番受けてまいりましたし、今後も日本経済が成長していくためには、世界の貿易体制というものが、自由な貿易体制というのが維持されるというのが不可欠なわけでございます。そういう点から、わが国として市場開放をできるだけ進めるといふ考え方で累次にわたる市場開放措置をとってきた、このように御理解をいただきたいと存ずる次第でございます。

○竹田四郎君　そうしますと、日本の国際的な発言というのを見ますと、どうも非常に弱いですね。世界じゅう見ている、あるいは私も新聞見ている、何か日本だけが悪い、向こうはいいのだと、そういうようなスケープゴートにどうも日本がされているような気がするんですが、さっきのたばこの問題だってそうですよ。あるときは、日本は小売店の数が少ないとか、あるいは手数料が安過ぎるから売ってくれないのだとか、さんざんけちつけたわけでしょう。今度はどうかという、何かそんなことされちゃ困ると、こう言っているわけでしょう。全く首尾一貫性がないのですよ、アメリカの言うことを聞いていても、ヨーロッパの言うことを聞いていても。

いま確かにおっしゃる通りに、日本は自由貿易体制でなければ暮らせない国だということは非常によくわかるのですよ。おっしゃるとおりですよ。それにはどうなんですか。日本の主張は日本

の主張でいい、譲るべきものは譲るという形というのがどうもはつきり出ていない。たとえば残存輸入制限の問題だって、何も日本だけがいろいろじゃない。フランスあたりにもしてみてもかなり多い。工業製品にしてみれば日本よりアメリカの方が多い。こういう中で、日本だけが封鎖しているのだ、市場開放してないのだと、こういう訴えしか国民の中に聞こえてこないんですね。もつとその辺は積極的な発言をすべきだ。譲るべきところはちゃんととつきり譲らなさいかぬと思うのですよ。そういう体制がどうも国民にわからない。したがって貿易摩擦というのはどうもよくわからない。何かあちこち頭づつちやって、抜ける道はないというような感じがするのですがね。その辺もう少し明確にすべきじゃないですか。これは大蔵省だけの問題でなくて、外務省も通産省もそういう体制にならなくちゃならぬと思うのですが、どうもその辺で、日本が一番自由貿易体制でなければ生きられない国なのに、外国に対して日本の主張というのは弱過ぎるのじゃないか。どうですか、大臣。

○国務大臣(竹下登君)　私はこれはいささか表現を気をつけなきゃいかぬ問題であらうかと思うのでございますが、いわば貿易摩擦のよつてもつて立つ淵源というのは、他の国の方々あるいは地球上の民族の中で日本人が知識水準が一番高く、したがって技術水準も一番高く、そして最も勤勉である、だから競争原理の立場に立つては、日本のそういうものろの問題が自由貿易経済の中で市場性をより強く持つておるといふことが根源であると思つております。

が、いつも困りますのは、どうして日本経済、わが国の経済とこういうアンバランスができるかと言われた場合に、知識水準の程度が違ひますというところだけはなかなか言いにくいものでございますから、いろいろな文盲率とか、あるいは高等学校進学率、大学進学率、そういう問題を示して間接的にそういうことを私は申し上げております。言葉は非常に気をつけながらそういうことを申し上げてお

るわけでございますけれども、基本的には日本民族というものの知識水準、技術水準、勤勉さ、それが自由競争の中において優位に立つという、ある意味においては大変喜ばしいことでございますし、そうしなければならぬ背景というもののままに無資源国としてあつたからそうなたかとも言えるわけでございます。

したがって、そういう一つの原則の問題がございまして、端的にあらわれる問題としては、先ほど関税局長も申し上げましたが、いわゆる貿易収支、そしてそれが各国の国内経済、なかんずく失業率の増加となつてあらわれておる。そういう現象が保護貿易主義にとかく走りかちな環境をつくり出す。したがって、そういうものをなくするために、事前にわが国の制度、仕組みなりを整理しながら、誤解に基づくものがたくさんございますので、先手先手と手を打っていかなければならぬ課題であるというふうに私も常日ごろ理解しておるところであります。

そこで、そういう問題の中に、譲るべきは譲るというお言葉がございましたが、結局そういう知識水準とかいろいろな問題とは別に、宿命的な背景として見られるのは国土面積の問題、面積というものを土台にした製品、極端に言うところ農業、農産品などになるわけでございますが、それだけではどうしてもコストが違つてくる。しかし、これは食糧安全保障の立場から、わが国はわが国として絶対相手国に理解を求めていかなきゃならぬ問題であるなというのを常日ごろつくづく感ずるわけでございます。したがって、誤解に基づくものがないように、絶え間なく努力すると同時に、各国のそれぞれの国情の中において保護貿易主義が台頭していく芽を事前に摘んでいくだけの努力はしよつちゅう、これは大蔵省といわず通産省といわず外務省といわず、政府全体あるいは国民全体の次元の中で対応していかなければならない課題ではないか。

少し角度の違ったようなことを申しましたが、いつも外国の方がお見えになるたびに、私も言葉

を選びながら、わが国の技術水準とか知識水準の優位性をわかつていただくように、環境を説明したりするところにはいづいぶん気を配りながらお話をしておるといふのが現状認識でございます。

○竹田四郎君　言葉の使い方というのは、確かにおっしゃる通りに、十分注意して、何も日本は教育水準が高いと言わなくても、日本の労働の質は高いんですよと言えはいわけでありまして、それはいろいろな表現の仕方はあるんですから、それはいいと思ひますがね。

たとえば関税率なんかどうなんですか。関税局長、主な主要国に比べて日本の関税率というのはどのぐらいの地位にあるんですか。私はそんなに高くないと思ひますが。あるいは通産省の方がお見えで、お答えできればお答えしていただきたいのですが、主要国の生産性の高さなどというのはもう少し示していいんじゃないですか。国民にもわかるようにしたらどうですか。そういうものを余りはつきりしないで、いじめられることだけされれば、それは幾ら日本の勤勉な国民だって、何か頭を押さえられるという気になつちゃうと思ひます。そういう資料はほとんど出していいんじゃないですか。どうですか、その辺は。

○政府委員(松尾直良君)　この関税率の比較というのはなかなかむずかしいわけでございますが、先般の東京ラウンドの際に各国の関税率の比較というのをいたしました。これは一九七六年のデータをもとにいたしましたものでございますので若干古いわけでございますが、このときに東京ラウンドの最終でどういう水準であるかという試算をいたしております。

鉱工業品だけをとりましますと、鉱工業品の中でも石油を除いておりますけれども、東京ラウンドが完全に実施された後の平均関税率、日本が大体三%、アメリカが四%、ECが五%と、大ざっぱに三、四、五ぐらいの水準で並ぶということでございます。

ただ、ただいま申し上げましたのは、鉱工業品に限っておりますので、農産品も含めてもう少し

新しい数字で何か比較するものがないかということ、これは関税負担率と呼んでおりますが、要するに関税収入額を輸入額で割ったものでございす。これを一九八〇年の数字で申し上げますと、日本が二・五、アメリカが三・一、ECが二・八でございまして、大体似たような水準で、その中で日本が一番低いと、こういう数字になつておるわけでございす。

平均的に見れば、確かに日本は世界で最も関税負担が低いということが言えようかと思つておりますが、ただこの平均関税率なり関税負担率というのは、当然加重平均でございすので、高関税のもので輸入が少ないものあるいは関税障壁があるためにほとんど輸入がないものというものが反映されてしまつてございす。したがって、となく個別の品目をにらんで日本の関税率が高いということが依然として言われるという局面が続いておるといふこととございす。

○竹田四郎君 通産省はお答えがなければいいです。

○委員長(戸塚進也君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(戸塚進也君) 速記を起して。

○竹田四郎君 それから内閣官房からお見えになつていふと思つて、この間、三月二十六日に、これは関税そのもののじゃありませんけれども、非関税障壁問題の基準あるいは認証制度の包括的な改善策を決めまして、これはかなり反響があつたし今後もあるものだ、こういうふうな思ふんで、これは今後どういふふうな日程でどんなふうな形でやつていくんですか。その先のアウトラインを示してほしいのですが。

○説明員(伊吹進人君) 去る三月二十六日に決定されました規格基準・認証制度につきましては二つの問題点がございす。一つは、内外無差別を法制的に確保するという意味で法律の改正が必要である事項でございす。それから二つ目は、法律の改正は必要としなくて、手続の簡素化とか透明性の確保とか検査データの受け入れというよう

な事項でございす。

今後の日程でございす。法律の改正を必要とするものにつきましては、早急に改正案を作成して国会に提出したいと思つておる。もう一つは、手続の簡素化その他の事項につきましては、特別に問題があつて、たとえば五十八年度中とか、五十八年十月から実施するといふふうに限定しているもの以外、できるだけ早急にその事項を実施してまいりたいといふふうに考えております。

○竹田四郎君 法改正は今国会で全部済ましてしまつと、十七項目、関係は十七法案ぐらゐになるということでありませうけれども、今国会で解決してしまふ。こういう考え方でございすか。

○説明員(伊吹進人君) 法律の改正を要するものが十七の法律でございす。改正案をつくるのに若干時間がかかります。しかし今国会には提出をさせていただきたいといふふうに考えております。

○竹田四郎君 おおむねいつごろになるわけですか。

○説明員(伊吹進人君) 四月じゅうには提出させていただきたいと思つております。

○竹田四郎君 この基準・認証制度、これだけではどうもアメリカあたりの要求を満たすといふふうにはならぬと思つて、私もアメリカの要求がどういふ要求かよくわかりませんけれども、去年の十一月にアメリカの通商代表部ですか、これが議会に出した報告がございす。日本の対米貿易障壁と日本政策の最近の市場開放策というふうなものがあつたけれども、これを讀みますと、とてもいまの二十六日の対応策で向こうがそれでオーケーを出すには、大変道は遠いといふ感じがするのです。

特にあの中ですでに書かれてある問題の中で、金融関係それから証券関係、こういうようなものといふのは、保険関係を含めまして、大変たくさんあるように思ひますし、さらに最近のサービス貿易と

いうようなもの、もちろんその中に含まれると思ひますけれども、そういうようなものも向こうでは述べているわけですから、さっきの十七のあれからどういふものか。さっきの十七のあれの中にはそういうものは入っていないでしよう。ですから、その辺はなかなかむずかしい問題だらうとは思つて、その辺の関係をどうするか。これは大蔵省も関係するでしょうし、内閣官房も関係するでしょうが、その辺はどういふふうな考えたらいいですか。

○説明員(伊吹進人君) 基準・認証制度につきましては、御指摘のとおり、内容は限定されておる。まして、広いその他に及ぶような政策といふのは含まれておりません。しかしその他の問題につきましても、経済対策閣僚会議で決定された事項その他でございすので、それは漸次実行されていくのではないかと、それは私は考えております。

○政府委員(松尾直良君) 必ずしも私の所管でございせんので、私からお答えするのが適當かどうかでございす。いま御発言ありましたサービス貿易という問題、これは非常に広範なわけではございまして、大蔵省に属します金融、証券といふものから、そのほか弁護士活動であるとか、あるいはいろいろなコンサルタント業務であるとか、大変広範なものを含むわけではございす。

今日まで貿易といふのは、物の貿易に限られた議論が行われておつたわけではございすけれども、こういうサービス面での国際交流といふものが年々大きくなつてまいりまして、これを国際的にいふ取り上げようではないかという機運が出てまいりまして、OECDの場で取り上げられておりますし、それからガットの場でも、今後物だけではないで、こういったサービスの貿易の問題も取り上げるべきではないかといふ議論が行われ、先般のガット閣僚会議で若干の萌芽といふべき決定が行われておるわけではございす。これは二国間に限つても、もちろん日本とアメリカ、あるいは日本とECとの間で貿易問題をやりますときに、あわせてこういったサービス面での

問題が議論されることも従来ございましたし、今後もそういう場面といふのはいろいろあらうかと思つてございす。

したがって、非常に広い広範な場でこのサービスの問題というのがだんだん取り上げられていく時代になつておるといふこととございす。が、個別の問題につきましては、それぞれそのサービスを所管しておられます方からお答え申し上げるのが適當かと存じます。

○国務大臣(竹下登君) 私から包括的なことを簡単に申し上げておきます。

US TRの報告書は、御案内のとおり、サービス貿易各般にわたつての問題でございす。所管が著しく違ひますのは、弁護士問題とコンサルタント、これはさて置くとして、私もまだ党内におりますときにブロック通商代表とワシントンでいろいろ議論をいたしました。特に銀行、保険、証券あるいは投資問題といふことになりまして、最初の間はわが国と他国の仕組みの問題についての理解が足りなかつたんじゃないか。それは一つは言葉の問題もございす。ただ、幸いにして、銀行、証券あるいは投資部門、保険といふようなところは、言葉の通じやすい環境にあるわけではございす。非常に言葉の通じやすい人が多いといふ意味も含めて。したがって私は、その誤解といふのはだんだん解けて、いまこれらの問題についてはほとんど問題がないようになつた、むしろある種の評価を相手国もしてくれておるといふ状態になつたと思つております。

最初議論しておりますときには、何かわが国はどうしても、投資家保護、預金者保護、被保険者保護といふのが先に法体系から言つてなつておりますし、そこで自由競争の原理の中でどういふ考え方が若干基本的な違ひ、だから本当に平等になるためには世界共通銀行法、世界共通保険業法でなければならぬのだなといふような感じも持ちながら、徐々に徐々に議論した結果、私はこれらの問題についてはいまのところ大きな問題は、制約はほぼ完全になつたといふような評

重要なポイントとしてこれを確保するという立場から、外国データの受け入れにつきましてその可否を検討してまいってきたわけでございます。特に医薬品の毒性試験等につきましては、昨年来医薬品の試験の、何といいますが、試験の実施基準

というものをくりまして、この基準に該当している場合に、その外国データを受け入れるということにしておりますし、試験法につきましても、ガイドラインの作成を進めるといような方策を講じております。

それから臨床試験でございますけれども、この臨床試験データにつきましては、欧米人と日本人のいとお話ございました体質の問題とか生活環境、そういうものの差異を考慮する必要がありますので、今後WHOなど国際的な協力体制のもとに、そういう場での意見を十分に聞きまして、そしてわが国の専門家の意見もあわせ検討いたしまして、学問的に受け入れることが可能な範囲というものを検討してまいりたいというふうに考えております。

○政府委員(松尾直良君) 市場開放策の一環として、通関制度につきまして大きな改正を昨年からいたしておりますが、そういう中でいま御指摘のありました包括審査、つまり継続的に同じものが輸入される場合に、最初に審査しておくことによりまして事後簡単に許可をする、あるいは物によりましては、物を先に引き取るといいう事後審査制、こういうものを導入いたしておるわけでございますが、IQ物資、輸入割り当て品目につきましては対象から落としております。

御指摘のように、輸入割り当てをくぐるためにいろいろな工夫をいたしまして、いろんな新しいものが入ってくるという事例が多いわけでございますが、このIQ品目に該当する可能性のあるものについては慎重な審査をいたしております。こうした包括審査とか事後審査の対象外というところで措置をいたしております。

○竹田四郎君 いずれにしても、そういう非常に心配があるわけでありまして、なかなかいまいましいという形ですべてのことができるわけじゃありませんし、向こうの基準が果たしてこちらの基準とうまく合うような基準がすべてできているというところでもありませんし、そういう点では、国民の命と健康という問題については十分な配慮をひ

とお願いをしたいと思えます。

いよいよ時間がもう迫ってきたんですが、今度の関税率の引き下げを見ますと、非常に欧米向きだといふふうに言えるんじゃないかと、こう思いますね。

たとえば品物の一つ一つ比べてみましても、たとえば油などを見ましても、トウモロコシの場合には、これは関税率の引き下げが二〇・八%くらいになっていく。ところがヤシ油の場合は四・二%くらいですね。同じ油でも非常に差がある。あるいはジュースでも、レモンジュースの場合には二七・五%だけれども、ライムジュースの場合には四・三%とか、それからチョコレート菓子とかビスケットとかクッキーなどといましますと、大体三〇%から四〇%の切り下げだけれども、たとえばココアなんかを見ますと五・七%。

それから全体的に見まして、機械あるいは比較的技術を要するようなものについては非常に低く下げたり、あるいは無税にしたりするということをやっていくんですが、どうも先進国向けの関税の引き下げであって、日本の貿易が非常に関係をしていく、またこれからもそういう関係が非常に重要になってくる途上国や、特にASEAN、こういうものに対する配慮というのは非常に欠けているんじゃないですか、今度の問題。

これは相当直していかないと、恐らく今度の総理のASEAN訪問にも大きな問題が出てくると思ふんです。いままでもかなり強い要求があるんですけれども、そういう点では、今度の関税率の改正というのを見ますと、どうも上の方ばかり見ている。さっきのたばこから、一連の農産物から、いろんな話してみても、日本がこれから依存をしないくちやならない、これは貿易的にも依存しないくちやならない、そういう途上国に対する配慮というのは非常に少ない。上ばかり見てやる。先進国には非常に腰を低くして、あれやこれや気を使っている、そういう態度をお示しになっている。ところが、途上国やASEANの国々には、今度は逆に

下げてはやるけれどもおまえたから買うようなものはないよと、こういうような形ですね、今度のを見ましても。

確かにニシンの卵とか七面鳥の肉とか、こんなものは下げています。下げてはいるけれども、こんなもの全然関係ないですね、買っていないんですから。そういう形でかっこうは下げていて、かっこういいようですが、実際はそこからこっへ買うものはない。これも一種の欺瞞と言えは欺瞞ですけれども、こういうようなことをやっている。あるいはいま非常に望んでいるところの合板とかあるいはフルーツジュースとか、そういうようなものについては何ら考慮を払わない。こういうような態度でいって、果たしてこれからのアジアにおける日本になるのかどうなのか。もう少しこの辺は配慮しなくちゃならないと思ひますが、これはどういふように考えるんですか。これは特に総理がこれから行くわけでありますから、特にその対策というのはいまもう練っていらっしゃるんだらうと思ひますけれども、もう少し何とかしなければ、これでは大國主義を日本は振りまくという批判を受けざるを得ないと思ふんですが、どうでしょう。

○政府委員(松尾直良君) 今回の改正品目を個々にごらんいただきますと、ただいま御指摘のように、アメリカあるいはECという先進国の関心品目あるいは関係の品目が多いことは御指摘のとおりでございます。しかしながら、市場開放措置というものは、これは二国間の問題であるのみならず、関税というものはグローバルに適用されるわけでございまして、また先ほど来申し上げましたように、保護主義の台頭を抑えて自由貿易体制を維持強化するということが、発展途上国にとってやはり益するところがあるかと思ふんであります。

なお、その発展途上国に対する関税の関税につきましましては、今回の市場開放にむしる先立ちまして、一昨年特恵関税制度の十年延長等の改善措置を講じたところでございます。ASEAN等から

個々の関税改正の要望というものは従来からもあるわけでございまして、そういうものを考慮に入れながら関税政策を考えていかなければならぬという点につきましては、御指摘のとおりでございます。

ただ、一つ付言をさせていただきますと、ASEAN諸国の関心品目というのが、農産品あるいは日本の中小企業なり零細企業に影響の大きいと思われるような産品が比較的多いというところが、非常にむずかしいところでございまして、農業あるいは国内のそういう中小企業へ配慮しながら、こうした発展途上国の要望にこたえていくということが肝要であるというのが、私ども一般的な考え方でございます。そういう観点から四十六年に特恵関税を創設しまして以来、数次にわたって特恵関税の改善というのを講じてきておるわけでございます。

○竹田四郎君 特恵関税の延長だけでは僕は意味ないと思ふんですね。ほかの方の関税率はほとんどどんどん下げていっているでしょう。そうすると特恵的な役割りはますます余り意味がなくなっていくのが一つ。だからこそASEAN諸国がいろんな要求を出しているんだらうと思ひますよね。そういう意味で、どうなんですか、総理が行かれるわけでありまして、きょうあたりの方の新聞を読みますと、むしろアメリカあたりの方が途上国に対する関税のあり方というのを積極的に行っているというところですが、近いところの日本、しかも総理大臣がこれから行くところというところでも少し新しみをだしていかないと、アジアの中の日本、何もしない必要はないんですが、アジアの一員としての日本というふうないままの日本の方針というのには崩れていくんじゃないでしょうか。

この辺は大蔵大臣どうですか、内閣総理大臣が来月末ですかにはスタートするわけでありましてけれども、その辺が貿易関係では一番問題があるように思ひますけれども、そのままでいいんですか、いまのままで。あるいは何か考えていらっしやるんですか。どうなんですか。新聞では、ま

だ発表の段階ではないけれども考えていると、こういうふうな新聞もあるようでありすけれども、どうなんですか。

○国務大臣(竹下登君) 総理のASEAN訪問がもう間近に迫っております。時を同じくしてアジア開発銀行の総会へは私が出かけることになっております。いまその間のいろいろな問題について事務的にも詰めておりましたが、いわゆる関税問題につきましては、特惠関税の適用期限を十年延長したという措置がござりますので、今度は各国それぞれのもろもの貿易問題についての要求があるかと思っておりますので、それについての具体的な対応策については、関税のサイドからこれを事務的に詰めておるといふ段階ではまだございせん。いまそれぞれの関心品目あるいは経済協力問題等についての勉強を開始しておるところであります。基本的な姿勢としてわれわれが持っていなければならぬのは、それはいま竹田委員御指摘のとおりであるといふふうに私も理解しております。

○竹田四郎君 向こうで何か総理が発表するといふような段取りになっていっているというんですから、あえてここで発表を強要したくありません。もう時間ありませんから、梅澤主税局長には、きょうは質問通告をしておきまして、自動車重量税の問題で少しここで徹底的に議論しようと思つていたんですけれども、それをやっていると時間オーバーになってしまいますから、これはこの次にその辺の議論をしたいと思つております。

いすれにしても、権利創設税という考え方は間違ひである、どうしたって間違ひである。しかも、もし権利創設税であるならば、特殊自動車に対する非課税というのはいかぬわけですね。これを経済的におおまかのところはもう少し発展させたから免税にするとか、あるいは税率をそこは半分ぐらゐにしてやるといふことならわかるわけですね。道路を走る権利を与えるというんだつたら、特殊自動車だつて道路を走るわけですから、その権利に対しては非課税ということはありません。

いと思ふんですね。そういう意味で、きょうはその議論はしませんけれども、この次にそういう議論をする機会を与えていただきたいと思いますから、きょうは大変失礼しました。これで終わります。

○丸谷金保君 最初に大臣にひとつ御確認しておきたいんですが、憲法十四条、すべての国民は法のもとに平等だと、こういうことは御存じだと思ふんです。したがって、憲法三十条の「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」というこの条文もやはり十四条を受けて公平の原則が貫かれていっていると、こういうふうに理解してよろしゅうございましょうか。

○国務大臣(竹下登君) 三十条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」、いわば租税法主義、そしてそれに対する義務ということ、お説のとおりだと思つております。

○丸谷金保君 ところが、五十六年の三月十九日の大蔵委員会での私の質問に対して当時の高橋主税局長が、これは酒の税金なんです、輸入品については一定率の適用の余地がない、そういう意味で違つておるといふお答えになつておりました。要するに国内の課税の仕方と輸入品とは違つておるといふときに、違つておるといふお答えになると思ひます。明確に違つておるといふことを言つておられます。このことをこれからまた関税の問題に關連してお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松尾直良君) 御指摘のとおりでございます。今度の関税の暫定措置法あるいはその他の定率法の見直し、これは昨年の十二月に審議院から答申が出ておるわけですが、大体これを受けていたものだと思ひますけれども、それに違ひございせんか。

○丸谷金保君 この中に第二のバルクワインを特恵の六十円から四十円にするという意見が出ておるんですが、これが読んでみて、どこにも今回の改正に出ていないんですけれども、これはどうなつておるんでしょうか。

○政府委員(松尾直良君) 審議会答申の「第二、個別の関税率の改正等」というところの「一、関税率の改正」としまして、「下記の品目について、関税率の改正を行うものとする。(一)バルクワイン関税率の引下げ」ということで答申に盛り込まれております。

○丸谷金保君 いや、それが今度出た法案の中のどこにあるか。ほかはずつと調べて、みんな答申どおり出ているんですけれども、これだけちょっと見えないんで、どこに出ているんでしょうか。

○政府委員(松尾直良君) 百二ページの終わりの方でございまして、「別表第二第二一・〇五号中「六〇円」を「四〇円」に改める」、これでございます。

○丸谷金保君 それで、それはわかるのです、答申どおり。ところがこのバルクワインを今度下げることが出ているのです。これは今度逆にこの審議会の答申の中にございましてですか。

○政府委員(松尾直良君) ボトルワインについては今回引き下げは行つておりません。

○丸谷金保君 だから、答申にあるのをおやりになつたといふことはわかるのです。ただ、答申にないのがそれだけぼつと出てきているのです。ボトルワインの関税率の引き下げ。あとは大体答申どおりに出ていて、これだけが突如として関税の引き下げが出てくる。これは一体どういうわけなんだ。大臣、お聞きになっていませんか。

○政府委員(松尾直良君) 今回ワインにつきましては、特惠関税六十円を四十円に改めるという改正だけを願ひしておるわけでございます。

○丸谷金保君 ブランデーのあれ、これは引き下げはないんですか。

○政府委員(松尾直良君) 私が申し上げましたのは、ワインについて申し上げましたので、ブランデーにつきましては御提案申し上げております。

○丸谷金保君 それが審議会の答申のどこに出ておるのですか。

○政府委員(松尾直良君) 審議会答申の別紙第一、「市場開放対策における関税率の引下げ実施措置」の、ずつと品目が並んでおります三ページ目になりますが、「二・〇九一(一)Aブランデー(原酒)、その下の二・〇九一(二)B、これでございます。

○丸谷金保君 実は、これは昨年の四月の十四日、渡辺大蔵大臣のときに、フランスの大蔵大臣と会談して、ここでブランデー二品目下げると、こういうことになつていたわけですね。ところが、実際なかなか下がらないので、実はポアチエ戦争が起つたんだではないか、私はこう思ふんですよ。それで今度あつてこういふことになつてきたんではないか。

○政府委員(松尾直良君) そうではございせん。四月に当時の渡辺大蔵大臣が引き下げの意思を伝えたことは事実でございまして、そのときはすでに四月でございまして、五十七年度の関税改正が終わつておつたわけでございます。したがって、これは五十八年度改正で措置をするといふことで、そういうことを申し上げたといふことと、相手側も了解をしておつたはずでございまして、ポアチエとは直接関係はございせん。

○丸谷金保君 実は、こういう問題に対しての日本の対応の仕方、先ほど竹田委員からもお話がありましたけれども、何かいつも非常に弱い感じがするんです。

いま乳製品の問題でも問題があるんで、後でお聞きしようと思つておるんですけれども、こういう関税引き下げでたとえばVTRのポアチエ規制の問題がありますね。これも新聞報道等によると早くにもう規制解除されるとか。これは通産省ですが、通産省の小松通商産業審議官を訪ねたECの代表部の大使の会談後の話として、そういうあ

れが出ています。これはどうですか。遅くとも四月一日のことですね。本当はもっと早くになる予定だったんですけれども、ちっとも早くなっていないみたいですが、どうなっていますか。

○説明員(姉崎直己君) お答え申し上げます。

私ども、EC委員会の方からフランスの措置につきましては、フランス内閣の交代ということもあり、時期がおくれている、近く措置が撤廃されるであろうというところは連絡を受けております。

○丸谷金保君 その近くというのは二月中の話なんです。いまだに全然その気配もない。こちらの方だけは約束したことをきっちり守って、前大蔵大臣が約束してきた関税の下げはする。

通産省、あれは通産省が発表するように、四月一日までになるんですか、ならないんですか、見通しは。

○説明員(姉崎直己君) 私どもとしては、なるべくフランス政府がそのような措置をとることを期待しております。

○丸谷金保君 大臣、こちらも約束したことをやるんだから、すぐやめろという抗議をひとつ。関税については、ミッテランが来たときに約束したこと、それから渡辺大蔵大臣が行って約束したこと、これを全部確実に三月の末までにこちらはやるんだ、やったぞ、おまえの方は何だという抗議くらいできないんですか。ヨーロッパやアメリカなんかしょっちゅうやっていますよ。こちら辺に、対外政策というか、輸出入の問題についての政府の弱腰——弱腰というよりも、言うべきことを言っていないという感じがするんですが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 私も就任いたしましたからフランスへ参りました。その際も、大蔵大臣でございまして、お話をいたしました。その後、先般の三極通商会議でEC代表の方がお見えになって、そこでいろいろ具体的にわが方の通産大臣と意見交換がなされて、そうして結果として期待しておるという段階になったというふうに私どもは

承知をいたしております。

○丸谷金保君 おまえの方もやめないんなら、うちの関税の引き下げもしばらくストップするぞと、こういうわけにいきませんか。どうですか。

○国務大臣(竹下登君) まあ、どちらかといいますが、この間のEMS、これは通貨問題でござい

ますけれども、ヨーロッパの国はあちこち陸続きでございまして、したがって、絶えず自国の利益の問題についての対応というのは、東洋人の感覚よりは非常にスピーディーによかれあしかれ行われておるという事実認識は私にもございまして。日本が言うべきことを言うというところは、この新しい内閣になりましてからすでに、外務大臣また通産大臣もヨーロッパへ行つてじかにこのお話をしているらしいと申しますし、その対応について誤りなきを期しておると、すなわち言うべきは言うという姿勢は貫かれておるといふふうに私は理解しております。

○丸谷金保君 私は関税、特にバルクワインの関税の引き下げ等に決して反対をしているものではないんです。ポトルワインの場合においても、消費者という立場に立ちますと、こういうこともやむを得ないだろうと僕は思うんです。

ただ問題は、関税を下げても、先ほども申し上げたんですが、酒税で、輸入してきた輸入業者の手元にあるものと、国内で生産したもののとの税のかけ方が違う、これは高橋さんが前に言っているように違うんです。これは直っていないんです。

これは明らかに不公平だと思ふんですがね。ただ、前の記録もずっと読み返してみましたが、ああでもない、こうでもないというふうな上手な御答弁が続いております。それできょうは逃げられないように試算してきたんです。試算してきましたんで、これはしっかり答弁してもらいたいと思ふんです。

十勝ワインにビンテージワインでアムレンレスとか清見という二千円のワインがあるんです。この税は四百五十三円なんです。ところが、輸入ワインの小売価格二千円のものには関税を加えても二

百二十五円五十七銭なんです。これは間違いないですね。事務当局でお答えしてください。これは具体的な例なんです。

○政府委員(梅澤節男君) いま委員がおっしゃいましたのは、七百二十ミリリットルの小売価格二千円のワイン、国産と輸入の酒税額でござい

ます。が、国産の四百五十三円というのは御指摘のとおりでございまして。それから輸入につきましても、いまのマージン率からいいますと、二千二百円ぐらいから上は従価税になりますので、二千円というところになりますと、酒税が三十一円四十三銭、関税が百九十六円、合わせまして二百二十七円というところになると思ひます。

○丸谷金保君 これは試算すれば同じことが出てくると思つたんですが、五千円クラスのウイスキーでも相当違いますね。いま外国からの輸入ウイスキーは五千円に焦点を当てて大々的な売り出しを始めるという時期に来ている。これも違いますね。

○政府委員(梅澤節男君) 具体的な数字はもしお求めでございましたら後で御報告いたしますが……。

○丸谷金保君 いや、私の方でも試算はしています。○政府委員(梅澤節男君) いずれにいたしましてきた輸入業者のものなんです。法のもとに平等でないでしょう。どう思いますか。違うんです。

○丸谷金保君 大臣ね、これは法のもとに入ってきた輸入業者のものなんです。法のもとに平等でないでしょう。どう思いますか。違うんです。

○政府委員(梅澤節男君) 実は、この問題は、先ほど委員もおっしゃいましたように、年々の委員の御主張と申しますか、御指摘になつてくる点でございまして、これも毎度私の方から申し上げておきますように、この酒税に限りませう。わが国の内国消費税で庫出税のたてまえをとつておられますのは、課税標準は、国内のものにつきましては、流通段階に入る前の価格、つまり製造者の販売価格が課税標準になる。輸入品のものに

つきましては、保税地域から引き取るべきの価格、つまりCIF価格と関税を足したものの、これが課税標準になるということでございます。その後流通過程に入りまして価格展開が非常に差がございまして、輸入品につきましては、流通マージンが非常に高いわけでございます。なぜか高く売れるわけですね。そういたしますと、小売価格で税負担を比較いたしますと、どうしても格差が出てくるという問題でございまして、これは冒頭に委員がおっしゃいましたように、法のもとにおける税負担の平等という憲法問題ということではななくて、むしろ庫出課税という税体系をとっております限りは、大なり小なり小売価格で物を比較いたしますと格差が出てまいりますわけでございます。ただ、輸入のワインとか輸入の洋酒のように、わが国の流通段階に入りましてから価格展開が非常に極端に流通マージンが違ふものについてその格差が非常に目立つというところは、この現実を委員御指摘のとおりでございます。

この問題は、基本的に解決するためには、つまり小売段階での税負担のバランスということを考える限りは、間接税、内国消費税の制度をとれば小売段階課税に直すと、あるいはEC型附加価値税のように多段階の課税システムをとらない限り、小売価格での税負担のバランスというのは解消しないということでございます。

○丸谷金保君 方式を変えなきゃ直らないということですね。大臣、これは方式を変えればいいんじゃないですか、不公平なんですからね。方式を変えなきゃ直らないという話なんです。これは方式を変えて公平にするのが、同じにするような方式に持つていくようにするのが当然じゃないですか。マージン率が高いとか低い、そんなこと関係ないですよ。それはそれから先の話だ、商売の話です。しかし、飲む方にしてみればおかしなことには間違いないですね。そうで、その方式がおかしいからこういふことが出てくるんでしょ。大臣どう思いますか。どう考えたって、試算

してみればみんな違うんですからおかしいんですよ。

○国務大臣(竹下登君) いまの質問こそ、まさにわかった者がわからぬ者に質問しておるわけでございますので、わかった方からお答えをいたします。

○政府委員(梅澤節男君) これは先ほど申し上げたことの繰り返しになるわけでございますけれども、方式を変えようという事は、この酒税だけに限りません、わが国の内国消費税の税制全体にあり方をどう考えるか、つまり末端の小売価格に対して税負担額がバランスをとらなければならぬという事になるとすれば、つまりそういう税制の立場をとるとすれば、小売段階課税に切りかえるとか、多段階のEC型付加価値税のような仕組みに切りかえない限り、この問題は基本的には解決されない。方式と申しますのは、そういう制度の改変を含む非常に大きな問題である。私どもは、委員の御指摘も一つの問題の御指摘であるとは思いますが、わが国の現在の内国消費税の体系のもとでは、制度の基本的な見直しを行わない限り、この小売段階、末端小売価格のベースで税負担をそろえるという事はできないということでございます。

○丸谷金保君 そのむずかしい話はわからないのですが、むずかしい話は、ただ計算してみても、うというのはいかぬという事です。これを不合理だと思いませんか。ウイスキーだつて五千万円から五千万円のところでやってみたら、税が違ふのですもの。そうでしょ。

きょうこへ出てくる関税だつて、僕はブランドの関税をこの程度下げるといふのをいいと思うのですよ。もっと別なところでもって外国から入ってくるものがえらい有利に待遇されているのですよ。国内の生産者の方が非常に不利な状態にあることは間違いないでしょう。

これは消費税の体系とか何とか余りむずかしいことわからぬけれども、不合理でないですか。どうなんですか。

○政府委員(梅澤節男君) どうも議論が平行線になるわけでございますけれども、庫出課税というのは、製造者が流通段階に入れる価格を課税標準にいたしましてそれに税負担をかける、それが消費者に転嫁していくという税金でございます。それを負担の公平という観点から、末端消費価格に占める税負担、最終税負担の比率をそろえるのが間接税のあるべき姿である。これも一つの立場だと思ひますが、そういたしますと庫出課税というよりも、むしろ小売段階の課税とか、あるいはEC型付加価値税のように多段階の間接税の体系を持たない限り、制度論としては解決ができません。しかし庫出課税は庫出課税としてそれ本来の、つまり製造業者から出る価格に担税力の標準を見出しておるわけでございますから、それ自体としては一つの負担の均衡を図る税制であるという事は否定もできないわけでございます。

○丸谷金保君 何ぼそんなこと言つても——同じ二千万のワインが店に並んでいるのだよ。別なものなら違ひますよ。同じ五千万のウイスキーが並んでいるのだよ。この税金が違つて不公平でないという理屈がどうしてもわからないのだけれども。わかりませんか、皆さん聞いていて。

○政府委員(梅澤節男君) つまり末端小売価格に占める税負担率がバランスしていない、バランスするのが公平であるという前提に立ちますと、委員のようにそれは公平を欠いておる、バランスを欠いておるという指摘はそのものとしては私は否定できないと思ひますけれども、現在のわが国の内国消費税というのは、伝統的に庫出課税を基本としておりまして、どうしても末端価格ベースで負担の議論をいたしますと、現実問題としてそのバランスが崩れてくるということでございます。

○丸谷金保君 その「でも」から後がわからないのだよ。私の言うとおりであらうと思う、そのとおりだ。「でも」でしょう。それから後が、何ぼいまの説明聞いたつて、不公平は不公平だと思ひますが、いまウイスキーなんか大々的に五千万

ウイスキーを輸入して売り出そうとしているんですよ。御存じでしょう。ですから二千万のところだけではないのです、三千万のところをとつたつて不公平なんですよ。

ワインの調査を要求したのが出ておると思うのですが、輸入ワインの従量税と従価税の割合はどうだ、どれくらいだか。

○政府委員(加茂文治君) お答え申し上げます。昭和五十六年度における果実酒の従量税または従価税適用区分別の課税数量について御説明いたしますが、国産の物について言いますと、従量税適用が三万五千五百八十五キログラム、従価税適用が七千五百七十八キログラム、合計四万三千六百六十三キログラムでございます。それから輸入物について言いますと、従量税適用は一万一千七百三十七キログラム、従価税適用は二千九百八十キログラム、合計一万四千七百十七キログラム、国産、輸入合わせまして、合計五万七千八百八十三キログラムでございます。

○丸谷金保君 輸入のワインについても、いま八割方二千万以下なんです、消費されているのは、これがこんなに違うんです。一本何万円なんというの、新聞には出るけれども、そんなに流通していないんです。安いワインがうんと出てくるんです、ボトルでも。ウイスキーでもそうです。それがこんなに違う。これで不公平でないという——不公平だということを認めるんですか、認めないんですか。

○政府委員(梅澤節男君) 先ほど申し上げておりますように、庫出価格、つまり製造者の販売価格、輸入品でございますと引き取り価格を課税標準にして、そこまでのベースでは全くバランスがとれておるわけでございますが、その後の価格展開で、国内品と輸入品でございますと、洋酒の場合マーチン率が倍ぐらい違いますから、末端の小売価格と根元でかけられた税率を比較いたしますと、負担率でそれだけの差異が出てくるということでございます。

○丸谷金保君 主税局長、いつから輸入業者のマー

ージンまで心配するようになったのか知らぬですが、税金が安いからマージンが高くなるんですよ。マージン率がいんですよ。これは当然のことですよ。同じ二千万に売つて、片方は四百何ぼの税金だし、片方は三十何円の税金じゃ、税金が安いだけ、それだけマージンがよいになるでしょう。こんなもの素人だつてわかるわけですよ。私の聞いているのは、同じ二千万なら二千万のボトルワイン、片方は三十何円の税金だし、片方は四百何ぼの税金が不公平だと思ひませんかという事。今度は、後の「でも」の方は要らぬから、前の方の質問にだけ答えてください。

○政府委員(梅澤節男君) まず最初の問題、お言葉返すようでございますけれども、税金が低いからマージンが高くなるんじゃないかと、マージンが高いから結果的に小売価格と比較したら税率が低い、これは事実の問題でございます。

それで、それを公平と考えるかどうかというのは、確かに私は問題の一つの御指摘であらうと思ひます。しかし、基本的にこれをどう考えるかという事は結局、先ほど申しましたように、わが国の内国消費税体系を一体どう考えるのかという問題と結びついてくる問題であらうと思ひます。

○丸谷金保君 内国消費税体系なんてむずかしい問題を出されてもわからないんで、この現実をどう思うかということなんです。マージンが高くなるから何とかとおっしゃるけれども、だつて、同じ二千万のワインで十倍の酒税を国内のメーカーが払わされなきゃならぬということ、そうでしょ。マージンが高いからそれだけ違うんで、マージンの問題だけでそんなに違うこと自体おかしくないかということですよ。公平だと言ふかどうか。

大臣、どうですか。お聞きになつていて、素人の考えで結構だと思ひますが、こんなばかんなことがこのまま、制度がこうだから仕方ないということではないんです。関税がだんだん安くなつてきたんだ

から、そうすれば内国税の問題は、国内生産メーカーにとってみれば大変な問題なんですよ。外国でそういう点で、何というか、不合理な外国製品優遇の税のかけ方をしている国があったらばくは聞かせてもらいたいと思うんだな。

○政府委員(梅澤節男君) 製造者段階で課税するというたてまえをとりまします限り、その部分ではインバランスになっていないわけなんです。繰り返して申し上げますけれども、それは国内の製造業者の場合には、庫出価格、つまり製造者販売価格に税率が適用されるわけでございまして、輸入洋酒の場合には保税地域から引き取る際の価格、つまり関税を足したものが課税標準になって、それに税率が適用されるわけでございまして、そこはバランスがとれているわけでございまして、問題は、それ以後の流通段階での価格展開で非常に差ができておる。したがって、そこに着目して小売段階での末端小売価格に占める最終税負担のバランスをとるのが間接税のあるべき姿であるという大方の御意見ならば、そこは制度を変えて小売段階の課税方式にするとか、EC型の付加価値税のような多段階の税率、関税、消費税体系をとっていただければ、その問題としては解決するということをお願いしているわけでございまして。

○丸谷金保君 とうていただければという、そういうことを提案するのは大蔵省でしよう。ただ、ただだけばって、どこにいたくんです。あなた。全然何か人のことのようなことを言っている。昔は関税が高かったからこの問題は余り大きく表に出なかつたんです。ところが、関税をこれだけ下げてくれば、当然こういうことはECのようにするとか、矛盾のないようにすることを考えるのがおたくの仕事でないのか。だれが考えたってこれで公平だなんて答えが出来ますか。いろんなことを言わないで、公平か公平でないか、どっちですか。

○政府委員(梅澤節男君) いまおしかりを受けたわけでございますけれども、その公平の問題という観点等も含めまして、わが国の個別消費税のあり方については基本的に見直さなければならぬという考え方は、常々税制調査会の中期答申等でも繰り返して述べられておるところでございまして、これは一酒税だけの問題ではないわけでございます。その意味では、委員が御指摘になっている点は、今後のわが国の間接税をどう考えるかという意味で、一つの非常に示唆に富んだ問題を御指摘になったことは事実であると考えています。

○丸谷金保君 二年も前から言っているんだよ、僕は。何にもしないから、もうたまにかねて、今度また関税の問題が出てきて下げるといふから言うんであつて、関税のところだけ見て、外面だけよくしても、内面こんなにいじめるような税の仕組みを示唆に富んだなんてうまいことごまかさないでね。僕の聞いているのは、これで公平と思ふかと思ふないかということだけなんだから、大臣どうですか。

【理事増岡康治君退席、委員長着席】

同じ二千万のボトル、五千万のボトルのウイスキー、十倍近くもワインの場合税が違ふんですよ。前は関税が高かつたからバランスがとれていたけれども、だんだん関税の方が下がつてつたから、片方を手直しをしないからこういう結果になつてつたんです。これでいろいろ御答弁はなさらない。こんなものをいつまでもこのままにしておくことは、消費税と間接税の問題に、示唆に富んだなんてそんなところに逃げないで、僕はそんなむずかしいことを言っているんじゃないんだから。おかしいじゃないか。大臣、素人の方にいまの質疑を聞いてもらつて、どう考えてもおかしいというふうにお思ひになったのじゃないか。

○国務大臣(竹下登君) 末端消費者価格というものを基準に置いて見た場合には、丸谷委員のおっしゃる意味は私にも理解ができます。

○丸谷金保君 そういふことだと思ふんです。私はいまは別にメーカーに關係してないんで、消費者の立場でおいしいと思つて申し上げておるんで

ね。どう考えてもおかしい。これじゃ國産のワインだとか、ウイスキーだとか、ブランドデーだとかかわいそうだと思うんですよ。こんなことをこのままにして、消費税の全体の見直しがどうだとかこうだとか、百年先でなきゃ解決しないような話で逃げられたんでは困るんで、篤とこの点についてはひとつ御検討願ひたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(梅澤節男君) いま大臣の御答弁もあつたわけでございますけれども、従来からこれは委員が御主張になっている点でございまして。わが国の現在の酒税制度は、先ほど申しましたように、庫出課税のたてまえをとっているということと、もう一つは、従量税と従価税の併課制度、併用制度をとつておられますので、この末端価格から見ました場合の税負担の国内酒類とそれから輸入洋酒との格差というものが、非常に目立つたところになつておるわけでございまして、御指摘の点も含めまして、わが国の消費税全体をどう考えるのかということも関連させながら検討させていたしたいと思います。

○丸谷金保君 それじゃ次に、チョコレートとビスケットの関税が今度下がるんですね。これはチョコレートにしろビスケットにしろ、原料は小麦、牛乳、バター。このことについては大臣御存じでしょうね、牛乳やバターや砂糖やそういうものが入つておることは。

○国務大臣(竹下登君) 恐らくチョコレートはそんなものが入つておるだろうと私も常識的に理解しております。

○丸谷金保君 これが実はいま大体五千トンくらい入つてきておるんですよ、どっちもですね。これの原料は砂糖あるいはバターなんです、チョコレートにしろ。チョコレートについてはヨーロッパからその約六割以上が入つてきておるんですよ。あるいは七割近くが入つてきておるんですよ。その原料はバター、砂糖ですね。そしてそれに対するECの農業の保護政策、これはもう大変なものなんです。

いまお話がございましたように、輸入する場合には課徴金をかける、輸出する場合には払戻金で安くして出す。課徴金を取つて、国内の生産は、砂糖にしろ牛乳にしろ、非常に安定した価格に抑えている。

きょうは牛乳の問題だけにしほりたいと思ふんですが、ECの農家の一戸当たりの平均耕地面積が十五・九ヘクタール、簡単に言うと十六町歩ぐらゐあるんですよ。このECの農業でさえも日本のと比べものにならない。こういうことで輸入輸出の際に農産物の価格操作をやつて、自国内の域内の農業の安定政策を立てているんですよ。日本はどうか。保証乳価が今度はキログラム七錢に上がつたんですよ、わずか。これに対して、大蔵省予算から出たんだと思つたんですが、八十九円三十七錢から九十円七錢に上げたその財源は全部メーカー持ちなんですか。こういうところには大蔵は全然金を出す気はさらさらないんですか、主計局は。

○政府委員(平澤昭昭君) 委員御指摘の件でございまして、これにつきましては、政府としていゝゆる補助金として四百数十億の金を出しているわけなんです。

○丸谷金保君 これは四百六十五億ですね、正確に言うと。これは限度数量百九十三万トンのときの価格です。今度は限度数量は二百十五万トンに上げる。でも四百六十五億の方は上げないのですね。ちょっとおかしくないですか。

○説明員(海野研一君) お答え申し上げます。

私も別に限度数量をふやすために基準取引価格を上げてメーカーからはぎ取つたということではございませんで、五十六年度から五十七年度にかけての価格動向を勘案いたしまして、その結果バター、脱脂粉乳その他の乳製品の価格動向から見まして、五十八年度に安定すべき水準としてはこのくらいであらうということで安定指標価格の改定をいたしたわけでございまして、これで安定指標価格のない家庭用バターや全粉乳含めて三〇程度のアップになつたわけでございまして。

そのほかに、私も乳業メーカーに對しまして乳製品の生産費調査をいたしております。その生産費調査の結果、五十年代に入つて乳業メーカーは工場の整備統合を大分やつておりましたが、その効果が出てきてメーカーの合理化ということも行われまして、特に特定の財源をひねり出すというふうなことはなく、まさに昨年と全く同様の方式で乳業メーカーの製造コストを計算いたしました。その結果、基準取引価格がある程度変わってきたということでございます。

○丸谷金保君 いまの御答弁を聞いていて、農水省はどうして大蔵省にこう弱いのか。いま私は大蔵省に聞いてみるのに、あつては助太刀出すんです。何たることだと思ふ。そういうことだから、ECよりもはるかに劣る農業の補助金があるか悪ものにされるのです。いいですか、いまその生産費の調査や何かをしていられる。たとえばメーカーの安定価格、この中におけるところのいわゆる製造販売経費を引いた残りが基準取引価格でしょう。これは当然上げていけるべきだと思ふのです。これは何もメーカーや市場の安定の問題じゃないんです。

たとえばここ五年間で牛乳の脂肪含有量がどれだけ上がったかと思ふますか。
○説明員(海野研一君) 五十一年度の脂肪率は三・四四%、五十六年度には三・五七%というのが平均値で出ております。多少上がつておりますが、ただし基準取引価格は脂肪三・二%のものについて価格とすることをごさいますして、そういうことで取引が行われているのを前提にして三・二%分についての基準取引価格でございます。

○丸谷金保君 この脂肪含有量が上がつてきているということは農民の努力なんです。メーカーの努力ではないんです。脂肪含有量が上がれば歩どまりがいいでしょう。当然コストは下がるんです。そうでしょう。乳脂肪の固形分だつてそうすね、上がつていますわね。そうするとチーズだと何かだつてそうなんです、みんな。これは農民の努力なんです。

そうしますと、三・二に固定して計算しているというけれども、これはもう現実に合わないのだし、きつとやり直しをして、当然ここでメーカーに吐き出させる分は農民に返すべきなんです。限度数量の方に行くと、基準取引価格の方を、わずかに七割くらいじゃなく、もっと上げる方によつて、補給金の方だけは、四百六十五億を五百億なり五百二十億出せとなぜ大蔵省に要求できないんですか。そこに問題があるんだ。

○説明員(海野研一君) いまの脂肪率の問題、脂肪率が高くなつたことによつて確かに同じ一キロ当たりの牛乳から出てきます。バターなりクリームなりというものの量がふえることは確かでございます。

ただ、乳業メーカーと生産者との取引が三・二%を基準にしてやっておりますので、それについてたといふとそれは○一%超えることに、現在北海道では一円つております。あの一円という数字がいいか悪いかという問題がございますけれども、一応その辺が両者の取引関係の中でバランスがとれていくということを前提にいたしますと、その一定のパーセントを基準にしてはじくという方法は、そのために不合理が生まれるということではないように私は思ひます。

ただ、いま先生おっしゃいました基準取引価格が上がつた分は保証価格にというお話がございまして、たしかに私も保証価格の算定につきまして、五十六年から五十七年にかかけまして、その当時の保証価格の中で需給が非常にいい方向へ動いてきている、いまちょうどバランスしているところであるというのを考えますと、昨年の方式をそのまま踏襲して保証価格を算定するのが最も自然であるということ、新しいデータで昨年の方式で計算して出たものでございまして、特に何かの分を限度数量に回したから抑えたとかいうふうなことはなく、全く去年どおりにして自然にはじいたものでございまして。
○丸谷金保君 脂肪の含有量が上がった分だけ上

積みして、お金を平均してこれに一円ずつ出していきやいいじゃないかと。全然違うんです。製品をつくるときに、三・五の含有量のものをつくるのと、三・二のものとをつくるのと、三・六の含有量でつくるのじゃ、製品コストは脂肪含有量が高いほど安くなるのがあたりまえのことなんだよ。同じ一円ずついいじゃないかという理屈を言うのは、あなた、何も知らないんだな、バターやなんかをつくること。そういうことになつていくんだ。極端に言えば、脂肪含有量が一〇%だつたら何もやらなかつたってバターになるじゃないか。そうでしょう。含有量がふえればふえるほどメーカーとしては山形にコストは下がるんです。平均に同じではないんです。そういうことがどうしてわからないのか。

○説明員(海野研一君) 私も、何といひますが、実際に乳製品を製造する場合に技術的にどういふふう動いていくかということに対して、余り詳しいわけではございませんけれども、いま先生がおっしゃいましたように、そういうことで牛乳自体のものはよくなるということ、製造のコスト自体がよくなつてくるという面につきましては、私どもがやつております生産費調査に反映をしております。その結果が今回メーカーの製造販売経費がある程度圧縮されたということになるんだらうと思ひます。

○丸谷金保君 製造販売経費が圧縮される分は、これは農民の努力でやつた結果でしょう。これが農民の方に還元されないで、限度数量を伸ばす方に持つていくというのはおかしいじゃないかと思ふんです。ストリートに基準取引価格の上積みであつて、総体予算を動かさないでも七十銭上がりまして、限度数量も二百五十万トンになりました。だから、大蔵省に対して、農水省の中だけでやつて大蔵に御迷惑かけませんから、ひとつこういうふうにするのを御理解くださいというふうな調子だから、僕はだめだと思ふの。

大蔵省の主計局にお伺ひしたいんですが、農民の努力で上がったもの、しかも限度数量をふやすというのは、いま現実に足りなくなつてきているから、国の政策として当然やらなければならぬことではない。輸入をふやせば別ですよ。しかし輸入をふやすということはとんでもない話です。

いまECからどんな入つてきているんだつて、いま時間の関係でできないけれども、物すごい保護政策を、日本では考えられないような保護政策をやつてゐるんですよ。そんなところから輸入することを考えるよりも、国内の生産をどんふやした方がいいんで、これは財政支出がふえるのはあたりまえだと思ふんだけれども、どうなんです、それは。

○政府委員(平澤昭昭君) いわゆる酪農関係の予算については、農林関係予算の大変厳しい中で、大蔵省としてもできるだけ配慮してきているところでございます。そういう中で、この問題もわれわれとしては考えていきたいと、そういうふうな考へております。

○丸谷金保君 財政が厳しいからできるだけ抑えていく、これはわかる。しかし、それも物によりけりですよ。何でも抑えていいというものじゃないの。たとえばECでは乳製品、バターなんかの場合でも、外国から入る場合には介入価格で抑えて、それから出す場合には奨励金をつけて出している。そういうことで中にはきちんとバランスをとつてゐるんです。

それで実は、大臣、一番問題は、食糧の自給率をどうするかという問題なんです。ECは全体として食糧の自給率、そういう点で徹底した保護政策をやつてゐるから一〇〇%に近いんです。全体として見ると一〇〇%。しかも平均一五・六ヘクタールの農家経営。これでさえもこんなに守つてゐるのに、日本の財政当局が日本の農業をもっともつと守る姿勢にならなければ——農水省の方は遠慮してやう言わないんですからね。大臣、どう思ひますか、こんなこといいんですか。食糧自給率三十何%なんというふうなことでね。しかもこういう問題だつて量をふやして自給率を高める

ことです。それは農民の努力の分だけにしわ寄せして、国としては何ら手を打たない、大蔵としては、アメリカなんかとは比べものにならないけれども、少なくともECと太刀打ちできる農業を守っていくためには、EC並みくらいのことをやってくれなかったら、それは日本の農民がかわいそうです。いかがですか、どう思いますか。農業に対しては防衛からちょっと回せばいいんです。少したのさじがけんでもう少し手厚い配慮をするという温かい御答弁だけじゃありませんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) わが国農業の基本的な問題というのは、国民一人当たり農用地面積にあるのじゃないかとかねて思っております。EC諸国に比べましても、人口二十七万のルクセンブルグとか、そういうところは別として、他の国々は日本よりも総じて国土面積は狭いが、農用地面積を比較すれば、四・五から七・二ぐらいだと思えます、各国それぞれ。アメリカは七九対一ぐらいでございますけれども、そういうところに日本農業のいわば宿命的一つのコスト高の原因があると私も思います。

したがって、食糧安全保障という考え方から、これらについては従来とも、いわば貿易自由化の原則とかそういうものは別として、国内的なものの施策がとり続けてこられておる。それも現実、二十五年前が第一次産業就業人口が全体の三〇%、いま約一〇%としますと、そういうところに入れば産業人口の分布の変化、それから農外収入、いろいろなものによって立っておるわけでございまして、そういう複合的な要素の中で農林水産省とされましてもその立場に立って、いまも海野さんからもいろいろお話があつておりましたような施策で農業政策を展開していられる。そこにまたもろもろの調和を図りながら、財政当局として適切に対応して今日に至つておるというふうには私は理解をいたしております。

○丸谷金保君 必ずしも適切でないんですが、そのところはもう時間がないので、それであと一

つ。これは竹田先生がおっしゃったことなんですけれども、ソラマメについてだけでも一回。あれはいま大臣が言われたように非常に反当所得が高い。手をやったりいろいろ手間のかかる、まさに日本の農業としては、ああいうソラマメとかという高い物をつくらなければ困るんです。ですから、そういう点は、決して関税を外してもらつていいということにはならぬと私は思いますので、この点だけ念を押して私の質問を終わります。

○委員長(戸塚進也君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。

午後一時四十分まで休憩いたします。

午後一時四十三分開会

○委員長(戸塚進也君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、四案の質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○磯山篤君 わが党の質問の最後になりましたので、いままで質問を行つてきました諸問題につきまして若干確認を含めてお伺いをしたいと思います。

最初に減税の問題です。

各党共通して、減税の問題につきましては、減税を早急に実施すべきである、こういう趣旨の意見、質問が行われたわけですが、大蔵大臣の答弁は非常に慎重でありました。

減税については二つ、三つの意味があるだろうと思うんですね。一つは可処分所得が非常に小さくなつてきているので、この際減税を行うべきだ。それから景気刺激の面から考えても早急に減税をすべきである。あるいは他の税制とのバランスの面からも減税を早急にやれ。こういう質問が繰り返されました。

そこでお伺いするわけですが、減税の対象です。通称、所得税の減税というふうに言つてまい

りました。政治的な議論としては、所得税並びに住民税を対象にして減税をすべきじゃないか、そういうふうなわれわれも主張しているわけですが、その点について、大蔵大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これは「相当規模の減税を実施するための財源を確保し、所得税及び住民税の減税について」と、こう正確に各党合意で書かれてございしますので、これを念頭に置くべきものであると考えております。

○磯山篤君 その場合に、所得税と住民税の課税最低限のバランス上の問題がありますね。あるいは生活保護世帯に對します支払い金額との均衡上の問題も当然出てくるわけですね。そうなりますと、一応の目標、尺度というものが見えるような感じがしますが、その点はいかがでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 住民税ということになりますと一応自治省の所管でございしますが、この場合、生活保護基準が東京都の標準で百七十八万円でございますが、したがって従来とも免税で措置しておるわけでございますけれども、そのような議論は、本院において行われたいまの議論を正確に税制調査会に伝えたいと思いますし、そのようなことが念頭に置かれるであらうというふうに私も考えております。

○磯山篤君 いつからどれほどの規模のものになるかというのが一番関心が深いわけですが、前回の委員会でも私は大蔵大臣にも申し上げましたし、あるいはまた税調会長代理にも申し上げましたが、いずれも両方とも非常に減税の実施について消極的な考え方を示した。

そこで私は、いま、いつ、どのぐらいの規模とは言いませんが、少なくとも最近のうちに減税について決断をしなければならぬ時期が来るというふうに考えますが、その時間的な目安といいますか、目標というものはどの程度のところに置いておられますか。

○国務大臣(竹下登君) 一つは、いつでも申し上げますように、最善最良のものとして御提案申し上げ

上げ、御審議をいただいておりますという段階において、補正とか修正とか、そうした要因を含むことに対しては、おのずから行政府とハウスとの節度の問題があつてということをも申し上げております。したがって、私どもはいまの段階で公式的に言えば、そういうことにならうかと思われるわけでございますが、決断ということ以前に各党合意というものが存在しておりますので、このよう本院における議論等を正確に報告し、税調において御議論をいただくことのひとつのめどとしては、五十七年度税収が決算上確定する七月というのが一つの時期ではなからうかと、こういうふうに考えております。

○磯山篤君 今回の税制改正、昨年、過去ずっと実績を見ましても、言うところの大型の税法の見直しというのはなかったわけですね。どちらかといいますと、その都度その都度財源対策上処理をしたようないきさつになってます。そこで、しばしば大蔵大臣が答弁されているわけですが、抜本的な税制の見直し、これは所得税も入るだろうし、その他各種の税制も入るわけですが、その大型の税制の見直しというのはいつに目標を置いておるんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これは税調の答申を見ましても、五十九年度以降という前提の上に立っているいろいろな答申をいただいておりますが、しかし各党合意、本院における議論等を踏まえて御協議をお願いしなければならぬと思っております。

その際、言つてみれば、税制調査会に対しては、広く国税、地方税のあるべき姿について、こういうような御諮問を申し上げておきますので、あらかじめ予見を差し替はつておきますが、やはり七月の検討の区切りというものが、おおよそわれわれとしてお願いできる機会ではなからうかというふうに考えております。

○磯山篤君 くだいようですが、もう一回お伺いします。毎年毎年税調に諮問して、これは五十七年度税制とあるいは五十六年度税制改正とい

うものの答申をもらうわけですね。その意味では来年度の税制改正というものは一つにはある。それからもう一つには、それを含んで全体の見直しというふうな二つの性格のものを七月以降税調に研究してもらおう、こういうふうになるんですか。

○国務大臣(竹下登君) 十一月が税調の先生方の任期切れでございます。したがって従来の慣例によれば、中期答申をいただけることになるわけでありまして。したがって、五十九年度税制という問題について御答申いただけるのは今年の十二月末ということになるのかというふうにおよそ推測されます。

○磯山篤君 その場合に、五十九年度税制についての研究あるいは諮問というのはよくわかるんです。私のお尋ねしているのは、それを含めて税制全体についての見直しも、これだけのたくさん議論があるんだから、税調に諮問をするかどうかということをお尋ねしているわけです。

○国務大臣(竹下登君) 中期答申をいただくわけでございますが、その中にすべてのものが含まれておいて、そこで十二月の終わりにいただきますのは、その中で五十九年は何をやるかということでございますので、おおむね磯山委員のおっしゃるような形で推移するであらうというふうに理解をしております。

○磯山篤君 減税実施についての財源の問題については、われわれは不公平税制を是正する、その他の特別会計についても十分見直しをする、あるいは節約、歳出カットを対象にした財源で行え、こういうふうな強い主張をいたします。少なくとも増税してその中で減税するというふうなことは、国民の世論ではないというふうに思いますので、その点は厳しく申し上げておきます。

二つ目に、グリーンカード制度の延期の問題ですが、ごく事務的にひとつ伺います。朝霞にセンターを五、六十億使用しましてつくっているわけですが、これはどういうふうにかこれから運用をされるんでしょうか。その点簡単に結構で

す。

○政府委員(酒井健三君) 国税庁におきましては、東京、大阪、名古屋の各国税局で電算処理の仕事を進めております。ただそれ以外の局はほとんど電算処理を行っておりませんので、今日の情報化社会のもとにおいて、できるだけ早く国税の事務を全体的に電算化を進めたいというふうにかねがね考えておまして、今回グリーンカードの制度の実施が三年間延期されるようにお願い申し上げておりますので、そういうような場合には、私も朝霞に建てられました建物を国税庁の電算センターとして活用したいというふうに考えております。

○磯山篤君 三年間実施を延期するということがあるので、四年目には復活をする、そしてその間に公平な課税について十分研究をする、こういうふうな今回の提案の背景を考えてよろしゅうございますか、確認をしておきたいと思っております。

○政府委員(梅澤節男君) これは前回大臣からも御答申申し上げておりますように、この凍結をお願いしております法案を国会で御審議いただきましたら、なるべく早く税制調査会で今後の適正な利子配当課税のあり方について御検討いただきまして、これもなるたけ早く私も結論をいただきたいと思っております。

それで、また改めて国会に制度化についてお諮りをするわけでございますが、国税庁の方での準備あるいは世間万般の制度の準備等を見ますると、三年後制度が新しい制度としてどういうことになるか、これからの検討の課題でございますけれども、今後のあり方についてはなるべく早く結論を出したいというふうに考えております。

○磯山篤君 私は、四年目に原則に戻るといことをしばしば言っているわけですが、三年凍結をした後も事実上これは廃止になるんだという宣伝をしている人もありますし、そういう理解を示している人もあるわけですが、その点について、少なくとも大蔵大臣の立場から言うならば、これは三年間の延期である、それ以上のものは何にもな

い、こういうふうな答弁されてしかるべきだと思いますが、その点いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) これはたびたび申し上げておりますように、適正公平な利子配当課税を実現するという政府の基本方針には変わりございませんので、あらゆる予見を持たないで、税調においてそのあり方について御審議をいただくという考え方でございます。

○磯山篤君 次に、執行上の問題、たくさん先日も指摘されましたが、幾つかの具体的な例を申し上げて対応策について明らかにしてもらいたいと思っております。

三越の事件あるいはニュージャパンの事件というのは世間の注目も集めたわけですね。商法上、監査法人、公認会計士が適法という判断を押す、それで監査が通るわけですね。これはどこの企業でも同じだと思っております。さて、何か事件が起きますと、横領だとか背任だとか、あるいは脱税とい

うものが、少々なものでなくて、大きな規模で摘発を受けるわけです。そのことについて、一般のサラリーマンの気持ちから言うと、大型の脱税というのは許すわけにいかぬと、こういう厳しい主張があります。もちろん二つの事件だけでなくして、その他の問題について国税庁の努力の結果、脱税、逃税、いろんなことが発表になるわけですが、納税を正確にまじめにやっている者の立場から言いますと、非常に問題がある、こういうふうに思います。

それから二つ目の問題は、国外におきま日本企業に対する課税の問題であります。最近起きましたのは、たとえばインドネシア、韓国その他幾つかあるわけですが、法人税の申告が正確でないというふうな指摘をそれぞれの出先の国から指摘されたら、法人税の支払いだとかあるいは追徴金を取られるとか、そういう問題が、たくさんかどうかわかりませんが、最近あるわけでありまして、これは海外に企業を持つ者としてはいつも不安定な状況に置かれているわけです。そういう点を考慮した場合に、国対国で十分に調整をする、

大蔵省と国内の各企業と十分に話し合い調整をする、そういうことがありませんと、こういう時期になってきますと、アメリカにおいても、あるいはフランスにおいても、東南アジアにおきましても同じような問題が起きるわけですね。貿易摩擦が強くなればなるほどこういう問題が顕著になって出てきます。それが二つ目の問題です。

三つ目の問題は、例の五十三年度四月につくりましたタックスヘイブン対策課税の問題です。私は、税法が成立する際に注文を大蔵省に出しておきました。ペーパーカンパニーを幾つかつくりまして、所得のごまかしといいますが、課税を免れる、そういうことがないようにしなければならぬ、そのことについてある特定の業種を挙げて皆さん方に注文をしてあったわけですが、その後も依然として問題が残っているわけです。したがって、これらの問題について総合的に結構でありまして、対策をどうされるのか、その点をお伺いをしておきたいと思っております。

○政府委員(大山綱明君) お答え申し上げます。第一点の三越でございますとかニュージャパんでございますとか、そういった大法人に対します調査の体制でございますが、確かにいろいろ他の事件がきっかけとなりまして、私も改めて見直したところの問題が発生してきたという事実もございまして、それでございます。そういう点は反省をいたしておりますが、大法人に対しましては、調査の頻度も高く、またかけます日数も通常の法人よりも多くといったことで、重点的な調査体制を常に考えているところでございます。なお一層工夫をいたしまして遺憾ないよう処理をすべき問題だと思っております。

第二の海外におきま税金摩摺の問題でございますが、確かに御指摘のとおり、インドネシアでございますとか韓国でございますとか、いろんなところで摩摺が発生をいたしております。あるものは移転価格課税問題、あるものは恒久的施設をめぐる解釈の相違等でございますが、数あります。そういう税金摩摺の中には、私も同税当局

間交渉を進めまして円満に課税問題が解決されているというのが多々ございます。

私ども国税庁におきましてのそういった国際的な税金摩擦問題を専断いたします参事官を設置いたしまして、随時海外に派遣し折衝いたしたりいたしております。条約上の協議、租税条約上の協議も含めまして、常に関心をもちつつ問題の解決に前向きに取り組んでいるつもりでございますが、なお一層先生の御趣旨も体しまして努力いたす所存でございます。

第三のタックスヘイブン税制の問題でございますが、あるいは執行の方からのお答えする事柄でもないかと思いますが、制度ができてから二事務年度、三年一巡という事で二事務年度調査をすてにいたしております。いろいろな問題点を把握いたしております。制度がスタートいたしましたからまだ日が浅うございまして、私ども対応いたします側におきましても、もともとと勉強する必要がある事柄が多々ございますが、まだ三分の一、三分の一で、三分の二調査を済ましたところでございます。現在残りの三分の一の法人に対しての調査を進めているところでございしますが、これにつきましても御趣旨も体しまして適切に対応いたしたいと、かように考えております。

○磯山篤君 先日の当委員会ではこれらの諸問題や実調率の点を取り上げて、税務職員の業務量に十分対応する準備をしなければならぬ、さらには税務職員の年齢構成が非常に高い、したがって断層が起きないようにするための準備というものを含めて、国税職員の充実という問題の提起をしてあります。大蔵大臣から答弁がありましたので、その点を了承いたします。

これから一例でありますけれども、例の貸し金業の法律がいずれは処理されることになるだろうと思うんですね。そうなりますと、業務量というのは新たにどんだけ加わってくるわけですか。既存の制度における業務量がふえるということも当然であります。新規の業務量がふえてくると

いうことになりまして、当然のことでありまして、国税の体制というものを強化しなきゃならぬ。

そこで、この点は、大蔵大臣から十分に答弁をされておりますので了承いたしますが、具体的な実行面での実が上がるようにしてほしいということとを最後に確認をしておきたいと思うんです。

この三月十八日の本会議で、竹田委員から原油価格値下げの影響と対応という部分で石油税のあり方について質問をいたしました。その際、大蔵大臣は、税率を引き上げることと考えていません。さうふううに明確に御答弁をされております。さて、三月二十八日の参議院予算委員会でも山中通産大臣は大蔵大臣と多少ニュアンスの違う御答弁をしております。要約して申し上げますと、代替エネルギー開発に対する財源として使っている石油税の収入が原油値下げによって減るということを前提にして、五十九年度予算編成の際には石油税を引き上げることと考えている、こういうお話がされたわけですね。通産大臣は専門ではありませんが、この従価税三・五％がそのままだ代替エネルギーの目的税として使われているわけではありませんで、これは広い意味で考慮すべきものと思いたす。現在、大蔵大臣としては、この石油税の税率の引き上げの問題についてどういう御心境にあるのか再び伺いをしておきたいと思いたす。

○国務大臣(竹下登君) この原油価格引き下げ問題につきましては、一応OPECの合意があったわけでございますが、今後のさらに動向とかあるいは為替レートの問題、また需給動向、そしてこの原油価格の引き下げをどのような形でわが国の企業収益の中に生かしていくかなど、ものもろの考えただけでもある意味における不確定要因が大変ございまして、当面は事態の推移を十分見きわめて情勢の把握に努める必要があるというふうに考えております。したがって、具体的なことを申し上げる段階にはない。

私といたしましては、一方、代替エネルギーの研究開発とかいう問題については、石油価格の下落により、わが国における企業内あるいは先進国どこでもいささか冷えていくんじゃないかというところに対する心配は別の角度から政策上念頭にございまして、いまの場合、さればとて原油価格引き下げによる石油税の減収に見合ったものを率の改正によって引き上げていくなどということを考えておる段階ではない。まさに具体的なことを申し上げる段階には全くないような気がしております。

○磯山篤君 通産大臣の財源を確保したいという意味の要望として私どもも理解をいたします。少なくとも現在の段階で石油税を値上げするとか、まあ下げるといふことはないにいたしまして、そういう話は早計ではないかと思いたす。しかし、全体の税制のあり方という面では議論はあつてしかるべきだと、こういうふうに思いたす。

なお、この租税問題のまとめとして伺いをするわけですが、臨調の第一次からつい最近の最終答申までの中に、法人税ないしは事業者に対する税制の問題が厳格に触れてないんですね。臨調とすれば痛みをみんな分分かち合おうと、こういう意味でいろんな問題の提起があるわけですが、法人税を含みます事業者につきましても、ほとんど何ら触れていないというところに注目をして、得ないと思いたす。最近、アメリカにしろ、あるいは西ドイツ、フランスでもそうでありまして、企業に対しては税金のあり方が相当議論をされて、すでに実施をされているところが各国にあるわけですね。ところがわが日本におきましては、痛みを公平に分けると言いつつ、少なくともその種について何ら指摘がされていない。どうして不思議でならないわけでありまして。

財界主導の臨調と私は言うつもりはありませんが、厳格に法人、企業についての基本的な税制のあり方の問題について臨調が触れていないという側面はわかりますけれども、しかし当の大蔵大臣としてはまた別の観点、視野があつてしかるべきだと、こういうふうに考えますが、その点は

いかがでしょう。

○国務大臣(竹下登君) この問題は、私は臨調の答申をずっとつぶさに拝見しております。まずはいわゆる行政改革というものの念頭の上に立って、税の問題については増税なき財政再建、そして増道を断つていけば歳出構造の抜本的改革にメスを入れるという哲学が書かれておつて、総体的な問題については触れてございまして、けれども、臨時行政調査会の性格からいたしまして、基本的には財政改革の方が、いわば歳出構造の見直しの方に視点が集中されておりますので、全体の流れの中では税の問題について触れられた部分は少ないというふうに理解しております。したがって、その基本的な考え方は税制調査会の御答申等を読んではみましても大きな違いはあつたわけじゃないかと思いたす。具体的な税の仕組み等については、それは税制の問題だという御認識があればあるだけにこのような答申になつておるではないか、こういう感じが私自身いたしております。

したがって、あくまでも臨調答申というものの税制に対する基本的な考え方等が触れられております点を踏まえて、あらゆる予見を持たずして、税制のあるべき姿については具体的問題は税制の御審議にゆだねるべきものではないか、というふうな認識の上に立つておるわけでございます。

○磯山篤君 まあ、適切な答弁とは思いませんけれども、臨調の答申、よく読んでみると、民がよくて官が悪いんだというふうな発想が前提になつていまして、民間に業務を委託するとか、あるいは民間の競争原理を可能な限り運用の面に入れていけというふうな発想になつていわけですね。この点についていずれ全体の税制の問題の際に注文をしておきたいというふうに思いたす。

次に、たばこの定価法一部改正に関する問題ですが、今回の納付金の特例納付というのは、提案にも書いてありますように、五十八年、五十九年というその二年間の特例でありまして、納付金率

を決めた過去のいきさつから言いました、臨時異例のものである、こういうふうに認識せざるを得ないと思うんです。

そこで問題は、けさ午前中も議論されましたが、六十年以降の専売公社の経営の状況、財務の状況から考えてみまして非常に厳しいものだといふふうに理解をせざるを得ないと思うんですね。そこで問題は二つあるわけです。一つは、臨時異例の措置であるから六十年にはもとに戻してもらう。これは考え方としては当然そうあるべきだといふふうにわれわれは主張をいたします。それから二つ目には、これは臨時答申にも関連をしますが、公社制度のこれからのあり方についていずれ検討がされるわけですが、すでに六十年以降、経営及び財務状況としては非常に厳しい状況の中にあるわけですから、専売公社の事業のあり方あるいは自主性の拡大、そういう問題やさらに労働者全体が将来に希望を持って働くようにならないければこれはうまくないと思うんですが、そういう問題にまで当然今回の措置あるいは関税の引き下げというものが連動をしているわけです。したがって、今回の改正に相関連をいたしたいというふうな御答弁をいただきたいというふうに思っています。

○政府委員(高倉建君) 最初の点につきまして私からお答え申し上げます。今回の専売納付金の特例措置が臨時異例の措置であることは御指摘のとおりでございます。特例措置の適用期間を五十八、五十九年度に限ることとしたしたのは、これはあくまで公社の財務状況が許すところまでということであつたわけでも認識しているわけでもございまして、現時点におきまして公社の将来の損益を見通しますと、六十年には公社の損益がもたなくなるといふふうに判断をいたしておるわけでもございまして、そういう事態でございまして、六十年以降は当然本来の公社の取り分であるものは公社の取り分とするといふことで考えている次第でございまして、

○説明員(長岡實君) 六十年以降の経営につきましては、当然のことながら私も相当程度の覚悟をして経営努力をしながらやっております。今回の値上げが五十八、五十九年度で特例納付金ですべて財政に寄与していくというやり方が終わりますと、六十年には従来の姿に戻りまして、どうやら赤字を出さないで済む状態でございますけれども、これがその次に一体どこまで赤字をお願いしないで済むかという点につきましては、私もあらゆる努力を振りしげって、一年でもそれを将来に送るよう努めてまいりたいと考えております。さて、臨時答申をどういふふうに受けとめるかという問題でございますが、稲山委員御指摘のようになり、ただいま私も置かれております環境は大変厳しいものがございます。当然のことながら、アメリカを初めとする輸入品との競争は今日以上に激化することは避けられないと存じますし、また国内におけるたばこの消費そのものは、どちらかと言えば頭打ちの状態である。そこへ今回の値上げがあれば、過去の経験からすれば、消費は若干落ち込むといったようなことで、もう難問山積でございます。

私どもは公社の置かれてある立場を考えますと、葉たばこ生産農家あるいはたばこの小売店等を含めまして、日本のたばこ産業は家族を含めまして、億に百万を超える大集団でございます。そのたばこ産業の中核に位置して、日本の葉たばこ耕作農家あるいはたばこの小売店の経営等まで十分に配慮しながら、私どもがおかしなことになるまいように努めてまいらなければならない責務を持つております。

そういう立場を十分自覚いたしまして、経営形態が具体的にどうなりますかは、まだ現在詰めている段階でございますけれども、いかなる経営形態になるにいたしましても、私どもがそういう厳しい環境の中で生き抜いていけるように、日本のたばこ産業を維持していけるような自主性を持った経営のあり方ができるような方向を求めていきたいというふうに考えております。

○稲山篤君 先日、鈴木委員の方から例の自民党並びに政府の皆さん方の申し合わせというもののついての質問が繰り返されました。政府側の答弁では、優良葉たばこの生産を促進するために奨励金を出した、こういうお話でありました。私どもとしては、少なくとも関税引き下げの犠牲になることを非常に恐れるわけです。まあ六億円という財源をもちまして奨励金を出しになるということなんです。しかしそれは余りにこそく的な方法でありまして、本来もっともっと競争のできる優良な葉たばこを耕作する、生産するということになるならば、もっと本格的な対応策が必要になっていかなければならぬと思うんです。六億円という金でいきますと、ややつかみ金的な性格に陥りやすい。そのことについても警告をしてあるわけですが、先日の議論を通して、これからの葉たばこ耕作のあり方についてどういふふうにお考えになっているのか総裁からお伺いしたいと思っております。

○説明員(長岡實君) 御承知のように、日本の葉たばこ耕作の農業は、気象条件といったようなものにもならない条件、あるいは経営の規模が比較的零細であるという日本農業に特有の、ハンディキャップと申しますか、そういうったようなこともございまして、品質、価格両面において残念ながらアメリカ等にはまだ相当の開きがございます。しかしながら、稲山委員も御承知のように、日本の葉たばこの生産は、日本農業の中におきまして、畜産関係を除きまして、田畑のいわゆる耕種農業では米に次ぐ大きな存在でございます。

そういうったようなことを考えますと、私どもは、厳しい国際競争の中で生き抜いていくという面においては、日本の葉たばこ農業の維持も当然考えていかなければいけないわけでもございまして、ただ将来競争が厳しくなればなるほど、生産のコストの中に占める原料費の彼我の差というものが相当重く私どもにのしかかってくると思存じます。こういう点につきましては、葉たばこ生産農家も十分に現状を認識しておられまして、何と

かしてあらゆる英知をしばってあらゆる努力を重ねて、少しでも生産コストを下げかつ品質のいいたばこをつくるように努力しようという点においては、私どもとの間で意見の一致を見ておりますので、先ほど御指摘がございました奨励金その他も決して、何というか、単なるつかみ金とかいうことではなくて、現在、私どもも含めて、葉たばこ耕作農家も含めた日本のたばこ産業が置かれてある厳しい状況から考えますれば、一刻も早く少しでも国際競争の面で不利を克服するような方向で今後農家関係にも御努力をいたさなければならぬと思存し、私どももそういう面にも全力を傾けて指導に当たってまいりたいというふうに考えております。

○稲山篤君 次に関税の問題です。今回膨大な品目につきまして関税の引き下げをやっているわけですが、日本の国益から言いますと、よその国の関税率の状況も十分に考えながらやるべきである、これはもう当然であろうといふふうに思っています。しかし大蔵大臣、ここで認識を統一しておいた方がいいと思存するのは、ほとんど例年三月になりますと、関税の問題を審議して関税率を下げます。ところが、他の国から見ますと、こんなものはあたりまえであるといふふうな感じがしてならないわけでありまして、日本は日本としての努力をしているわけですが、その他の外国から見ますと、こんなのは当然である、日本がことさらに努力をしたとは見ていないんですね。そこで、少なくとも貿易摩擦の解消のために、輸入手続の問題であるとか、あるいは輸入制限の緩和の問題であるとか、言ってみれば市場開放体制の問題につながるといふこと、少なくとも日本の国益を無視したことをやるということについては十分に配慮をしてもらわなければならないといふふうに思っています。

私は、少ない経験ではありますが、アメリカ、カナダを回りましたときにしみじみ思いましたのは、アメリカの特定の国会議員が強い意見だけであつて、アメリカの世論がたばこの問題につ

きましては、当然のことながら私も相当程度の覚悟をして経営努力をしながらやっております。今回の値上げが五十八、五十九年度で特例納付金ですべて財政に寄与していくというやり方が終わりますと、六十年には従来の姿に戻りまして、どうやら赤字を出さないで済む状態でございますけれども、これがその次に一体どこまで赤字をお願いしないで済むかという点につきましては、私もあらゆる努力を振りしげって、一年でもそれを将来に送るよう努めてまいりたいと考えております。さて、臨時答申をどういふふうに受けとめるかという問題でございますが、稲山委員御指摘のようになり、ただいま私も置かれております環境は大変厳しいものがございます。当然のことながら、アメリカを初めとする輸入品との競争は今日以上に激化することは避けられないと存じますし、また国内におけるたばこの消費そのものは、どちらかと言えば頭打ちの状態である。そこへ今回の値上げがあれば、過去の経験からすれば、消費は若干落ち込むといったようなことで、もう難問山積でございます。

てそれほど厳しい意見を持っているというふうには受け取らなかったわけですね。そういうことを考へてみますと、関税の引き下げの問題を含めて、市場開放体制については日本らしい対応をすべきだと、こういうふうに申し上げておきたいと思ふ。

アメリカにしろ、フランスでも、イギリスでもそうであるが、日本から輸出する品物につきましては一定の制限をする、ときには課徴金を課すというふうなことがありながら、日本で劇的に輸入をしろ、たくさん物を買え、こういうことだけがいつも主張として残るわけでありまして、私はこれは非常に問題じゃないかというふうに最初の問題提起をしておきたいと思ふんです。

それから二つ目の問題は、資料にもあるわけですが、最近の輸入輸出についての統計の上がりがりには十分にわかりません。しかしながら、関税にしろ、あるいは石油税、酒税、物品税、とん税あるいは特別とん税というふうに広範なものを関税職員が担当しているわけでありまして、その上に犯罪事件というものが最近非常に顕著に、それも大量に事件が発生しているわけでありまして、それぞれの税関で相当な御苦労をされているわけですね。また勤務の体系につきましても、一般公務員と違うというふうな特殊な条件を持っているわけでありまして。

国税職員の問題と同様に、この税関の職員のあり方の問題についても見直しをする必要があるだろうし、また私どもが委員会として調査に行きますと、待遇の改善といいますが、処遇の改善という問題が、所長以下管理者から相当述べられている現状に照らして、何らかの措置を考へていかねばならないか、こういうふうに考えますが、その点いかがでしょう。

○政府委員(松尾直良君) 第一の点で御指摘になりました点、私も全く同感でございます。何回かおっしゃいました市場開放措置、これが諸外国において正しく評価を受けるよう、その都度これを決めますと同時に、対外的なPRを積極的

にいたしておるわけでございます。今回お願いをしておりますたばこ、チョコレート等を含みます一月十三日の対外経済対策閣僚会議におきます決定後におきまして、主要先進国、アメリカ、ECから、今回大変な決断を持って相当のことをやってくれたという評価を受けておる次第でございます。

なお、諸外国のいろいろな規制等に対しまして、これはそういうものを撤廃しろ、緩和しろというのを要請していくべきであることは、全くお説のとおりでございます。

それから第二の税関職員の問題につきまして、大変御理解を賜って私もありがたうと存する次第でございます。御案内のとおり、税関業務というのは年々量的にふえてまいりますし、質的にもいろいろな変化が起きて大変むずかしくなっております。また、御指摘ございましたように、密輸、特に覚せい剤あるいは武器、ビストルでございますが、こういうものの密輸が非常に多くなっております。そういう中で税関職員は非常に真剣な努力をいたしておるわけでありまして、私どもも予算等の許す限り、職員の労働条件の改善、勤務条件の改善に努力をいたしてきておりまして、労働過重にならないように、仕事のやり方につきましてその都度創意工夫をこらした合理化措置を取り入れております。また職員の安全対策等につきましても、予算面の手当等、非常に限られております予算の中で最大限の努力をいたしてきております。今後とも税関職員の処遇改善にできる限りの努力をいたしていきたいと思ふので、このような御理解と御支援を賜りましたことを大変ありがたく存する次第でございます。

○稲山篤君 最後になりますが、前回私は、災害の減免のときに所得金額で見直しをお願いいたしました。いづれ給付的な検討をされると思ふますが、午前中の竹田委員の質問の残りと言っちゃ語弊がありますが、時間的な関係でできなかったことを最後に申し上げておきたいと思ふます。海外に旅行する人は非常にふえてまいりまし

て、その実績に應じ、あるいはまた為替レートのことなどを考えまして、持ち出すお金の制限につきましてはかなり緩和をされました。さて外国から帰ってきた場合に持ち込む問題につきまして、たばこなり酒なりあるいは香水というもののについてはよくわかりませんが、その他の物品の枠が現行十万円になっておるわけですね。これは多分昭和四十七年ごろでしたか、私の感じでございますが、十年前ぐらいの定めではないかと思ふんですが、ヨーロッパ、アメリカを旅行しても、購入する身の回り品というのは相当高くなっているわけですね、インフレの影響で。したがって、こういったものの枠についてもこの際見直しをする必要があるだろうというふうに思ふますが、その点をお伺いして質問を終わりたいと思ふます。

○政府委員(松尾直良君) 酒、たばこ等の特定の物品を除きまして、御案内のとおり、ただいま十万円という金額限度を設けておるわけでございます。これは御指摘のとおり四十七年からで、かなりの年数がたっていることは事実でございますが、十万円という免税限度が諸外国の水準とこれを比べてみますと、これは相当に高い方であるというところは国際比較の上から言えようかと思ふのであります。アメリカが大体酒やたばこといった特恵品目を含めて四百ドル、それからヨーロッパでは、英、仏、独、いずれも大体円に換算いたしまして一万円と、日本の十分の一ぐらいになっております。日本の場合は、外国へ行きましていろいろ買い物をされるといふ点は、これはほかの国民と多少事情は違っておるのかも存じます。

実はこれも御案内かと思ふますが、十万円のほかに一品と申しますか、一種類一万円までのものはこの十万円に算入をしないという扱い、これは五十三年の九月から行っているわけでございます。この趣旨は、通常のみやげ物といえますと、たとえば五千円のスカーフであるとか二千円のハンカチであるとか、そういうものはその一品種、たとえばハンカチならハンカチ、ネクタイならネクタイ一万円までのものは算入をしない。つまり

通常のみやげ物程度のもは関税をかけない。そのかわり高い毛皮や指輪を買ってこられた方は、これは税負担の公平ということから税金を払っていただきたい。こういう趣旨でございまして、私も過去に実地調査をいろいろいたしましたところでは、十万円が限度につかえてしまつて困るというところは、たくさん買い物をされる方もございますが、平均的にはまだ十万円という限度を使い切っておられないようでございます。海外旅行自体が非常に大衆化したしておりますが、何と申しましても何十万かの旅費を使って海外へ旅行される方というのは、その全部が全部ではございせんので、そういう方にだけ免税の特権をさらに拡大するというのは公平の観点からいふことがかといふことで、当面これを手直しするといふことは考へておりません。

○桑名義治君 私は関税の問題とたばこの問題、この双方にわたって少し質疑を続けていきたいと思ふます。

まず、大臣にお聞きしたいわけでございますが、臨調は、いわゆる専売制度については改革をするように、こういうふうに答申を出されているわけでございますが、この答申に対して大臣は反対でございますか。

○国務大臣(竹下登君) この臨調基本答申、それを受けまして行革大綱を決定いたしました。私どももいたしましては、公社の改革案をできるだけ早くまとめよう、こういうことに心がけておりました。したがって、いま作業中ということでございまして、経営形態を含めてたばこ事業のあり方を総合的に検討しておりますが、葉たばこ耕作の取り扱い等に慎重な配慮が必要な問題が大変たくさんございまして、取りまとめにはさらに日時を要するといふ考え方でございまして。したがって、この臨調の基本答申に対して反対であるというわけではございません。○桑名義治君 そうしますと、新聞紙上によりまして、昨年の十二月二十五日、自民党の専売特別委員会の専売制度改革の要望書に大蔵大臣外主要

大臣の皆さんが署名をなさっているわけですね。この署名をなさっている中に、主立った方として、二階堂幹事長、細田総務会長、田中政調会長、竹下蔵相、それから後藤田官房長官、これら六人の方がこういうことに署名をなさっている。そのことに對して自民党の中でもいろいろと大変問題になりまして、行財政調査会の会長である橋本さんが、いかなる形であつてもこれはけしからぬということを言われ、抗議の申し入れをされているようにございますが、こういう立場から見ますと、大蔵大臣は反対というふうに世間では見ざるを得ないわけでございます。この点はどういういきさつでこういうふうになったのでござい

ますか。

○国務大臣(竹下登君) これは大事なことでござい

ますので正確に申し上げます。

昨年暮れの十二月二十五日でござい

ます。そのころこのたばこ関税の問題につ

きましておおよその結論に到達しつつあ

つた。いま御審議をいたしております問題でござい

ます。その際、私も、この問題からくるところ

のいろいろなる種の憶測もあつたと思つてござ

います。自由民主党の政務調査会の専売に關

する特別委員会の中でのいろいろな議論が行

われてお

いますので窓口に於て、ちょうどまだ国会審議

の最中であつたから、夜中あるいは朝の

早い個々面接をしてまいりました。その際、最終

的にこの関税率大幅引き下げに伴う諸対策に

ついての合意ということをしてくれぬかと、こ

ういふ話がありました。それを最初見ましたら、い

ま署名したとおっしゃいました。要望書の内容が合

意書になつておりました。われわれとしては、合

意書というものを受けるわけには政府側とし

てはいかない。少なくともわれわれとしてこ

ういふ要望があつておるといふことは承知しな

ければならぬから、あくまでも要望書の形では

ないという主張を私がいたしまして、最終的にこ

ういふ要望書というものが、自由民主党の三役、そ

して当時これの担当でありました私、あるいは党

または国会との接点にある内閣官房長官あて名に

これが要望書として提出された。されば私も

が、要望書として提出されたといふことについて

は、それは確認を申し上げようといふこと

で、この問題が落着いたといふ経過でございま

す。

そしていまお話がございましたように、橋本龍

太郎君から、友人でござい

ますので、私に對し

て、要望書として承るの

は当然のことであ

らうけれども、私も署名

をしたとは何事だとい

う抗議、友情あふれる

抗議とでも申しませう

か、そういうものがあ

つたことも事実でござ

います。それに対しては、いや、確かに要望書とし

て承つたといふことは、私の高度な政治的判断の中

で、物事をまとめる際にあり得ることではないか

といふことで、橋本龍太郎君はそれで勘弁して

やろう、友情の間に勘弁するといふ合意に達した

と、こういうことであります。

○桑名義治君 橋本さんと大臣が友人であるか

ら、そういう友人の關係で許してあげようとい

ふことは、これは一件落着といふふうには私は考

へられないと思つてお

ります。少なくとも所

管大臣が要望書であ

るものと署名をする

といふことは、いま

から行

革を推進していく立

場に立つて見るなら

ば、これは非常に大

きな障害になるん

ではないかといふ

ふうには私は考

へられないと思

つてお

ります。少なく

とも所

管大臣

が要望

書であ

るもの

と署名

する

とい

ふこ

とは

いま

から

行

革を

推

進し

てい

く

立

場

に

立

つ

て

見

る

ん

ら

ば

ではなかったかと、こういうふうに思うわけですが、それはどうですか。

○説明員(長岡實君) 将来の方向等については、もちろん私も幅広く検討はいたしております。ただ、現時点において私が大変はつきりとした結論のようなお答えができませんのは、私どもの認識が誤っておるかもしれませんけれども、私どもの仕事はなかなか理屈で割り切りにくい面をたくさん持っております。というのは、一つは間接的にございまして、もう一つは、私どもの仕事は一次産業から三次産業まで深いかわり合いを持っておりまして、こういったような点から理屈だけで非常にきれいに割り切れない面があるというように、なかなか、そういったような面にも十分に配慮しながら、なおかつ御指摘のようにわれわれとしては将来大変厳しいという覚悟はいたしておりますので、それに打ちかかっているような方向づけをいま鋭意求めているわけですが、なかなか簡単に結論に到達しないというのが現状でございます。

○桑名義治君 総裁の言われることはある程度私もわかります。わかりますけれども、それこそ国民の目から見れば、先ほど申し上げたような形でしかとらえられません。そしてさらに国民が何と言っているか。専売公社総裁はいわゆる官僚だ、電電公社の総裁は民間から今度来たんだ、だから思い切ったことをやっているんだ、こういう対比の仕方をもうすでしてはいますよ。そういったところから国民の考え方というのは、民間でなきゃだめなのか、そうしないと硬直した姿勢の中から、硬直した考えの中から一歩も踏み出すことができないんじゃないか、だから民間にせよと言っているんだ。ここまで短絡的に飛躍していく考え方をもちますよ。やがて火の粉はばんばん降ってきます。私はそう思うんです。だから、そこら辺も踏まえて今後考えていかなきゃならない重大な問題ではないか、こういうふうに私は思う。大臣どうでしょうか。私の言っていることは無理でしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 私が前回大蔵大臣でありましたときの事務次官は現長岡総裁でございます。党へ帰りましてから、行政改革に関するものもろの問題につきまして議論をいたしました。いま桑名委員にみじくも指摘しておられました電電との問題でございますが、長岡総裁からも申されましたように、まさに耕作者という第一次産業従事者から、そして製造業、さらにはサービス部門、第一次、第二次、第三次産業までを抱合したのが専売公社である。一方、電電公社は、言ってみれば第二次産業と第三次産業。田舎の中に建っている電報局の中には、前の方に畑もあって一次産業もあるじゃないかと云われた人もございまして、そういういろいろな議論をしておりまして、

長岡さんが、当時は副総裁でございましたが、行かれたというときに、ああ、竹下君、君も専売の改革をやるんだな——私がおりますときは、塩専売をどうするかという段階ではございましたが、長岡さんによってそういう仕上げをするつもりで送ったんだなと言っていて、私の人事権でもないことを多くの友人たちが言ってくれました。したがって、その苦衷を察しつつも、長岡総裁の手腕と、そしてそれに見る労使慣行のよさと、そして各種団体との関連性の中に適切な結論が出ることを私も期待をいたしておると、こういう実情を素直に申し上げておきたいと思っております。

○桑名義治君 この問題はこの程度にしまして、今度は個々の問題について少しお尋ねしておきたいと思っております。

たばこの関税の引き下げが今回のこの法律案で予定されておられるわけですが、そうなりまして、今度はライクあたりは幾らになるんですか、具体的に。

○説明員(岡島和男君) 輸入たばこの値段と申しますのは、一定の算定方式に基づいて行われるわけでございます。そのもとになりますのは、公社の購入原価がどうなるかということでございます。その公社の購入原価、つまり輸入価格でござ

います。最近外国メーカーとの交渉を終えたところでございまして、いまお話しに出ましたライクにつきましては、公社の輸入価格を据え置きたいということになりました。それから小売マージンも、先ほどもお話しが出ておりましたけれども、これも据え置くということになろうかと思っております。

具体的な定価でございますが、関税関係の法案も現在御審議をいただいているところでございまして、それからたばこ関係の法案も現在御審議をいただいているところでございまして、そういう法案が成立いたしました後、正式に認可手続をするというところでございまして、いまここで正式に申し上げる段階じゃないわけでございますけれども、お許しをいただまして申し上げますと、関税の引き下げ分を反映いたしますと三十円下がるというところに相なります。そういたしますと、現在二百九十円の分が二百六十円というふうになるわけでございますけれども、一方たばこ関係の法案が成立いたしますと、内外品とも一本一円、二十本当たり二十円上がることになるわけでございます。

ございまして、その実施時期がどうなるかというの、これはまた法案の成立時期と関連いたしますけれども、仮にたばこ関係の法案が現在私どもの方で想定いたしておりますように五月一日に実施するということになりますと、関税の引き下げ効果の方もいろいろな準備期間もございしますので、大体同時期にその効果が出てくるということになりますと、二百九十円のもの、三十円下げと二十円上げを複合いたしますと、全体として十円下げの二百八十円になると、こういうふうに見えておるといふことでございまして。

○説明員(長岡實君) ちょっとそのところを補足申し上げます。いまも岡島理事から申し上げましたように二百八十円になるわけでございます。問題は内外製品の価格差でございます。これは関税率の引き下げに伴う効果の三十円下げによって、いままで日本で一番売れておりますマイルドセブンと輸入

品の中で一番売れておりますライクとの価格差が、百十円ございましたのが八十円に縮まっております。これは値上げの法案をお認めいただきましたら、これは値上げいたしますと、これは両方とも二十円上がりますから、百十円の価格差が八十円に縮まるという点は変わらないわけでございます。

○桑名義治君 こういうふうな内部操作をやりまして、またアメリカから、せっかく関税が下がったにもかかわらず再び日本は操作をした、そのためにせっかくの関税措置というものが水の泡になった、日本はまたうそを言ったじゃないかと、こういうようなアメリカからの批判はあるというふうにはお考えになりませんか。

○説明員(長岡實君) 午前中にも竹田委員の御質問にお答え申し上げたんですが、私も直接は受けていないのでございまして、今回のたばこの値上げを、アメリカ側では、せっかく関税率を下げて内外の製品の日本における小売価格の価格差を縮小するのにもかわからず、何か操作してその効果を減殺してしまうというふうなふうに受け取っている向きがあるように聞いております。

その点は全く誤解でございまして、関税の引き下げの効果を一〇〇%内外製品の価格差に反映したいというアメリカの要望は、私どもも一〇〇%尊重して、今日まで日米間の交渉に当たってまいりましたわけで、今回の値上げというのはそれは全く別である。したがって、これは国内品、輸入品を問わず同じ価格だけ上がるわけでございますから、それによって価格差をせっかく縮めたのがまた店がるということではないんだという点は、私どもも、外務省を通じてはございまして、けれども、アメリカ側にもよく理解してもらおうように現在お願いをしているところでございまして。

○桑名義治君 現在と同じような価格差であるというところになれば、恐らく国内品が上がったんですから、したがってそれならば、値段がほとんど変わらないならば、価格差が変わらないならば、外国製のライクでも吸おうかというふうになった場合に、日本製のたばこがまた相当数圧迫を受け

るといふことも今度は逆に考えられるわけでございますが、そういうことは想定しておられません。

○説明員(長岡實君) たばこという商品は非常に嗜好性とか習慣性が強い商品でございます。価格の動きがどの程度今後の消費の動向に影響があるかという点はなかなか見込みにくい点でございます。したがって、今回の関税率の引き下げに伴って内外製品の価格差が先ほど申し上げましたように三十円程度縮まりました場合に、一体どのくらい輸入品の消費がふえて、それがどの程度国産品にシワ寄せが行われるかという点は、大変はつきりとした見通しが立てにくいのでございませうが、私ども当然のことながら、輸入品がふえて国産品もある程度影響を受けるであろうという覚悟はいたしております。

○桑名義治君 今度は話を次に進めたいと思っておりますが、今回は一本一円の値上げでございます。三十四銭が専売納付金の追加分として国に納付される。その三十四銭という根拠はどこにあるんですか。

先ほどから、午前中からいろいろ議論されておりますけれども、五十八年、五十九年度に限定をしたその理由はよくわかりました、いろいろと議論の中で、よしあしは別にしておりました。では六十年度以降はどうなるのか、ここら辺をもう一遍確認しておきたいと思ひます。

○政府委員(高倉建君) 一本当たり三十四銭の特例納付をお願いした、その三十四銭の根拠でございますが、たばこが一本一円上りますと、まず小売人の手数料が十銭、これは一〇%でございます。そので、小売人の方にまいります。残りの国、地方の財政収入になります。細かく申し上げますと、法律で納付金が種類、等級別に決まっております。たばこが一本一円上りますと、地方の取り分は違ふわけでございますけれども、総体で平均をいたしますと五十六銭分が国、地方の収入になるといふことが最近ほぼ安定的な率として計算されております。残りの三十四銭が公社に帰属する

分というところであるわけでございます。したがって、納付金率がそれぞれに違ふことをそのまま反映いたしますとすれば、種類、等級別に特例納付の率を変えたいということもあつたわけでございますけれども、今回の措置が二年間限りの特例措置であるということも考慮いたしまして、同時に大体三十四銭と五十六銭という取り分の割合というものがこのところほとんど動いてないということも考慮いたしまして、制度を簡明にするというふうなこともありまして、一本当たり三十四銭を公社の取り分である分として、その分を特例的に国に納付していただく、こういうことにしたわけでございます。

それから六十年度以降はどうなるかというお話でございますが、先ほどもお答え申し上げましたとおり、現在の時点で推定をいたしますと、六十年度になりますと、特例納付というふうなことを続けまうと、公社の損益が赤字になるということが予想されるわけでございます。六十年度からは本来公社の取り分である一本当たり三十四銭は公社に帰属することになっているわけでございます。そういうことによりまして、公社の損益が六十年度をさらに黒字を確保するというのが現在の見通しでございます。

それ以降になりますと、これはいろんなファクターが入つてまいりますので、どこまで公社の黒字が続くかというところの確たることは申し上げることはむづかしいわけでございますけれども、公社の方の予測によりますと、もうちょっと六十一、あるいは六十二ぐらいまでは黒字が保てるかなというのが現時点いろいろな予測でございます。が、変動要因があるようにも伺っているわけでございます。

○桑名義治君 そうしますと、六十四年以降もこの値段でそのまま据え置く、まさか六十年にまた再び値上げするようなことはないでしょうな。

○政府委員(高倉建君) ただいまのようなそういう損益の見通しでございますので、六十年度に値上げがまた行われるということは、いまの見通し

から言へばないと思つております。むしろ私どもとしては、特例納付を二年に限りしましたのは、六十年度に再度値上げがあるというふうなことのないうようにということもありまして、本来の公社の取り分は公社にお返しすることによってそういう事態を回避するようにしたいと思つてゐるわけでございます。

○桑名義治君 そこで、一応暫定措置ですから、五十八年、五十九年というふうな限定をされていゝるわけでございますが、まさか六十年以降も再び納付せよと、こういうような措置をとることはないでしょうな。

○政府委員(高倉建君) 先ほど申し上げましたとおり、現在公社の方で長期の損益見通しをいろいろやつていられるところによりますと、現行のままで続けまうと、六十年度には公社の損益がまたないというところでございます。当然その時点では公社の取り分であるものは公社にお返しをしなければならぬ、かように思つております。

○桑名義治君 そうしますと、依然として赤字財政が続くことは、これは火を見るよりも明らかでございます。そうなつてくれば、六十年度では、この制度は一応打ち切らなければならぬけれども、さらに収益を増すためにはもう一遍値上げをして、その分の中からまた同じような一遍値上げを付金というものをとるといふ、そういう方策をまたとるといふことも考えられるわけでございますが、そういう方策もとらないでしようね。

○政府委員(高倉建君) 先々の見通しということになりますと、なかなかむづかしい点もございますが、たばこの御議論もありましたとおり、たばこ産業をめぐる諸情勢というのは大変厳しいわけでございます。私どももいたしまして、今後のたばこ定価改定というのは大変慎重に対処しなければならぬ問題であると思つております。

○桑名義治君 非常に慎重に対処しなければならぬという言葉は、上げるかもしれないけれども、上げないかもしれない、こういうふうに関き

取れるわけでございますが、大臣、どうですか。

○國務大臣(竹下登君) この間、日曜日の六チャネルの話を聞いておりましたら、大体財政再建で増収を考えるならば、酒とたばこを考へるなんという議論が出ておりました。あれあれと思つて私も承つておりました。

○桑名義治君 しめしめじゃないんですか。

○國務大臣(竹下登君) いや……。したがって、そういうことがないように、財政運営をこれからやつていかなきゃいかぬと思つて心に言い聞かしておるところでございます。

○桑名義治君 大臣からも六十年度は再び値上げは絶対にしないという言葉はとうとう出ないままでございます。予想でございます。予測でございます。これ以上私も詰めようとは思ひません。が、いづれにしても、今回の措置、国の財政が苦しくなつたからその財源をたばこに求めたと、こういう安易な選択は余り好ましい方法ではないと、こういうふうな思ひます。

そこで、現在でもたばこが過剰在庫を抱えてゐる。たばこの在庫というのは大体二年ぐらいが一番いいというふうな言われているわけですが、現状では大体三年ぐらいのたばこを抱えてゐると思つてゐます。その中で、先ほどからたびたび出てきておりますように、たばこをめぐる環境というのは非常に厳しい、そういう環境の中でさらに値上げが続くとするならば、あるいはまた一面からたばこを吸う者の健康作用もダウンするとか、たばこの害がどんどん浸透していく、そういう中ではだんだん喫煙者が減つていく。こういう傾向も同時に考えられるわけでございますが、この在庫をどういうふうになさるおつもりでございますか。

○説明員(長岡實君) たばこの過剰在庫問題は相当深刻でございます。桑名委員が御指摘のようになり、適正在庫二年分にプラス一年分ぐらいの過剰在庫があるという現状でございます。私も過剰在庫を減らすためには、国産のたばこをたくさん使えようという状態にすることが望ましいわけ

でございますけれども、これまたたいま御指摘のように、たばこの需要の伸びが大変最近ダウンしてまいりまして停滞ぎみになっております。

そういうようなことから、五十六年の夏の耕作審議会では、耕作者代表も含めまして十分御議論をいたさした上で、約一割の面積の減反を実施していただいたわけでございます。これは単年度限りではございませぬけれども、こしばらぐの将来までの予測も含めまして、需給均衡面積にまで減らすというところまではお願いしたわけでございますが、さらにその後で今回の値上げ問題、あるいは輸入品との競争の激化の問題といったように、大変むずかしい条件がまた加わってきております。

ただ私どもは、そういう条件が加わるたびに、またその面積を減らしていただくということでは、なかなか農民も納得していただけないんじゃないかということから、私どもとして何とか国産の葉たばこを使うことを考えなければいけない。第一は国産の葉たばこをたくさん使用して、なおかつ国民に喜んで吸っていただくような銘柄の開発でございます。これには最大の努力を払っております。昨年来一部の地域でテスト販売を実施してまいりましたキャスターというたばこが、テストの結果が大変よろしゅうございますので、この四月一日から全国販売、拡大に踏み切る予定でございます。こういった努力は今後も続けてまいりたいと考えております。

それからこれも大変息の長い話でございますが、五十八年度予算がお認めいただきました、その輸出会社への出資がお認めいただければ、輸出にも最大限の努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○桑名義治君 いまから関税の引き下げや、あるいは外国製のたばこの取扱店をさらに拡大していく、これは五十八年の一月の市場開放第三弾のうち、たばこ関係で三項目あるわけでございますが、その中で外国たばこの取扱店拡大計画の繰り上げという一点が発表されておるわけでございます。

す。そうなつてまいりますと、外国たばこがどんなといまより一層伸びる、数量が伸びていく、こういうふうな考えられるわけでございますが、この点はどうかうに考えておられるのか。あるいはまた輸出状況と今後の輸出の対応についてはどのようにお考えなのか。

○説明員(長岡實君) 先ほども申し上げましたように、輸入たばこがどの程度ふえるかという見通しがなかなか立てにくうございます。たばこという商品は相当程度習慣性もございまして、いままでたとえばマイルドセブンを吸っておられた方がラークにどの程度移るんであるかというふうな予測は、価格差だけではなかなかはかり知れないものがございまして、予測はむずかしいんでございますが、私どもとしては、五十八年度予算を算する段階におきましては、従来以上の伸びをある程度見込んでおります。具体的に申しますと、三割を少し超えるぐらい輸入たばこはふえるのではないかと、うに一応積算をいたしております。

それから日本のたばこの輸出の方でございますが、現在でも公社といたしましてたばこの輸出はやっております。ただ、欧米の有力たばこメーカーなどはもうすでに海外に強固な地盤を築いておりますので、なかなかむずかしい問題でございます。すけれども、最近時点の数字を申し上げますと、公社製品のたばこの輸出数量は、五十六年度には十一億一千万本、五十七年度の見込みでは十二億三千万本程度というのが現在の状況でございます。

これを輸出会社を創設することによりましてどの程度まで量が伸ばせられるか、まだ具体的な計画を立てておりませんが、いづれにいたしまして、現在の公社という枠組みを越えて、いわば輸出に本腰を入れる体制を整えるわけでございます。ので、中長期の目標を立てて着実に伸ばしていくような努力をまいりたいと考えております。

の三月までには、東京、大阪を除く主要都市全店、それから五十八年十月末までには東京、大阪の主要都市全店を取り扱わせる、こういうふうな言われているわけでございますが、これがいまだういふうに進捗しているのか。あるいはまた、市場開放第三弾のたばこ関係の中で外国たばこの流通制度の改正を検討すると、こういうふうな形になつておるわけでございますが、どのような形に改正をされるのかお聞きをしておきたいと思っております。

○政府委員(高倉建君) 最後の点から先に私から御答弁させていただきます。

外国たばこの流通制度につきましては、現在、専売公社しか輸入もできないし、販売もできないということについて、いろいろな外国からの異論があるわけでございます。これをどうするかということは、ただいま検討しているところでございますが、この取り扱いには国内の体制をどう取り組むかということと密接不可分でございますので、その国内の今後の流通体制のあり方とあわせて、ただいまいろいろ案を検討しているところでございます。

○説明員(森宗作君) お答えいたします。

輸入品取扱店の拡大につきましては、昨年の五月のいわゆる市場開放第二弾、本年一月の対外経済対策という政府の方針に基づきまして、拡大措置を講じてまいりたいと考えておるわけでございます。

その内容として、先ほど先生からお話のございましたように、とりあえず五十七年度末までに現在の二万店の取扱店にさらに、東京、大阪を除きまして、二万店の増加を図る。次いで五十八年の十月末までに、東京、大阪を中心としてさらにこれに三万店を増加する。こういうようなことでございまして、合計この時点では現在の二万店が七万店になるわけでございます。

五十七年度末までの分につきましては、現在拡大を実施中でございます。なお、五十八年度の三万店につきましては、現在具体的な諸準備を急いでおります。

でございまして、今後ともこの方針の通りまして、着実に拡大の実施を図ってまいりたいと考えておる次第でございます。

○桑名義治君 次に関税の問題に移りたいと思っております。

今回の関税法の改正によりまして、特惠九品目を含む三百二十三品目について関税の撤廃または引き下げが行われているわけでございますが、まずそのねらいと効果について伺っておきたいと思っております。

○政府委員(松尾直良君) 今回の三百品目を超える改正は、昨年五月のいわゆる市場開放第二弾と言われるときに決定をしたもので、それに追加をいたしまして暮れに検討、結論を得、一月十三日の対外経済関係閣僚会議で御決定をいただきました。ものを合わせたものが大部分でございます。したがって、ねらいと申しますか、意図というのは、市場開放対策の一環であるということに尽きるかと思っております。

このような大幅かつ大規模な関税の引き下げを行いますゆえんは、午前中からいろいろお話し申し上げておりますとおり、世界じゅうに保護主義の力というものが非常に台頭してまいりまして、その中には日本をねらい撃ちにしたような動きというものもいろいろあるわけでございます。世界のこういう保護主義の動きに歯どめをかけて自由貿易体制を維持強化をするという観点から、できるものはできるだけの市場開放を図っていく。そういう中で、関税につきましては、昨年度の改正、五十七年度改正におきまして、東京ラウンドの一律前倒しということをお認め願ったわけでありまして、それに加えてさらに日本の市場開放への姿勢を明らかにし、かつ特に諸外国から要望のあった品目のうち可能なものはできるだけ取り入れるということで決定をいたしました。ただいま御審議をお願いしておりますわけでございますが、これにつきましては、アメリカあるいはECとも非常に大きな決断をし、かつ前向きな引き下げないし撤廃を行うということで評価を受

けておりまして、一ころに比べて貿易摩擦の面で関税面についての摩擦というものはかなり鎮静化したのではないかと考えております。

○桑名義治君 外国からは、関係各国からは大変な評価を受けている、同時に関税に関する限りにおいては貿易摩擦は鎮静化するのではないかと、この意味の御答弁でございましたが、しかし、これは後からまた論議をしたいと思うんですが、アメリカは依然として、きょうの新聞あたり見ると、オートバイの問題が出てきておりますし、鉄鋼の問題も出てきておりますし、改めてほかの貿易摩擦というものを惹起していることは、これは見逃せないと思うんです。果たしてこれで効果があつたのかな、どうなのかなと、こう感ぜざるを得ないような状況になっているわけでございまして、あえてそういうふうな御答弁なさるんですから、この場合はこの場でおさめて、後でまたこの問題は論議していきたい、こういうふうに思います。

次に農水省に伺います。

今回の値上げで、チョコレート、ビスケットの国内産業は影響を非常に大きく受けるんじゃないかと、こういうふうに思われるわけでございまして、この点はどうか。

○説明員(農田拓二君) お答え申し上げます。

わが国のチョコレートやビスケットの関税率は、国内の農業保護政策の観点からいたしまして、主な原材料でありますところの砂糖でございまして、あるいは乳製品でございまして、あるいは小麦粉でございまして、この国内価格が、アメリカやあるいはECなどの諸外国に比べて比較的高いものになっているという事情もございまして、また国内の製造企業が中小企業が多いという事情もございまして、そういうふうな国際競争力が弱いという観点を配慮いたしまして、比較的高い関税率が保たれてきたわけでございまして、さきの東京ラウンドにおきまして、アメリカあるいはECの強い引き下げ要求がございまして、一九八〇年から八七年にかけて段階的に引き下げることを

にしておったわけでございまして。また昨年来、その後さらに関税引き下げの要望が非常に強く出てまいりまして、二年前倒しをするとか、いろいろ引き下げのテンポを速めてきたわけでございまして、昨年末に御存じのような市場開放措置といったしまして、さらにMTNの最終議定書からチョコレート、ビスケットの関税を本年の四月以降一〇%引き下げるといふことになっていまして、いま御審議をいただいておりますわけでございまして。

こういうふうな事情でございまして、国内の製造業に与える影響を緩和するために、チョコレート、ビスケットに使用されますところの主要な原材料でございまして砂糖の消費税を現行のキログラム当たり十六円から十三円引き下げて三円に軽減するというところで、また租税特別措置で審議をお願いしておりますわけでございまして。

なお、今回のこの砂糖消費税の軽減の問題に關しましては、関係業界は現下の非常にむずかしい国内の財政事情のもとで政府がかなり努力をしたというふうな評価をしていただいているというふうな私どもは理解しておりますわけでございまして。

○桑名義治君 どこかが引込めばどこかが飛び出るといふような感じがするわけでございまして、この問題はこの問題として次に進みたいと思っております。

現在わが国の鉄鋼業界は大変に厳しい状況に置かれておるわけでございまして、米国の鉄鋼業界には日本からの鉄鋼輸入を削減しようとする動きがある。これは新聞紙上でも言われておるわけでございまして。昨年暮れに米国の鉄鋼大手八社が日本の対米輸出に不正があるというところでUSTRに提訴していた問題、これはその後却下されました。政府はまた政府間協議に持ち込めたいと思っております。政府はまた自動車に次いで鉄鋼までが自主規制するよう業界に働きかけるようなことではないと思っておりますけれども、この点について通産省はどういうふうにお考えですか。

○説明員(井上正君) お答え申し上げます。

先生いま御指摘ございましたように、昨年の十二月十六日でございますけれども、アメリカの鉄鋼業界の方から、日本の鉄鋼貿易が不公平であるといったしまして、米通商法三百一条というのがございまして、これに基づきまして救済の申し立てがございました。米通商法は、その後ことしに入りまして、一月の三十一日に申し立てを完了取り下げたわけでございまして、その後、二月の二十三日に再度申し立てをいたしました。これに對しまして、米政府は二月二十五日に、業界の申し立ては正式調査を開始するに足る理由がないということで却下をいたしております。

通産省といたしましては、これまで米政府に對しまして、わが国の対米輸出というものが秩序ある輸出を行ってきまして、御説明をしております、不公平なことではないという説明をしております。アメリカ政府が米業界の申し立てを却下いたしましたのも、こういうわが国の主張が理解されたのではないかと、そういうふうな思っております。

去る二月十一日でございますが、山中通産大臣とブロックUSTR、アメリカの通商代表部の代表との間で、この日米鉄鋼の貿易問題につきましてお話し合いがあったわけでございまして、その際、今後いろいろ誤解や紛争を避けるために、日米の政府間で鉄鋼協議を行うことが合意をされたわけでございまして。通産省といたしましては、今後この政府間協議の場を活用いたしまして問題の解決を図っていききたい、そういうふうな思っております。

○桑名義治君 この鉄の問題は政府間の話し合いで解決つこうというふうな見通しがございましてか。

○説明員(井上正君) いま申し上げました日米の政府間協議、実は第一回を、先般でございまして、この三月二十一日から二十三日ワシントンにおいでやりました。これは情報交換ということでございまして、現時点では、米政府は日本に對しまして、鉄鋼の対米自主規制を求めることはないうというふうな伺っております。

○桑名義治君 そこで現在、対米自動車輸出の自主規制が行われているわけでございまして、三年目の五十八年度も百六十八万台の規制措置を決定したようでございまして、米国の自動車業界が活性化しなければこの問題はどこまでもどこまでも続いていく問題ではなからうかというふうな考えのわけです。米国の自動車業界の活性化の兆しが見えるかどうか、どういうふうな見通しをされているのか、まず伺っておきたいと思っております。

○説明員(高瀬和夫君) わが国乗用車の対米輸出自主規制の問題でございまして、ただいま御指摘のとおり、この措置はアメリカの自動車産業の再建努力が前提になっております。この措置は、一昨年の四月から開始されております。その後、アメリカの自動車業界におきましては、生産コストの削減あるいは賃上げの抑制あるいは、さらには小型車の開発のための投資というふうな一連の努力が行われてきております。その結果といたしまして、昨年すでに米自動車製造各社の財務体質が大幅に改善されつつあるというふうな言われております。

ただ、昨年の米国内におきまして乗用車の生産及び販売の水準がここ二十数年最悪の実績になっておるといふことから、なお一層の再建努力が必要だといふふうなわれわれも見ておるわけでございまして。

○桑名義治君 さらにまた、同じだろーと思ひますが、けさの新聞を見ますと、日本製の大型のオートバイからアメリカは輸入課徴金を取るという話がまた出てきておるわけですね。新聞によりますと、五年間にわたり最高四五%の輸入課徴金を課すという検討が盛り込まれている。さらに課徴金の適用車を年間五千台以上の輸入車に限る。こういう条件をつけ、ヨーロッパ共同体、ECなどの輸入車を適用除外して、日本車をねらい打ちすると、こういう意思があるのではないかと、いふふうな記事が出ています。これはどういふふうな情報が入っていますか。

○説明員(高瀬和夫君) アメリカにおきまして自動車二輪車の問題につきましては、四月二日まで大

いかということ、その開発途上国への世銀からの資金供与を進めていくに当たってどのような問題があるか、あるいは資金的な基盤は十分であろうかというようなこと、さらには開発途上国自体の経済情勢の問題も討議するというふうに、これはまだ議題は正式に決まっているわけじゃございませんが、そのような開発途上国の問題が中心になるだろうというふうに見えております。

○桑名義治君　それと同時に、五月の下旬にアメ

リカで行われるいわゆるサミットに向けての下打ち合わせ的なものをやりたい、こういうふうなことがまた議題になるのではないかと。その中でまた財政、金融政策の協調の可能性、それから為替相場への協調介入、こういったことが主要なテーマになるのではないかと。こういうふうな、こう新聞紙上では報道されているわけです。

いわゆる通貨の問題につきましては、ECの中では、専門家が集まってある程度の介入についての報告書が、大体未公開であるけれども、まとまっている、こういうふうな言われているわけですが、その考え方を、それに対して日本としても一応の一つの考え方を、それに必要があるんではないか、こういうふうな考えているわけですが、この点はどうでしょう。

○政府委員(大場智満君) 御指摘の為替相場の安定、したがって為替相場の安定のための諸施策の問題につきましては、議論を進めているところでございます。これは先進七カ国といいますが、サミット参加国の七カ国にECが加わりまして八代表、議論をこれまで進めてまいりました。御指摘の報告書は、この作業部会で実はやっておりますが、このところでございまして、これは今後蔵相代理レベルでの会議あるいは蔵相会議に上げまして、その報告書に対する評価とともに今後の施策について御議論いただく運びになっております。なお、蔵相レベルの検討を経た後は、この報告書は公表いたすことになるかと。また、この報告書は公表いたすことになるかと。また、この報告書は公表いたすことになるかと。

ただいま御指摘の為替相場の安定のために介入あるいは政策協調の問題があるわけですが、私どもが今後このように会議に臨みます際には、為替相場の安定のために、もちろんファンダメンタルズが比較的に通って、それが大事でございまして、また政策問題としましては、各国の中長期的な観点からの政策の協調がまず必要でございまして、また介入につきましては、これは一國でやるよりは協調して介入する方が効果があるというふうなことは思っておりますし、特にオーバーシュート・タイミングのような場合、行き過

ぎた場合には介入について効果があるのではないかと。こういうふうにも考えております。このような主張を今後の会議においてやっていきたいというふうに思っております。

○桑名義治君 ところで、時間が来ましたので、最後にお尋ねしたいことは、いわゆるIMF体制でございまして、一九七一年の八月の金とドルの交換停止のニクソン声明、一九七三年の春以降の変動為替相場の定着という形で、事実上その骨格において崩れた、こういうふうな考えられるわけですが、またガットの体制も、昨年のガット閣僚会議での保護貿易主義という動き、あるいは輸出輸入品の主なもの、先ほどの鉄じやございせんけれども、あるいは自動車等に見られますように、ある程度自主規制、いわゆる管理貿易下に置かれていくという形がとられて、ガットの自由貿易主義の理念が崩れていくわけでは、ないか、こういうふうにも言われているわけでは、ないか、このIMF体制あるいはまたガット体制、こういうものをどういうふうな政府としては考え、見られておられるのか、これを大臣に最後にお伺いして質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) 確かにいまおっしゃいましたように、一九七一年ドルの兌換制停止、それから七三年フrootの定着、その間に先進国がある意味において共通に受けました第一次石油ショックあるいは第二次石油ショック、その間通貨問題につきましては、フrootの果たした役割というものは、それなりに意義があった。だが、それは各国のファンダメンタルズの相違とか、あるいは中長期的政策の整合性が必ずしもないとか、いろいろな問題が出ております。現状においては私の認識というものは、大きくフroot制そのものを、変えていくというふうな環境にはないのではないかと、こういう感じが一つであります。

そしてIMF体制の問題でございしますが、千九百六十何年でございまして、六〇年代、東京でIMFの総会が開かれた。当時IMFというものの

の意義、それに加盟した日本、その総会が開かれるようになった東京というふうなことで、ある意味において、適切な言葉ではございせんが、国威を発揚したとでも申しましょうか、そういう意義があったと思っております。

今日までIMFが果たした役割というものは、それなりに私は評価すべきであって、なかなか先般のIMFにおきまして、特に最近債務累積問題等がございまして、そして開発途上国に対してGABの資金量が充実して対応ができるような措置がとられるようになった。確かにIMFそのものが持つております量というものは大変なものであると私も思いません。しかし大きな呼び水になって、各国のそういう金融体制の安定というものが、役に立っているという役割は、私は今日なおより強固になったんじゃないかという見方もできるんじゃないかと思っております。

それからガットの問題でございしますが、派生的な問題、各国の経済情勢の相違から来まして、あるいは国内の失業とかそういう問題で、いわゆる自主規制の要請とか、そういうある種の管理貿易とかいう問題は、これは派生的な問題として出てくる問題であって、本来それが好ましい姿であるとは、思っていないでございまして、なな、お一層ガット体制というものを、各国それぞれより理解を深め、わが国も含め、これに对应していくべき課題である。すなわちガットというものが、いま必ずしもその精神が生きていない面が一部管理貿易等の点に出ておると、それは派生的な問題であって、必ずや自国の方向に向かうべき問題である、こういう問題意識のもとに、対応すべき問題であるというふうに私は理解をいたしております。

○堀出啓典君 それでは最初実調率の問題についてお尋ねいたします。

当委員会におきましても、法人税、所得税の実調率につきましては、現在、大体法人が一〇%、それから個人の場合は四%、こういうふうな話があったわけでありまして、ずっと過去を見ても

すと、非常に高いときもあったし、低いときもあったわけですが、大体大蔵省といましては、この実調率はどの程度を将来の目標としておられるのかどうか、これをお伺いしておきます。

○政府委員(角長一郎君) 税務調査の実調率でございまして、御指摘のように、所得税の場合には最近四%程度、法人税の場合には一〇%程度となっておるわけでは、ないかと。過去にはこれより高い時期がございまして、昭和四十年代をとってみますと、所得税は五%、法人税は二%という時期もあったわけでは、ないかと。

税務調査は過少申告の疑いの濃い納税者から調査対象に選定をして調査をしております。それに至らないような申告漏れにつきましては、調査以前の事後処理というふうなことは、是正を図っておりますので、これら両者をあわせて考えなければいけないわけでは、ないかと。メーンは実地調査でございまして。

私ども実調率、過去の趨勢から見ても、最近の状況は必ずしも満足できる状態ではない、もう少し高い方が望ましいと考えておるわけでは、ないかと。実調率を確保いたしますには、一定の調査日数等を前提といたしますと、全体としての調査事務量をふやさなければ、これはできないわけでは、ないかと。一方では、納税者が年々増加するという事情もございまして、調査事務量の確保が何よりの前提になるわけでは、ないかと。したがって、毎年厳しい財政事情でございまして、要員の確保に関係方面の理解を得ながら努めております。また最近では非常に窮屈にはなっておりますけれども、内部事務の合理化も余地のある限りやっております。必要調査事務量の確保にそれらの力を回していくということでは、実調率の維持は、いかにできるか、なかなかこれを具体的な数値で何%までの目標としてやるというふうには、ないかと。何となれば、実調率の確保は重要な柱では、ないかと。同時に広い意味での納税環境の整備の

いろんな施策があるわけでございまして、それらの組み合わせの中で重要なものは考えながらできるだけその実調率の問題に取り組んでいきたいと、こういう考え方でおります。

○塩出啓典君 実調率につきましてはそういう具体的な目標等が非常に立てにくいと、こういう事情の御説明があったわけでありまして、私は実地調査というのは、現在のところは、大体ねらわれと調査される、だから調査に来たということは何か非常に脱税があつたのではないかと、こういうような認識にとらわれているわけでありまして、国民の納税意識の向上のために、また納税者の協力を求めるためにも、少なくとも現在の十年に一回というんではなしにももう少し目標を上げるべきではないか、また中期的な目標をつくるべきではないか、私はそのように思うわけでありまして、その点はどうか。

○政府委員(角農一郎君) 実調率についての考え方及び税務行政の中で実地調査とほかの施策との関係につきましては、非常に簡単ながら先ほど申し上げたとおりでございます。納税環境全般とかかわり合いの深い割合でございますし、同時に納税者数がどういふような推移をするかということにも関係してくる計数でございます。同時にいろいろ調査をする場合に、どのくらいの深度ある調査を一般的にするのがいかにということも前提になっていこうかと思ひます。したがいましうことは申し上げましたが、それをさらに中期的にこれだけの数値でこれだけの目標に接近していくという具体的なものを描くにはまだ私も若干材料も不足でございますし、いまの段階ではそういう取り組みにはなかなか現実にはまいらないという感じがございまして。

○塩出啓典君 いま納税環境の整備ということも言われたわけでありまして、臨調の答申の中にも、また今年度の税調の答申の中にもそういう項目は書いてあるわけでありまして、この納税環境の整備ということ具体的はどういうことが問題に

なっておるか、どういうことを大蔵省としては検討しようとしているのか、この点をお尋ねいたします。

○政府委員(梅澤節男君) 納税環境の整備の問題につきましては、いま委員が御指摘になりましたように、昨年七月に出ました臨調の答申では、記帳義務それから推計課税、準証責任、それから総収入申告制というように点が指摘されております。同時に、昨年の六月に政府の税制調査会の中にも申告納税制度の特別の部会を設定いただきましてずっと審議をしていただいておりますわけでございますが、五十八年度改正の答申にいま委員が御触れになりました中間報告のような形で、ここでもやはり帳簿記録に基づく申告制度に推計課税制度、立証責任のあり方、それからいわゆる総収入申告制、それから課税資料の収集制度等が挙げられておるわけでございます。

そこで、私もといたしましては、この特別部会であるだけ早く御結論をいただきまして、早い機会に制度化をするべく国会にもお諮りをしたいというふうな考えでおるわけでございますが、わが国に申告納税制度ができて今日までそれなりには定着しておるわけでございますけれども、いわゆる給与所得者につきましては、わが国の場合非常に源泉徴収制度が完備されておまして、それとの比較において申告所得の納税義務者についての所得捕捉についてとか公平の観点から議論がされておる実情にございまして。

執行当局におきましても、限られた人力で課税の公平を期すべく非常に懸命の努力をしておるわけでございますけれども、制度面におきましても、現在までの申告納税制度の定着の度合いを踏まえながら、しかも各国でのいろいろな制度の経験等も参考にいたしまして、適正な申告納税制度をひとつ制度面からさらに進める余地があるのかないか、その点当面の大きな課題としていま取り組んでおるわけでございます。

○塩出啓典君 いま言われたそういう納税環境の整備問題にいたしまして、かなり反対する勢力

という心配をする向きも非常にあるわけですね。大蔵政府としてはいつごろまでに結論を出して実施に移すつもりであるのか。こういう問題は余りいつまでもする延ばしてもいけない問題じゃないかと思つておるわけですが、その点はどういうめどを持っておりますか。

○政府委員(梅澤節男君) 先ほど御説明申し上げました政府税調の特別部会では、昨年秋季までに帳簿記録に基づく申告納税制度の問題について一とりの御議論を済ませていただいたわけでございますが、今後の手順といたしましては、この問題をさらに深めていただきますと同時に、先ほど申し上げました推計課税の問題等々の問題についても議論を進めていただきまして、私もといたしましては、この秋にでも税制調査会での御結論をいただきたいということを期待しておるわけでございます。

○塩出啓典君 この秋ということ、来々、次の通常国会にはできるだけ出す方向で努力をしたいと、このように理解していいわけですね。

○政府委員(梅澤節男君) でき得ればそういう方向で対処したいと考えておるわけでございます。

○塩出啓典君 グリーンカード制の問題にいたしまして、当初は大蔵省も断固やると、そういう方向でありながら、途中でいろいろ態度が変更していく。こういうようなことでは、国民の信頼というものを失っていくんじゃないかと思つておるわけですね。そういう意味で、こういう納税環境の整備の問題にいたしまして、ひとつ納税のいく公平な筋の通った方向に私は努力をしてみたい。その点大蔵大臣の決意を承っております。

○政府委員(梅澤節男君) 大臣がその後すぐ御答弁になると思ひますが、先ほど申し上げましたように、納税環境の整備の問題につきましては、現在政府の税制調査会で適正公平な申告納税制度のあり方について議論を進めていただいておりますところでございますが、いわゆるグリーンカード制度の問題につきましても、この法案を国会で御承認を得た後できるだけ早い機会に税制調査会にお諮り

りいたしましたして、利子配当課税の適正公平な課税のあり方についても御検討いただく予定にいたしております。

いずれにいたしまして、委員の御指摘のように、特に所得税の制度面での公平適正化につきましては、今後とも努力を続けてまいりたいと考えております。

○国務大臣(竹下登君) いわゆるグリーンカード問題について私が大蔵大臣で本院でお願いをしてこれを通過成立せしめていただいて、そして私が大蔵大臣で今度また租税特別措置の中でいま凍結をお願いしておる。私個人といたしまして、いろいろ考えさせられた問題であります。

ただ、みづからがその際必ずしもグリーンカード制度そのものに起因したものでないと思われるものにして、いろいろな議論があつて、いわば法的安定性を欠いたという判断に立ったとするならば、私の責任でお願いするのがやはり至当であらうという考え方に立ったわけでありまして、いづれにいたしまして、一遍法律を出して、そうして断々固としてやるという姿勢を示しながら、これの凍結法案をお願いするという姿勢そのものに對しては、私自身もみづからの責任を感じております。したがって、これが法案を通していただきました後、利子配当課税の公平公正なあり方について篤と、本委員会における議論等を正確に報告しながら、税調において御審議いただくこと、こういう姿勢でございまして、これから今日のような、言つてみれば、ある種の見通しの誤りとも申しましようか、そういうことがあつてはならないという方針で臨まなければ、税制な

かんずく政治そのものが国民の信を失う、こういう結果にもなりますので、心して対処すべきものであると考えております。

○塩出啓典君 当委員会でも税務職員の体制が非常に問題になったわけでありまして、特に年齢構成が四十七歳あるいは四十六歳以上が約二万名もいらつしやる。そうしますと、何年か後には大量に退職をしなければならぬ。現在は非常にベテ

ランの職員の御努力によって辛うじて税務行政も
行っておるわけでありすが、いまのような状況
では現在の実調率を維持することも非常にむずか
しいのではないかと。しかも税務職員というものは
採用してもすぐ使えない、かなり長期の訓練期間
が要る。そういう点を考えれば、もうちょっと大
蔵省あるいは国税庁にも長期的なビジョンに立つ
ての計画があつてもいいんじゃないか。何か国の
財政と同じように、税務体制も何となく行き当た
りばつたりのような、そういう気がするんです
が、その点はどうかお考えですか。

○政府委員(酒井健三君) 委員御指摘のように、
私どもの職員五万三千名弱ありますが、四十五歳
以上の職員がそのうちの約三四%を占めておりま
す。ことに五十歳以上の職員が二八%でございま
して、これから十年たないうちにこの税務に関
する知識経験の豊かな職員が国税の職場を去つて
いくことになるわけでございます。そういう面
で、そういう事態が招来した場合に、私どもの事
務処理能力の低下というのが懸念されるという状
況でございます。

私もそういうような事態に対処するため、従
来から大学卒を含めました資質の高い職員を確保
するように努めておりますとともに、将来の職場
の中核ともなる職員に対する研修、いろいろな研
修とかあるいは実務指導の充実強化を通じてまし
て職員の資質の向上に配慮しているところでござ
います。

また、中高年職員の退職時期の分散化を図つて
いくということが必要なものでございますので、
それによつて世代間の円滑な交代に若干なりとも
資する、そういうことで、従来の職員の勧奨退職
年齢を定年制後を念頭に置きつつ段階的に引き上
げること等いたしております。

こういうふうな資質の高い若年職員の育成と、
熟練した職員の長期的な活用を図りますとともに
に、納税環境の整備とか、地方税当局とか、関係
民間団体等との協力関係の充実強化とか、あるい
はコンピュータ化の拡充等によりまして、内部

体制を整備するということと税務行政の充実に努
めてまいることといたしております。

委員御指摘のように、私どもの課税対象が年々
ふえ、また質的にも厳しくなつてまいりますの
で、私どもとしては、今後とも一層適正公平な課
税というものを實現するために、行財政事情は引
き続き厳しいかと思ひますが、関係方面の御理解
を得まして、国税職員の充実に今後とも一層努
力をしてまいりたいと思ひますが、なかなかこの
予見が変化するという問題もございまして、長期
的な増員計画を固めるに至つておりませんが、そ
ういふような長期的な構想を次第に立てて、それ
に基づいて職員の増員というものを考えていくこ
とを検討しなければいけないだらうというふうに
私どもも自覚いたしております次第でございます。

○塩田啓典君 いままでできるだけ事務の機械化
を進めて、そして定員増の要請をカバーしてい
くという、こういうようなお話がずっとあつたわ
けであります。大体事務の機械化もいろいろお
聞きいたしますと余り進んでいない。しかもオン
ラインではなしにパッチですか、そういうような
状況等をお聞きしておるわけですが、大
体いまの現状はどういう状況であるのか。また、
最近のそういういろいろな技術のOA化を大いに取
り入れて、国税庁も時代の流れにおくられてはな
らぬと思うのですが、そういう機械化の計画はどう
いうようになっておりますか。

○政府委員(酒井健三君) 私どもの国税事務に関
する機械化の現状でございますが、昭和四十年の
ころから、東京、大阪、名古屋の各税務署、それ
から現在におきましては、これらの税務署のほか
か、関東信越国税局の埼玉県の南の方に所在する
税務署も含めまして、合計で約二百一十一署の税務
署におきましてパッチ処理方式——これはオフラ
インの方式でございますが、そういうような方式
によりまして申告所得税及び法人税の内部事務と
か債権管理事務を処理しているわけでございま
す。
そのほか、このパッチ処理方式を補完するた

め、ただいま申し上げました二百一十一税務署のう
ちの四十八税務署におきまして、オンライン方式
によりまして源泉所得税の内部事務の処理を行つ
ております。所得税、法人税につきますと、現行
システムによりまして納税者全体の六割方の事務
がカバーされているという状況になっておりま
す。

こういうような方式のほかに、私ども昭和五十
四年度から、栃木県下の税務署におきまして、オ
ンライン方式で処理する総合的な電算システムを
試験的に実施してきているというのが現状でござ
います。

ただ、率直に申し上げまして、国税事務の電算
化の現状というのは、今日の社会の現状に比べる
とかなりおくれている状況であるということとは否
めないかと思ひます。そのため、私ども何とか国
税の事務を早急に電算化を進めたい、ということ
で、ことにこの地方局の約二百九十の税務署が手
作業でやっている、ほとんどの仕事を手作業でや
っているというような状況でございまして、これ
をできるだけ早期に機械化して事務の省力化を図
つてまいりたい、ということこそ最重要課題として考
えており、これらのこの手作業の税務署を機械化
するに際しまして、パッチ方式でやるのか、ある
いはオンライン方式でやるのか、いろいろ検討を
いたしまして、栃木県下におけるこの試験的実施
の結果も踏まえまして、私どもとしてはオンライン
方式でやっていくという計画を立てまして、

【委員長退席、理事増岡康治君着席】

五十八年度予算案におきましても、この二百九
十の手作業の税務署のうち百署余りにつきまし
てオンライン方式を導入するという案にいたして
おりまして、私どももまずこの二百九十の手作業
署をできるだけ早くオンライン化をいたしたい。
それがオンライン化ができました後、この都市局
のパッチ方式でやっているのをこれもオンライン
方式に切りかえて、将来の姿としては全国の税務
署をオンライン方式で統一したいというふうに考
えております。

○塩田啓典君 民間のちよつとした中小企業でも
どんどん機械化をしてかなり人手を省いておるの
に、税務署は全国五百九のうちのわづか二百余りし
かコンピュータも入っていないという。早急に
そういう機械化というのはもうどんどんやるべき
だ。そのために少々国債がふえても結果的にはい
いことだし、そういう点でこれはどうでしょう
か、いまのお話を聞いておりましたも、なかなか
すぐには行き渡らないような感じがするんであり
ますが、大蔵大臣として、定員増はともかくとし
ても、そういう機械化はもっと重点的に力を入れ
てやるべきだと、この御決意はどうですか。

○国務大臣(竹下登君) これは定員の問題のお話
もございましたが、事実私どもと行政管理局は、
いつでも定員問題になりますと、まず陳より始め
よと、こういうことで受け身の立場に立つことも
事実であります。その中で各方面の御理解を得て
これが充実に努力をいたしておるわけでございま
すが、それを補うという表現は必ずしも適切では
ございませんものの、事務量の簡素化、近代化等
からいたしまして、税務事務の機械化、これは御
指摘のように、われわれが真剣に取り組まなけれ
ばならない課題だというふうに理解しておるとこ
ろでございます。御趣旨を生かしながらこれが対
応に對しましては精いっぱい努力を進めてまい
りたいと、このように考えております。

○塩田啓典君 当委員会でも、たとえば確定申告
をする一千万を一千五百万にすれば大分事務が減
るとか、そういうお話もあつたわけですが、定員
をふやすことも大事ですが不必要な、不必要と言
えばあれかもしれませんが、納税の公平を保ちつ
つ、その観点からもっと簡素化し省力化して、そ
ういふ仕事減らしということをもちと真剣に私は
考えるべきじゃないかと思うのですが、そういう
意味でこの税務行政全般にわたつて、法令の見直
しとか総点検をやつて、できるだけ必要度の少な
いものは減らすと、こういうことを検討すべきで
はないかと思うのです。その点はどうでしょう
か。

○政府委員(梅澤節男君) 執行当局の事務負担をなるべく軽減する意味で、必要な方面に効率的に仕事をしてもらうために制度を見直すべきであるという御指摘は、基本的な方向として私も全くと同感でございます。

ただいまも給与所得者の申告基準額の引き上げにつきまして例示として御指摘がございましたけれども、これら問題につきましても、絶えず制度を見直しながら、執行当局の事務負担をなるべく軽減する方向で私も考えてまいりたいと思っておりますが、同時にそのことは、たとえば納税義務者あるいは源泉徴収義務者に逆に負担がかかる、うちはらの関係にもございますので、そういう関係にも十分注意を払いながら今後とも努力してまいりたいと思っております。

○塩田啓典君 新聞で拝見したんですが、納税事務に税理士の協力を求めるために確認書添付制度というものを考えているようでありますが、そういう税理士さん等の協力を求めるということは、これは当然必要なことだと思うのですが、これはどういう考えでございましょうか。

特に信頼できる税理士の申告書はフリーパスで通すけれども、信頼できない税理士の場合は厳重にチェックすると、こういうような意味のことが書いてあるわけですが、そういう場合、信頼できる税理士とそうでない税理士の区別はなかなかむずかしいんじゃないかと思うんですが、それはどういうことでございましょうか。

○政府委員(角農一郎君) いま御指摘の事柄は、税理士法三十三条の二という規定がございまして、これは税理士の方が納税者の申告書の作成に関しどの程度まで関与したか、税理士自体としてどの程度まで関与したか、またどのように申告書の申告内容を検討し、調整したかということ、税理士は申告書と同時に書面で税務署にその内容を提出するという制度があるわけでございまして、この制度は、納税義務が正しく実現されているかどうかというチェックと同時に、税理士の地位の向上にもつながるわけでございまして、ひいては税

務行政の円滑化にも資するというのが、この制度の趣旨であるわけでございまして。

現在までこの制度は、制度的には古くからございまして、余り活用されていないのが現状でございますが、申告納税制度をとって、おの現在、税理士の役割がさらに高まる、そういう高まっていく必要があると思っておりますけれども、そのために一つの機能として、このような書面添付の制度がさらに定着するということは、それなりに望ましいことであると考えておるわけでございまして。

私も従来から税理士との関係については、相互信頼ということを中心として進めてきておりますが、この書面添付制度も、そういう相互信頼を高め税理士の地位の向上にも役立つというように今後とも推進していきたいと思っております。今度ございまして、私も添付された書面の内容を拝見いたしましたので、その記載内容等十分にそしやくして内部の審理等に役立てていくということでございまして、この制度がひいては納税者の申告水準の向上に長い目で役に立てば非常に結構なことではないか、こう現在思っておりますのでございまして。

○塩田啓典君 大蔵大臣に要望いたしますが、税務行政というものは、いろいろ機械化の問題とか、あるいは納税環境の整備とか、あるいはまた国民の納税意識の向上とか、あるいはまた税務職員の高水準とか、いろいろものが総合的に発揮され関連を持つ問題ではないかと思っております。しかしいまのような現状では、早晩実調率も急速に低下をし、国民の税に対する不公平感、信頼感を失うおそれが多分にあるのではないかと、こういう気がするわけであります。

そういう意味で、機械化をこういうようにやっていく、納税環境の整備はこういうようにやっていく、また仕事減らしはこういうようにやっていく、そういうようなある程度見通しの上に立って、そういう立場から、当然定員の問題も考えていかなければいけないと思うのでありますが、税

務行政をさらに前進していくために、必要なものは定員もふやしていかなければいけないと思うのであります。そういうもうちょっと長期的な観点に立って推進をしていくべきであると、このように思っております。その点の大臣のお考えを承っております。

○国務大臣(竹下登君) いまの塩田委員の御指摘に対して私も異論を挟む余地は全くないと思っております。確かに、言われてみれば、総定員法の中でわれわれなりにいろいろな工夫をいたしましたが、まず随分より始めようという要請もございまして、あるべき税務行政執行のためにはあるべき定員の案とか、あるいはいまおっしゃいました事務の簡素化に要するこれまたあるべき案とか、そういうものを中長期的に物を見ろという御説に対しては、十分私も理解をして、そうした方向で勉強させていただきまします。ありがとうございます。

○塩田啓典君 次に関税の問題についてお尋ねをいたします。

今回、関税の引き下げあるいは廃止等と内容とする法案が提出されたわけでありますが、この結果、わが国の関税負担率は国際的に比較してどうなのか、この点を伺いたいと思います。

○政府委員(松尾直良君) 各国の関税水準を新しい時点で並べるといいますのは、データがむずかしいわけでございまして、わが国はこれは自分で計算できるわけでございまして、客観的に新しいデータで外国のものと並べてみるというものはむずかしいわけでございまして。

非常に客観的な資料といたしましては、大変古いのでございまして、東京ラウンドの際に各国の平均関税率をコンピュータを使って大作業をやった数字というものが一つ客観的なデータとしてございまして、これも七六年という非常に古いわけでございまして、東京ラウンドを最終まで各国が実施したときにどういう水準になるかという数字を出したわけでございまして、これは鉱工業品、しかも石油を除いた数字で申し上げますと、東京

ラウンドを最終実現すれば、日本が大体三%程度、アメリカが四%程度、ECが五%程度と、三、四、五というような水準であるという計算が出ておるわけでございまして。

ただ、これは鉱工業品に限っておるわけでございまして、わが国は御案内のとおり農産物に比較的高い関税を張っております。

そこで、新しいデータで何か横並びの数字がないかということになりますと、非常に簡単な数字といたしましては、俗に関税負担率と呼ばれております関税収入の総額を輸入の総額で割ってみるというのがあるわけでございまして、これで一九八〇年を見ますと、日本は二・五、それからアメリカが三・一、ECが二・八、日本が一番低い数字になっておるわけでございまして。

○塩田啓典君 いまのお話では、日本はECよりも、アメリカよりも非常に低いと、そういうことでございまして、そういう点は日本だけの評価であるのか、国際的にどう評価されておるのか、その点はどうなんですか。

○政府委員(松尾直良君) これは関税水準を比べるというものは、先ほども申し上げましたように、なかなかむずかしいわけでございまして、確かにガットで作業いたしましたような関税負担率というのの一つの客観的なデータになるかと思うのですが、これはどうしても加重平均されますものですが、非常に国によっても禁止的な高関税を張っているようなものは、これは輸入がほとんどゼロもしくはゼロに近いということになりますと、その高関税は必ずしも平均にあらわれてこないというふうなこともございまして。

したがって、関税負担率で日本がすでに先進国の中で低いということは国際的に認識されておると思うのでございまして、同時に、個々の品目の中での関税率の高いものというものは、どうしても外から見ますと目につくわけでございまして、とかくそういう高関税の個別の品目について日本の関税は高いじゃないかというようにお話を言われることが多かったわけでございまして、今回

改正でお願いしております、たとえばばこで
あるとかチョコレート、ビスケットというのは、
まさにそういう意味では非常に高関税の象徴のよ
うにいままで言われてきたものであるということ
が言えようかと思っております。

○塩出啓典君 ひとつそういう点はガットの場等
で、わが国が非常に努力しておる、こういう点を
大いにPRするのも私は一つの責任じゃないかと思
いますし、そういう点はお願ひしたいと思いま
す。

今回、お話では三百二十三品目の改正をしたわ
けでございますが、その中で特に特惠税率を下
げるのが九品目とございまして。特に、最近
わが国は欧米の方ばかり向いて、欧米諸国に對
しては市場開放に努力しているけれども、発展途上
国向けには何もしないと、こういうような意見が
あるわけでありまして。そういう意味でかなりASE
ANの諸国からいろいろの特恵税率を下げてもら
いたい、こういうような要求が非常に強いわけ
であります。今回の特惠九品目を下げたことは
そういう要求にこたえておるのかどうか。その点
はどうでしょうか。

○政府委員(松尾直良君) まず一般的に、ASE
ANなり開発途上国に対する関税面の考え方と申
しますか、従来の関税政策、それから今回の改正
で配慮してないのではないかと御指摘にお答
えしたいと思っております。

関税引き下げというものが自由貿易体制を維持
強化をする、それによって世界の保護主義の力を
少しでも抑えていく、そういうことによって世界
貿易の縮小に陥るのを防ぐ、こういう目的を持
ち、またそのような効果を持つていたします。す
ば、これは広く発展途上国にも均てんをする話で
あるうかと思っております。このASEAN諸
国からの個別の関税引き下げ、ないしは特惠税率
の設定なりの要望というものは、従来からいろいろ
ございまして、これは私も国内産業への影
響を見ながら逐次要望にできるものは沿ってきて
おるわけでございます。

ただ、ASEAN諸国からの要望品目というの
が、農産物であるとか、あるいは皮革製品、織
維、雑貨といったような、わが国内において農林
水産業なり中小企業、あるいは零細企業にかなり
関係の深い物品が比較的多いわけでございますし
て、そういう点ではなかなか一度に要望をそのま
ま実現するということのむずかしい面があるわけ
でございます。しかしながら、近隣諸国、特にA
SEANというものは、わが国にとって大事な諸国
でありますので、そうした要望に今後とも沿って
いきたいと考えておるわけでございます。

今回の特惠関税の対象としたものは、主
として一般税率を改正、引き下げることによっ
て、従来持っておった特惠の意味が失われてしま
うというようなものについては是正をしていこう、
こういう趣旨でございますけれども、それぞれこ
れら発展途上国の要望に沿ったものであるという
ふうを考えております。

○塩出啓典君 今回の特惠税率の改正は、改正し
ないと今度の特恵以外の改正によって税率が特惠
税率よりも下になっちゃうから仕方なしに改正を
したという、そういういまの御説明でございます
が、いろいろASEAN諸国から要望しているもの
は今回は一つも入っていないわけでありまし
て、そういう点、いろいろ国内の事情もあると思
うのですけれども、欧米向けのみならずASEAN
N諸国に対しても同じように努力をすべきであ
ると、このように思うわけでございます。この点を
私は要望しておきたいと思っております。

それからASEAN諸国は対日赤字の縮小ある
いはまた輸出の拡大、特に製品の輸出拡大に力
を入れておるわけでありまして、そのために最近
はいわゆる見返り貿易と申しますか、ある製品を
ある国から輸入したならば、そのかわりにこれだけ
の物を買ってくれなきゃ困る、こういうような動
きがASEAN諸国においてもインドネシア等を
中心にだんだん採用する国が急増しておる。この
ことは当然自由貿易というものを保護貿易の方に
改め、世界の貿易を縮小均衡にする危険性もある

わけでありまして、こういうような実態がいまど
ういう状況であるのか、これは大蔵省で掌握して
いる点について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(松尾直良君) いわゆるカウンターバ
ーチェスというのは、従来主としてソ連東欧諸国
が、外貨を節約すると申しますか、そういう共産
圏におきまして比較的広く行われておった制度で
ございまして。最近、御指摘のとおり、インドネ
シアがこの制度を導入いたしました。これはインド
ネシアのねらっておりますところは、石油の輸出
国でございますが、石油以外の製品の輸出をでき
るだけ促進したいということから、いろいろな国
際入札をして調達をいたします場合に、見返りに
インドネシアの産品を買うことを条件づけてお
る、こういう制度でございます。

私も承知しております限りでは、いまこうい
った制度が行われておりますのは、ルーマニア、
東ドイツ、ユーゴスラビア、チェコ、ハンガリー
等の東欧諸国、それから部分的にございまして
が、ニュージーランド、オーストラリア、それと
インドネシア、こういうところでのこの制度が行
われているように承知をいたしております。

○塩出啓典君 新聞報道によりまして、このよう
な見返り貿易が拡大することを防ぐために、アメ
リカ等を中心としたその対応策がガット等にも提案さ
れると、このような動きがあることを報じてお
るわけでありまして、わが国としてはそういう問題
にはどう対応していくか考えであるのか、これを
伺っております。

○政府委員(松尾直良君) ただいまお話の、アメ
リカがこの問題をガットの場合で取り上げていく
という新聞報道の件でございますが、私も現在
のところ、そのような動きは特に承知をいたして
おりません。おりませんが、この問題は、委員御
指摘のとおり、自由な貿易という点から申します
と、大変好ましくない、むしろ世界貿易を縮小に
追い込むような制度で、大変好ましくない制度で
あるというふうに考えておまして、この制度を
とっております諸国に對しましては、そういう制

度をできるだけ早くやめてもらいたいというこ
とを機会あるごとに申し述べる立場でございます
し、また過去におきましてもしそういう要請をい
たしてきているわけでございます。

○塩出啓典君 ちょっと話はもとへ返りますが、
特に特惠税率の問題でASEAN諸国が特に要望
しておる中には、エビとか紅茶とかパーム油と
か、こういうものの税率を下げてもらいたい、あ
るいは鶏肉、エビあるいはヒマシ油、パイナッ
プルの缶詰、そういうものに特惠税率がないわけ
であります。こういうものに新設してもらいた
いと、こういうような要望があるように聞いてお
るわけでありまして。私はこの一つ一つの細かい内
容はすべてがわかってはいるわけではありませ
んが、必ずしも全部できないわけではない。努力す
ればかなり要望にこたえられる点もあるんじゃない
かと思っておりますけれども、そういう点をひとつ
前向きに検討すべきではないか、このように考え
るわけですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(松尾直良君) 御指摘のとおり、これ
らASEAN諸国からの主とした要望品目という
のは、エビ、バナナ、あるいは合板であるとか、
鳥肉、特に骨なしの鳥肉、あるいはパイナッ
プ、あるいはマニオカでん粉、こういったもので
ございまして、これはそれぞれ農林水産省の所管
しておられる物資でございまして、農林水産省で
鋭意御検討を願っておるわけでございますけれど
も、それそれだいたいのところ国内的に大変むず
かしい問題があるというところで、いま直ちに要望
に沿い得ない、こういう状況にあるということ
で御理解をいただきたいと思います。

○塩出啓典君 これは大蔵大臣に要望しておきま
すが、四月末から首脳はASEAN諸国を訪問す
るわけでありまして。当然そういうような問題もい
ろいろ現地では出るんじゃないか、したがってそ
ういう問題に対する対応もわが国はもう少し前向
きに検討する必要があるんじゃないか。この点、
大蔵大臣の御見解を承っております。

いる問題になりましたが、その蔵相会議においてアメリカが、先ほど申しました開発途上国の見返り貿易というものが増大している問題を解決するためには、もっと関税を下げるのか、あるいはまたこういう発展途上国向けに對する IMF などの国際機関融資の条件を緩和するとか、そのようなことをやって、そういうことでこのような保護貿易的な動きを改めていくということを提案する、こういうことが伝えられておるわけでありすが、こういう問題については大蔵大臣としてはどういう姿勢で臨むのか。

この二点を伺って質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) まず一つは、総理が東南アジアを歴訪される、その際、御指摘になりましたカウンタートパーチェスというような問題が、生の形でこの問題が出るのか、あるいはそれよりも援助問題等の中において議論されるのか、その辺は定かではございませんにいたしまして、十分各国のよって立つ基盤並びにその要請については、詳細な検討を加えた上で対応されるべき課題であるというふうに考えておるわけでありすが、具体的にはまだそれぞれの ASEAN 諸国の諸問題に對して詰めたわけではございませんし、作業をしておるという状態にもございませんが、いまの御忠告を体して諸準備を進めなければならぬというふうに考えております。

それから二番目の問題は、私も四月に参ります IMF と世銀の会合の際に、あるいは G 10 とか、十カ国蔵相会議とか、いろいろな議論がなされる場があるかと思っております。そういう場合に、当然のこととしていわゆる南北問題、この問題が話し合われるわけでございます。そうした場におきましては、関税の問題のみならずあるべき ODA、いわゆる政府開発援助等の姿、そうしたまた協調していく各種国際機関、そういう問題については忌憚のない意見を交換しなければなりません。なかつく ASEAN 地域ということになりますと、距離的にも日本の国が近いわけでも

ございますので、それらについては大いに関心も持ちながら諸外国の大蔵大臣とも意見を交換し、私どものアジアにおける果たすべき役割を十分認識の上に立つて対応すべきである、御忠告を踏まえて対応したいと思っております。

○近藤忠孝君 前回の質問で海外債権引当金につきまして、肝心の主税局長に對する質問を落としましたので、追加的に伺います。

前回の質問でもおわかりのとおり、証券局の方は損失発生の可能性が高いと言われ、それから片や国際金融局の方は支払い能力に問題はないと言われ、同じ大蔵省でも評価が異なっている性格の問題だと思ふんですね。これを無税にするかどうかというところはこれからの問題でいいけれども、同じ大蔵省の中でもこれだけ考えが違い、しかも実態を見ていられるはずの国際金融局からこういう意見があるとなりますと、これを無税にすることの合理性はないんじゃないかと私は思ふんです。なぜこういうことを聞くかと申しますと、昨年有税で認めた核燃料再処理準備金、それをこうしては無税の特別措置にしておるわけですね。一たんこれを認めますと、次にはこれが無税にいく一つの足がかりになりやしないかということを心配するものですから伺います。

○政府委員(梅澤節男君) 前回委員から御質問がございました、たしか証券局長からお答えいたしましたのは、いま問題になっております特定の海外債権、仮に引当金として計上する場合に、企業会計原則注18に該当するかどうかということで、一般論としてこれに該当するかどうかという点に關してだろうと思ひますが、その限りにおいて問題はございません。前回は商法上の引当金、それから企業会計原則の引当金、それから私も税制上の引当金、昨今、制度上の議論としては非常に距離が縮まってきたと申しましたけれども、商法上の引当金、企業会計原則の引当金、税制上の引当金、土台は一緒でございますけれども、制度それぞれの特質と申しますか目的が違ひますので、企業会計原則の引当金に該当す

るからといって、直ちに税制上の引当金に該当するかどうかということにはならないわけでございます。

ただ、いま問題になっております海外債権について、税制上概算的な繰入率が認められるべき引当金とするかどうかは、従来も申し上げておりましたように、今後いわゆるカントリーリスクの実態等の議論のほか、現在ございます金融機関の貸し倒れ引当金の制度との関連、それから諸外国においていろいろな税制上の取り扱いをやっておりますので、そういったものを参考にしながら今後の検討課題である。現状において、これを税制上のいわゆる無税の引当金にするということを具体的に考へておるわけではないということをおし上げたわけでございます。

○近藤忠孝君 これは私の実感から言つて、心配ないかという質問に對して、国際金融局長の答弁として、そういう可能性、支払いの問題はないということでしたので、これを無税にすることの合理性はないんじゃないかということ、今後の扱いは無税の方向にすべきじゃないかというのを申し上げて、次の質問に移りたいと思ひます。

そこで、関税の問題ですが、大臣に基本的な認識をお聞きしたいんですが、関税の基本的機能は何であると理解されておりますか。

○国務大臣(竹下登君) 関税の基本的思想というのは、これは一番最初の段階は、いわゆる国内産業等に与える影響の緩和という問題が一つ。それからいま一つは、今度は財政関税としての意義の二つ、こう思っております。

○近藤忠孝君 財政関税の面は、だんだん低関税の状況ですから、そういう機能はだんだん失われてきて、むしろ国内産業の保護という面が強いんじゃないでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) そうは言つても財政関税、よつても立つその淵源を探れば、それは否定するわけにはまいらぬじゃないかというふうに思ひます。

○近藤忠孝君 淵源はそうかもしれませんが、最

近、関税局の企画課長の佐藤さんの書いた文書によりますと、冒頭に、「関税の基本的機能は、価格機構を通じて、国内産業をこれと競争関係にある外国産品の輸入による影響から保護することにある。」と断定してあるもので、私はそれが基本と大蔵省は見ているんじゃないか、こう思ふんです。

そこで、次の問題として、これは午前中から関税負担率の国際比較などの報告がありまして、大変低くなつていっていることですね。

この低関税政策というものは、大蔵省はこう考へておるんですね。頻発しつつある各種貿易摩擦の円滑な解消を図ることによって保護主義の台頭を防ぎ、自由貿易体制の維持強化に努める必要があるということだと思ふんですが、しかし私は、先ほどの基本的な機能との関係で、大蔵省は低関税政策がとられておりますけれども、果たしてこの関税政策について政府に一つの理念があるのだろうかという疑問が起るわけです。それについて大臣の所見。

特に変動相場制下においては、個別産業の競争力にそぐわない為替レートが一時的に出てくる場合もあるわけですが、そういう変動相場制のもとにおける関税政策の理念は何であると考へておるか。

○政府委員(松尾直良君) わが国の関税政策、ただいま大臣からお答えしましたように、沿革的には、保護関税の機能を生かすということと財政関税であったかと思ふのであります。

それで、今日なおこの関税が税である以上、財政的な意義が全く失われているわけではないのであります。重点は保護機能の方に大きく寄つておるということは御指摘のとおりかと思ひますが、そういう中で、戦後のわが国の関税政策というものをいま振り返つてみますと、非常な高関税からスタートして、わが国の産業が競争力をつけるのに応じてこの保護の水準を次第に切り下げた。

関税というものは保護関税であります、同時

に消費者利益というものも関税政策を考えるに当たりましては無視できないわけでございまして、いたずらに高関税を張ることによって消費者の利益を害するということは、関税当局としてとるべき態度ではないのか。したがって、貿易自由化の進展、それに伴いまして国内産業が力をつけてくるに及びまして、果次にわたって関税の引き下げ措置をとってきたわけでござい

ます。もちろん、その過程におきまして、特定の品目に限って、いろいろな競争条件が変わったことによつて逆に関税を引き上げるといふ措置もとつてきておるわけでございまして、大きな流れといたしましては、御指摘のとおり、関税引き下げの歴史であつたかと思ひますし、また今回御提案しておりますのも引き下げ方向のみであるわけでござ

います。関税というものは、内外経済の接点に立つという点から言ひますと、消費者利益というものは、やはりできるだけ安くいい商品を手に入れるということが消費者利益でありまして、関税当局が余りに過保護に陥ることは、これは国内の消費者の利益を侵害することになりかねないわけでござい

ますので、国内産業の実情に沿ひながら、できるだけ関税水準を下げていくことによつて国民経済全体にプラスになるというのが基本的な理念ではな

かるかと思つております。それから第二に、変動相場制のもとでの関税政策はどうあるべきかという大変むずかしいお尋ねでござい

ます。これは為替相場がフロートするようになりましてから、いろいろなところで議論されておりますし、私もいろいろな先生等にも御勉強願つたりしておるわけでござい

受け、しかもその変動は非常に短い期間に変動するという特性を備えておるのではなからうか。一般的にはこのように言へるのではないかと思ひんであります。

極端な議論をされる学者の中には、為替相場がフロートしたんだから、もう関税というものはゼロでもいいんだ、関税ゼロで、その中で影響を受けた場合には、緊急関税なり、そういう特殊な関税を発動することによつて保護すればいいではないかというよう

な、極端な議論もございすけれども、私も、個々の産業、個々の産品というもののに着目をしていまして、あるべき保護水準というものを決めていくのが関税政策であり、それが非常に短期間の為替相場の変動を受けざるを得ないというこ

とは、これは否定できないし、また遮断できないわけでございすけれども、考え方としては、そういう考え方政策運営をいたしておるつもりでござい

ます。○近藤忠孝 次、大臣、関税自主権についての大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(松尾直良君) お尋ねの意味がよくわかりませんが、関税政策というものは、まさにその政府の政策でございまして、私も関税率を決定するの

は、御案内のとおり、たゞいま法律事項に原則としてなつておりますので、政府として方針を決めましたならば、それを法案の形でこのように国会へお諮りをいたしまして、国会の御審議を

経ておるわけでございまして、日本政府が日本の憲法以下の国内法令に従つて関税率を決定しておるといふことでありまして、お尋ねの意味がよく理解できない次第でござい

ます。○近藤忠孝 いまのは法律的な意味でして、私はそれが自主的に守られてゐるか、こういうことを伺ひたいわけ

です。言うまでもなく、関税自主権は、これは国家主権の重要な機能の一つで、独立国家の主権に基づく自主性に任されてゐる問題ですね。その関税自主権を確立する上で大変な明治以来の歴史があつたことは当然のこと

です。ただ、最近の状況を見てみますと、今回の改正案を見ましても、かなりの品目が東京ラウンドの合意を上回つた引き下げとなつてゐる。一気にゼロ税率にするもの、あるいは東京ラウンド最終税率以下にするものなど、その引き下げ幅が非常に大きいのが特徴だと思ひ

ます。これでは何のために東京ラウンドをやつたのかわからなくなつてくるんです。しかも、東京ラウンドについては、批准前にも四十七年の二割カット措置、それから五十三年の前倒しをやつて、批准時には早期実施措置をやつて、さらに昨年、二年前倒し措置を講じて、まさに前倒しに前倒しを重ねてきてゐるわけですね。

しかも、これは先ほども質問ありましたが、ASEANなどの要求は余りなくて、むしろ特定の国の要求にわが国がずるずると一方的に応じてゐる。そういう点では実質的に関税自主権の立場から言つて大変問題があるんじゃないか、これが私の質問なんです。

○政府委員(松尾直良君) 関税自主権の回復というものが、明治の日本の政治経済にとつて大変大きな出来事であつたといふことは、私も承知をいたしておりますが、そのときの関税自主権の回復といふのは、まさに日本政府がみづから関税を決められないという状態からいかに脱却するかといふことであつたわけでござい

まして、先ほど法的な側面を申し上げましたが、今日そのようなことはあり得ないわけでございまして、こうやって国会で御審議を願つてお決めを願つておるわけでござい

ます。今回の改正品目の中に、確かに諸外国から要請のあつた品目が相当含まれておることは事実でござい

ますが、要求のあつたものを何でもかんでも言われるとおりに全部やつたといふものではないわけ

でございまして、強い国からの要望があつても実施をしなかつたものはたくさんあるわけ

でございます。したがって、今回お諮りいたしておりますのは、あくまで日本政府として自主的に決定し、御審議をお願いしておるといふことであ

るわけであります。なお、東京ラウンドとの関連での御発言でござい

ますが、確かにケネディ・ラウンドあるいは東京ラウンドといふものは、世界の国ができるだけ多く参加をいたしまして相互に関税を引き下げていこうといふ、相互主義という原則に基づいて行

われてきたわけでございすけれども、それじゃ全部過去の関税交渉、東京ラウンドに至りま

すものを並べてみまして、各国が全く同じことをやっておるかといふと、決してそうではないわけ

が侵害されているんじゃないかということを私は心配するから言っておるんですが、大臣、どうですか。

○国務大臣(竹下登君) それぞれの国はそれぞれのよって立つ国民的基盤の中でナショナルインフレを踏まえて、関税のみならず外交交渉に当たって行くわけでございます。それを受けとめる側が評価するのは、人それぞれによって違うかとも思います。しかしながら、わが国自身の国そのものの存立が、まさに自由貿易体制というものの基盤の上に立って初めて生々発展を期待できるという場合に、できるだけ貿易自由化の方向に物が進んで、各国それぞれの立場の中で、保護貿易主義が台頭するのを事前に芽を摘んでいく努力をしなければならぬということとは当然のことでございます。いわば圧力に屈したとかというような認識は私どもとしては持っておるところでございせん。

○近藤忠孝君 われわれが外から見ていまして、どうもそういう要素があるんじゃないかということとを指摘をせざるを得ないんです。次の問題に入りますが、こういう連続的な引き下げの国内産業への影響というものは、ここ数年来続いていた円安によって相殺されて大して表面化してこなかった面もあるんじゃないかと思うんです。しかし、このところ円高の局面に入っておりますし、もし急激な円高にでもなりますと、この連続的引き下げの影響が急激に表面化することも当然考えられるんじゃないか。この点どう考えているのか。

○政府委員(松尾直良君) 先ほど変動相場制下の関税政策の考え方をお話し申し上げましたが、短期間の為替相場の変動というものを関税が遮断するということはむしろいいわけでございます。わが国の場合、関税率は大体一年刻みで検討いたしておるわけでございます。今回もお願いをしておりますのは、大体ほとんどが一年刻みの関税率を張っておるわけでございます。その一年を見通したところで申しますか、関税改正作業は大

体秋ごろから行われるのが普通であります。そうした状況下での内外価格差あるいは内外の産業の動向、そういうものを総合勘案しながら関税率というものを設定しておるわけでございまして、非常に短期間に価格の変動するような性質の商品につきましては、関税技術といたしまして、いろいろな関税の張り方があるわけでございまして、従量従価を併課するとか、あるいは物によりまして従量税一本にするとか、あるいは差額関税にするとか、そういうそれぞれの事態に応じましてきめ細かな配慮をいたしてきておるつもりでございます。

○近藤忠孝君 次に個々の問題に入りますが、減免還付制度について伺います。いわゆる脱税減税制度、これはやっとなしに止まりまして、わが党が従来から主張してきた点が認められたことは評価をいたしますが、ところがこれと見返りに、同じ石油業界に対して新たな減免制度がつくられたことは私、納得できないわけですね。石油会社がその供給構造と適合させる努力を払うことは当然ではないかと思うんですね。それなのになぜこういう減免制度を設けるのか、これが第一点です。

それから第二点としては、石油会社にとってもこれは今度有利になることでしょう。要するに価格の高いものがとれるわけですからね。それから水素分解装置などの設備は従来のかすであつたピッチや残油から灯油などを生み出す設備もこういう設備を設けて、その結果減免になるんですけれども、それは石油会社にとって不利であるはずはないんじゃないか。これが第二点です。それから第三点としては、原油輸入価格の値下げと円高傾向、こういう点があれば石油会社はむしろ増収になるんじゃないか。

こういう三点から見まして、今回のこの減免制度、これは私はまさに、よく大臣と意見が衝突する、大企業のための優遇税制ではないか、そのものではないかと、こう思うんですが、いかがですか。

○政府委員(松尾直良君) 今回の中間留分に係る還付制度を創設いたしました背景と理由をまず申し上げたいと思つておりますが、現在日本に輸入されます原油が年々重質化してきておるわけでございます。かつてはアラビアンライトというようなものがかなり割合あつたわけでございますけれども、石油輸入源の多様化に伴いまして、中国原油であるとかメキシコ原油であるとか、あるいはインドネシア原油であるとか、これは非常に重油分の多い原油でございます。たとえば中国の大慶原油というものは重油分が七四％といわれております。アラビアンライトは重油分が四九％といわれておりました。こういった最近の原油輸入というものが非常に重質化しておりますと、五十一年度と五十六年度とを比べてみますと、……

○近藤忠孝君 ちょっと時間ないから簡単に結構です。○政府委員(松尾直良君) そういう輸入面におきましては原油が重質化しております。他方、国内の需要面を見ますと、これは逆に軽質化と申しますか、重油の需要というものが伸びませんで、かわりに灯油、軽油というものの需要が非常に伸びておるわけでございまして。したがって、ここに需給ギャップが出てまいりまして、民生にとつて最も必要な灯油等の供給体制というものを、そこに不安が出てくる。それで、こうした民生用の油を安定した価格で十分に供給するというのが必要なのでございまして。

そのためには、輸入されてくる原油は重油分が多いわけでございますので、いろいろな装置、製法を使いまして、これから灯油とか軽油とかいう中間留分といわれるものをよけいとれるような製法なり設備あるいはまた従来重油に軽質分を加えて中間留分、軽油、A重油等をつくらせておりました。

〔理事増岡康治君退席、委員長着席〕
中間留分を節約するようなそういうものを政策的に支援しようということが、今回のこの還付制度でございます。目的は民生の安定と申します

か、ほうっておけばなかなかそういうものの進み方が遅いという面もあるかと思われまので、そういうものを促進してこの中間留分の需給バランスというものを確保したいと、こういう政策的な判断によるものでございまして。

○近藤忠孝君 その理由は説明を受けたからわかつておるんです。ただ、それはむしろそういう供給構造の変化の問題です。それにそれに対応するのはまさに企業の責任の問題というところは、初め私は三点にわたって指摘をしたんです。それに対しては全然お答えないんです。

大臣、私が申し上げた三点からこの見直しを図るべきではないかと思うんですが、大臣の見解はどうですか。

○国務大臣(竹下登君) 私どもは一般論として申し上げまして、この政策税制が還付であれ、企業というトンネルを通じてそれが民生安定につながる場合、それなりの政策効果を上げるものであるという認識の上に立っておりますし、企業自身が悪であるという前提には立っておりませんので、そのところは結局は議論してみれば、見解の相違ということになるんじゃないかなと、こういう感じでございます。

○近藤忠孝君 見解の相違じゃなくて、いままであつた制度がちゃんとわれわれ主張どおり廃止されたんです。私はさつき三点を具体的に申し上げたんで、ひとつ検討を要望いたします。

時間の関係で次の質問に入ります。たばこの問題ですが、専売公社にお答えいただきましたのは、巨大たばこの企業のシェアの状況と、一九七四年と八〇年を対比したシェアの状況を御報告いただきたいと思つております。そしてまたその特徴は何であるのか。また、日本の専売公社の世界市場における位置ということをお願いしたいと思つております。

○説明員(長岡寛君) 巨大たばこ企業といたしましては、よくビッグスリーと呼ばれております三つの大きな会社がございます。イギリスのB&AT社、アメリカのフィリップ・モリス社、同じく

アメリカのレイノルズ社でございますが、この二つの巨大たばこ企業の世界のマーケットにおけるシェアは、一九七四年で申しますと四一・九%、一九八〇年では四六・一%に高まっております。これらの企業の特徴と申しますか、いま申し上げましたような傾向からもおわかりいただけますように、これらの巨大企業が自分の国における市場の寡占化を進める一方において、海外での小会社の設立あるいは既存企業の買収等による資本進出、製品輸出等の形態によりまして、世界市場の寡占支配を強化してきているというような傾向が、いわれています。

そういったような情勢の中でわが国の日本専売公社がどのような位置にあるかということでございますが、一九八〇年で申しますと、日本専売公社の世界市場に占めるシェアは一三・四％でございます。一番大きなBAT社が一九・九％、二二番目がフィリップ・モリス社の一五・三％、この二つに次いで第三位の地位を占めております。

これらの巨大企業と私ども日本専売公社との非常に大きな差は、私どもはその大半を国内で売っておるという点であろうかと存じます。

○近藤忠孝君 専売公社からいただいた資料によりますと、寡占化に至る経過というのは大変すさまじいもののようにあります。

そこでもう一点お伺いしますのは、このビッグスリーが大変な事業の拡大をしてきましたけれども、その事業の状況の特徴、多角経営と言われておりますけれども、その状況を簡単に御説明いただきたいと思えます。

○説明員(岡島和男君) 多角経営につきまして、たばこ企業といたしましては、たばこの需要が全体として伸び悩みになるということを見いだしまして、たばこ部門の収益力を使いまして、たばこ部門以外の部門に積極的に進出しておるといふ状況でございます。

その事業分野は、先ほどのビッグスリーで申し
ますとビール、清涼飲料、石油、海運、デパー
ト、スーパーと非常に広範囲にわたっているわけ

でございます。レイノルズ社の多角経営の例を申し上げますと、食料品、海運、石油、そういった新規事業へ進出したしまして、多角化を進めることによりまして、全体の売上高が一九七一年から一九八一年の十年間の間に約四倍にふくれ上がっております。それから食料品等その他の部門の売上高が大幅に伸びたため、たばこ部門の売上高は相対的には一九七一年の七五%から五二%に減っているというふうに見えておりますけれども、たばこ部門の売上高自体は一九七一年から八一年にかかけまして約三倍にふくれ上がっておりまして、こういう状況でございます。レイノルズ社で一番有名なデルモンテという会社がござりますが、一九七九年にデルモンテにつきまして、これはどのくらいの資本をどうしたかという詳細は知りませんが、レイノルズの傘下に入ってしまったという状況でございます。

○近藤忠孝君　そういう企業がこれから日本にやってくるということが、先ほど来問題になっている輸入たばこの問題の一面だと思っんですね。こういう巨大たばこ企業の日本進出と、それから

これも分ほど来問題になっております専売公社の民営論、こういう角度からどういうお考えをお持ちなのか。たとえば民営にしますと、国内の競争ということもありますから、分割の問題が起きてくる可能性もあると思うんですね。それらの問題も含めて専売公社のお考えをお聞きしたいと思うんです。

○説明員(長岡寛君) 巨大たばこ資本との競争が激化するという情勢のもとにおきまして、私どもが臨調の答申を受けて経営形態をどういうふうに改めていくかという問題でございますが、基本的には私どもは競争力を強めるような方向で経営形態を求めているかなければならない。いわば経営の自主性強化とか企業性が発揮できるようにといったようなことが中心になろうかと思えます。

で、いま近藤委員のおっしゃいました、最終の姿として臨調は完全民営に移行すべきであるとい

う答申を出しておられるわけでございますが、完全民営となりますと、御指摘のように独禁法の関係から申しまして、恐らく最低三社分割といったようなことになるかと存じます。そうなりまして、米英の巨大資本がほかの国々のたばこ会社を買収したりしてきた実績もあるものでございまして、私どもとしてはそういったようなことに對しては慎重に對処しなければいけないというふうに考えております。

○近藤忠孝君　そこで大臣、この臨調の民営化の答申ですが、私はいきなり出されてきた感があると思うんですね。国内的な議論はほとんど出されていないまま出てきた。むしろこれは外国の巨大メーカーからの要求が先行しているんじゃないか、このように見るを得ないんですが、それについてのお考え。

それからもう一つは、五十七年九月二十四日の閣議決定によりますと、この臨調答申を受けまして「法律案を次期通常国会に提出すべく準備を進める」というんですが、その場合に専売公社の民営問題については一体どうなるのか。いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 専売公社改革問題、これはいまでもお話のありました九月二十四日、いわゆる行草大綱におきまして、第三次答申の趣旨に沿って各方面の意見を聴取して所要の準備を進めると、こういうことになっております。

で、この行革大綱をつくります際に、私も党に
おりまして参画をいたしまして、まさに「各方面
の意見を聴取し」というところが、いろいろ問題
になっております葉たばこ耕作者の問題でござい
ますとか、また独禁法との関係の問題等々がある

わけでございます。が、基本的には企業性の發揮が大切であるということがその骨子になっておりますので、それこそまさに関係各方面と調整を図りながら慎重に対処していかなきゃならぬ問題である。あくまでも企業性の發揮というところへ主

眼が置かれた答申であると理解しておりますので、別に巨大企業の圧力というふうなものを意図

されておるとは全く考えておりません。
それからこの法律案の問題でございます。いま
そういう作業を始めておるさなかでございませ
が、問題が多うございますので、いましばらく時
間をかしていただきたいというふうに考えておる
ところであります。

○近藤忠孝君 閣議決定では、「次期通常国会に提出すべく準備」とかなり急いでいるような様子なんですけれども、この問題はそう簡単にはいかぬということとはもう先ほど来の答弁で明白ですね。そうするとこれは大体時期的にはどうなんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) いま協議が始まっております。率直に申しまして、私自身もこうして予算委員会、大蔵委員会等々に時間を割いておりますので、具体的な各方面との協議ということにはいささか時間的な余裕もない現在でございます。しかしその合間を縫いながら各方面の意見をいまや聴取しつつあるという段階でございますので、先ほど申しましたように成案を得るまでにはなお時間をちょうだいしたい、こういうお答えをいたしておるところであります。

○近藤忠孝君　民営化の問題についての論議というのはほとんどされていないわけですね、国民的には。それから輸入たばこの扱い方もまだ暗中模索の面もあるという状況なわけです。一方、専売公社というのは国民の重要な財産で、財政的にも重要な制度でありまして、臨調答申が出たからといって、一方的に民営化の方向に持っていくのは問題じゃないかろうか。そういうことはすべきでないとい私は思うんですが、大臣のお考えいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) やっぱり企業採算性ということを基本的に置いて御答申をいただいておりますので、いま近藤委員がすべきでないという断定、私がその御趣旨に沿うというわけにはまいりません。したがってまさに読んで字のごとく、「各方面の意見を聴取」しながらこれから検討すべき課題であるというふうに御理解をいただきます。

たいと思います。

○近藤忠孝君 次はたばこの税率の問題ですが、これは一昨年九〇%から三五%へと大幅に引き下げられた上での再度の引き下げですね。今回も日米摩擦の象徴的品目として関税撤廃を要求してきたわけですが、しかもこれは報道によりますと、さつきも触れましたが、昨年十二月にレーガン大統領側近のミース顧問から二階堂幹事長あてに、たばこ関税を大幅に引き下げないといひの事態になるという電話が入ったという事なんですね。そこで私は先ほど申し上げた関税自主権の放棄の象徴的なのがこのたばこの関税の引き下げではないかと疑わざるを得ないのですけれども、この電話を大臣御承知ですか。

○国務大臣(竹下登君) 電話の中身は知りませんが、私は。ただミースさんとミスター二階堂はベリ・ベリ・インティメート・フレンドであるという事とはよく承知しております。だからそういう圧力というふうなものでなく、インティメートフレンド同士が両国の友好関係に配慮しながらプライベートな対話があるということは、十分に理解できることであります。

○近藤忠孝君 そのプライベートな対話の中で本音が出たと思わざるを得ないわけで、私はこの点もアメリカのそういう要求に屈した面が大変強いということを指摘せざるを得ません。

あと最後に一つだけ。今度たばこの定価改定によって自動販売機の改修が必要になると思ひますし、その改修費がどれくらいか。政府が一方的に全部吸い上げちゃうのじゃなくて、それに対して補助をすべきじゃないか、こう思ひますが、それを伺ひして質問を終わります。

○説明員(森宗作君) この自動販売機でございますが、五十七年度末をもちまして、全国で推計でございまして約三十一万二千台の自動販売機が見込まれております。今回定価改定を行いますと、価格設定を変更すると申しますか、価格を変える必要があるわけでございます。現在の販売機の中で二十五万台、約八〇%のものが簡単な

価格スイッチを調整することによりまして価格の変更ができるのではないかと申すに思ひますが、残りの六万二千台でございますが、これは古い機械でございまして、二百円までは改良できますが、これ以上になりますと改作を必要とする、こういうわけでございまして。

ただ、今回は従前と比べまして、この改作を必要とする機械の割合も大変低いわけでございまして。それから前回の五十五年の定価改定の際には、これは販売店の方々の改作につきましましては対応をいたしておりました。今回も実は定価改定がございまして、歩率は変わりません結果、この全体としての手数料は増額をするわけでございまして、そういったこともございまして、この販売店の方で改作については御対応をお願いしたいと考えておるわけでございまして。

そうは申しまして、この価格の設定の変更等によりまして、大変販売店の方々に御迷惑をかけるのは事実でございまして。そういったことで、私どもの方も、今後の需要回復ということにつきましまして、御協力をお願いするという意味も含めまして、販売店の方々に販売促進に役立つような物品をお配りするというようなことでこの問題に対応してまいりたいというふうに考えておる次第でございまして。

○柄谷道一君 減価償却の年限短縮の問題につきましまして、二十五日の質問で取り上げたところでございまして、時間切れになりましたので、再度大臣に今回は伺ひたいと思ひます。

前回の私の質問に対して、通産省は、償却年限の短縮のほかに、投資減税など総合的な投資促進のあり方について研究会を持って検討したい旨の答弁をされました。

一方主税局長は、マクロ的に見てわが国の償却年限は長くない、したがって国際競争力を低下せしめていることにはならないという旨の答弁をされたこと記憶いたしております。しかしながら、昭和二十六年に体系が整いまして以来、三十六年と三十九年に機械装置関係、四

十一年に建物関係が改正されましたが、そろそろ再改正の時期を迎えていること、またわが国の産業実態をながめてみましても、石油化学、肥料等の産業においては、高度成長期に相次いで設備投資をいたしております。そしてわが国の経済を支えてきたわけでございまして、これらの装置産業は設備の更新規程を迎え始めております。

しかし、低経済成長に一変いたしまして、巨額の設備更新のための資金を必要とするにかかわらず現在高率操短中であること、その資金手当てに苦慮しておることは大臣も御承知のとおりであらうと思ひます。

また、一九八〇年代の後半から九〇年代の初めにかけてまして、鉄鋼産業では集中的に設備更新期を迎えると思われまして。したがって、この時期には一挙に財務負担が悪化することが懸念されるわけでございまして。

また集積回路、ICの製造設備は三年で大体陳腐化すると言われておりますが、償却年限は七年、これは現在特例によつて五年となつております。さらに頻繁にモデルチェンジを必要とする自動車産業の償却年限は十年、これは産業の実態と乖離しておるのではないかと指摘が強いわけでございまして。

たとえば、私の調べたところによりますと、鉄鋼産業の場合、これは庄延設備の場合を取り上げてみますと、わが国の場合は十五年、これに対してアメリカは五年、フランスは八年、西ドイツは十一年、カナダ二年、他国の償却年限は短いと考へられます。しかも、アメリカは早期コスト回収政策と呼称いたしておりますレーガン政権の投資誘導策によりまして、年限をさらに短縮する動きが見られております。特に、私は前回も指摘いたしましたのが、各国では最近の傾向として償却年限を物理的経済的耐用年数という視点ではなくて、営基盤の強化、さらには国際競争力の充実という視点にこれを移しつつあるというところは看過できない現実ではないか。特に、私は、大蔵省という

よりも政治家として、こうした海外事情というのに対して留意することは当然であらうと、こう思ひわけでございまして。

そこで、せっかく通産省がこういう研究会を設けるわけでございましてから、私は、大蔵大臣として通産大臣とも十分連携をとって、眼を世界に向けて、わが国の産業というものの中期展望に立つてこれらの問題について見直す必要があるのではないかと、こう思ひますが、政治家としての大蔵の御所見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 減価償却の期限、年限、法定耐用年数、これは理論的には資産の物理的寿命に経済的陳腐化を加味して客観的に定められるものでありまして、国際競争力の保持といった政策的観点から見直すということは、私は必ずしもなじまないというふうに考えております。

いまいろいろ議論がございまして、いわゆる景気対策とか投資誘導効果とか、そういう側面のはかに、この経営基盤の強化とか、その議論は仮に肯定いたしたといたしまして、いま国際的な全体的な観点からして国際競争力をつけるためということは、ある意味においては個々の問題にむける国際摩擦を惹起する場合もあり得る。ちよ

うどこのうでございまして、アメリカの下院議員の方でございまして、非常にその問題に対して神経質に私に質問をしておりました。だから、これらの問題についてはわが国の企業は強い国際競争力を保持しておりますし、またわが国のGNP対比の民間設備投資の割合を見ても、諸外国と比べて水準は高い水準にあるということも留意する必要があります。しかし通産省におかれてこれらの研究がなされていくということについては、諸外国の例等も勘案されて、それ自身は私は結構なことだというふうに考えております。

○柄谷道一君 私は、諸外国以上に償却年限を短くする必要があるという事は少しも述べてないわけでございまして。公正な国際競争というものを償却年限という視点においても配慮していく時代を迎えつつあるのではないかと。大蔵省の言うよう

に現状妥当だとすれば、通産省が幾ら検討しても、その検討の結果に対しては一顧だに値しないということであれば、通産省の研究が一生懸命やっても徒勞に帰すということだと思ふんですね。私はいまの大臣の答弁をこのように受けとめてよろしく思います。現在における大蔵省の考えは、いま述べたとおりであるが、今後通産省と十分連携をとってこれをそしやくしていくという用意は大臣持っておると、こう理解してよろしく思います。

○政府委員(梅澤節男君) 大臣が総括しておまとめになつていただきたいと思います。前回ちょっと私が申し上げたことが舌足らずであつたかと思ひますけれども、三十年代二回、それから先ほど委員がおっしゃいましたように四十年代の初めに建物について大幅な見直し、つまり技術革新とか開放経済に移行するに当たつてそれだけの税制上の対応もしてきたものでございます。それから各個の資産につきましては、これは常時所管省、これは主として通産省でございますが、所管省と協議をしながら、経済的陳腐化、物理的寿命等の観点から見直しはやつておるわけでございまして、この点をひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○柄谷道一君 大臣いかがでございますか。

○國務大臣(竹下登君) きのうのきょうでありますから、特に申し上げるわけでも必ずしもございせんが、いわば日本の産業政策の中で減価償却の年限問題が国際競争力という立場でとらえられ、あることに對しては、ある種の警戒をしておられるような感じが率直にきのうもいたしました。しかし、通産省が研究しておられるということ、税制の立場から申しますならば、まさに物理的寿命と経済的陳腐化ということが原則になる制度そのものでございまして、そういう研究に対しては私も大いに關心を持って結構な課題であるというふうに考えております。

○柄谷道一君 私、この問題ばかりやっていても時間がたつばかりでございますが、五十五年、五十六年、五十七年、最近の傾向はそれ以前と産

業経済の狀態がさまざま変わつておるわけですね。いま主税局長も見直してはきたと、こういう御答弁でございましたけれども、私は新しい時代に対して、通産省が真剣にこの問題に対して、対外比較等も含めて、一体いかにすべきかという有識者を集めての検討というものが行われる以上、その結論というものが大蔵省としても謙虚に耳を傾けて見直すという姿勢は持つべきであらう。大臣はまた、ただいまの御答弁では、当然通産省のやられることに對して關心を持って見守るということとは、そういう検討は無用なことではないと、こういう御認識があるからであらうと思ふんです。その点だけ確認して問題を次に進めたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) 關心は持つべきであると思つております。

ただ、私自身が感じましたのは、税制として考へた場合に、物理的寿命とか陳腐化とか、そういうことが土台になつて仕組まれた税制である限りにおいて、近代の産業構造の変化の中でそれがいゝるんなら、たとえば投資意欲の増進とか議論されるのは結構でございますが、国際競争力ということが余りにも表面へ出た場合に、むしろいゝるんならぬ警戒とでも申しますか、そういうことを受ける点があるではないか、こういう感じを率直にきのう受けとめましたので、あえて申し上げたことでございまして、産業政策の立場から御検討なさるといふことは、これは大いに結構なことではないかというふうに思つております。

○柄谷道一君 ぜひ私の意見も踏まえて、大蔵省としても今後の対応をしていただきたい。これは要望いたしておきます。

次に、たばこ定価法及び専売公社法の一部改正案について質問いたしますが、多くの委員からすでに触れられましたように、臨調は一昨年の第一次答申、さらに昨年七月三十日の第三次答申、さらに五十八年三月十四日の最終答申でも、経営形態を含む公社の基本的あり方について提言をいたしておることは大臣御承知のとおりでございま

す。しかも五十七年の九月の閣議決定は、少なくともこの臨調答申を踏まえて本国会に法案を提出するということを開議で決定されておるわけですね。ところが、本国会に法案の提出もいまだところほとんど考えられない、改革手順も示されない、そしてたばこの値上げだけが提案される。これは従来の経緯を知る国民にとりまして、安易に国民の負担に転嫁しようとする姿勢ではないかと受けとめられるのは、これは当然だろうと思ふんです。この点大臣どうお考えでございますか。

○國務大臣(竹下登君) 私どもは、閣議で決定しております行革大綱に基づいて鋭意検討を進め、今日事務段階においてその検討の作業が進められつつある。しかし、何回か申しましたように、葉たばこ排作者問題あるいは小売店舗の問題等関係するところが、専売公社の總裁の言葉をおかりするならば、まさに第一次産業から第三次産業まで広範な立場にありますので、なかなかおいそれと結論が出るものではないなという感じは私も深くしております。

したがって、今日いましばらく時日をかしていただきたいと、こう申しておるわけでございまして、所管省は大蔵省でございます。したがって、いま今国会の提案はすでにギブアップいたしましたというところでない。われわれとしては各方面の意見を聞きながら、鋭意作業を進めていくという姿勢は今日なお持ち続けておるというふうに理解をいただければと思うわけであります。

○柄谷道一君 ギブアップしたわけではないといふんですが、前内閣が閣議決定されたときも、この問題については閣議する多くの問題があり、かつ調整を必要とするということは当然お考えになつておつたと思ふんですね。それらを踏まえた上で本国会に提出しようという閣議の意思を決定されたわけでございますから、本国会に提出されないうちに、こういうことになれば、前内閣は不明であつたと、こういうことになつてしまふと思ふんですね。閣議決定を守り得ないわけですから、その点は別として、それではギブアップしてな

いということでございますけれども、いつ法案を出されるのか、改革手順はいつ示されるのか、その期間的な目途をお示しいただきたい。

○國務大臣(竹下登君) この前内閣で行革大綱が決められた場合、政府・与党首脳會議に私も出ておりまして、そこでいわゆる各方面の意見を聴取してということをして私が発言をいたしました。それが一番妥当な表現ではなからうかと思つて、そういう言葉を私も主張した一人でございまして、したがって、その当時からこれはなかなか難物だという感じは率直に持つておりました。でございますが、当時の閣議決定は今日生きておりますので、今国会に提出する断断の努力は続けなければいけない。ただ、いま柄谷委員おっしゃる通りに、大体いつだ、こうおっしゃいますと、私の方で申します言葉としては、いましばしの時間をちようだいというところを答へざるを得ない。事ほどさうになかなか難物だと、こういうことでございまして。

○柄谷道一君 同僚の桑名議員が指摘されましたので、私はあえてこの問題を取り上げたくございせんけれども、一月二十五日に自民党の専売特別委員会から要望書が出された。この要望書の内容は、細部は別にしまして、総じて言えば、公社小売人制度、定価制等について現状維持という考え方が中心になつての要望書であらうと、こう私は読み取ります。

大臣は同意したわけではなくて受け取つたというサインをしたと、こう言われたわけでございまして、署名と受け取つたという領収サインとはちよつと性質が異なるわけでございまして、橋本行財政調査会長から友人としての注意を受けたという大臣の御答弁でございまして、私も、私は今回の措置は、大臣としても軽率というをしりては免れ得ない。しかも、このような一連の経過の中から、国民はどうか、署名された六人の人々は現状維持というお考えを心の中にお持ちではないか、これでは臨調の答申は実現不可能ではないか、こんな懸念を持つ人は多いと思ふんですね。

過去の経緯は別にして、中曽根内閣は臨調答申を実現するということがその内閣の性格でございすから、これから調整はするでしょうけれども、しかしその目指すところは臨調答申の基本線と変わるものではないと、こう理解してよろしゅうございすか。

○国務大臣(竹下登君) これはまさに行革大綱で示されたとおりでございまして、いわばこの要望書を受け取ったという意味におけるサインをしたということが、言ってみれば、臨調答申に対してのアンチの意思表示であるというふうに理解されるところとすれば、それは私どもの本意ではございせん。あくまでも政府として最大限これを尊重するという立場の上に立って、まさにあのとき苦心して表現いたしました、各方面の意見の調整をしながら進めていかなければならない課題であるというふうに理解をいたしております。

○柄谷道一君 昨年の一月、行政管理局行政監察局が専売公社の問題に対する勧告といいますが、を行っております。時間の関係でその内容を詳細に申し上げることは避けたいと思っておりますが、一つは「支社及び地方局の配置の見直し」、第一には「製造工場の整理合理化」、第三には「原料工場の整理合理化」、第四には「生産関係支所の統廃合」、第五には「販売関係支所の統廃合」、六番目に「製造工場における職員の合理化」、七番目に「指導技術員の合理化」、八番目に「営業員の配置基準等の見直し」、最後九番目に「たばこ耕作者等に対する許可等の簡素・合理化」、これらの問題につきまして一々細部問題点を指摘しつつ、大蔵省はこれこれの問題について専売公社を指導せよ、する必要があるという勧告を行っていただいております。この内容について一々申し上げますとこれだけで私の持ち時間がなくなってしまうので、この点、後ほど文書をもって、この勧告を受けて公社に対して具体的にどういう指導をしたか、その指導の結果どういう成果が現在上ったのか、また今後どのような成果が期待できるのか、これらについて文書でひとつお知らせをいただきたいと思

います、お約束いただけますか。

○政府委員(高倉建君) 先生お話をいたしましたとおり、行政管理局の行政監察がございまして、一昨年の十二月十七日付で私どもの方に勧告をいたしたところでございす。大蔵省もいたしましては、その勧告を受けまして、早速に公社に対しては、その勧告の趣旨に沿って今後一層事業の合理化なり効率化のための措置を講ずるようという指示をいたしたところでございす。

その勧告に対します公社の改善状況につきましては、昨年の五月十四日付で行政管理局に回答を行ったところでございす。中身は、長期の対応、当面の対応、いろいろございす。大蔵省としても今後引き続き公社において一層努力されるように指導してまいりたいと思っております。ただいま申し上げました行管に回答いたしました改善状況等につきましては、文書でお示しをさせていただきますと思っております。

○柄谷道一君 今回の法案、これは私の受けとめ方が間違いかどうかわかりませんが、私はこう受け取るんですね。

これは従来の製造たばこ定価法一部改正と異なりまして、たばこ定価の値上げによる増収分の三割を特例納付させようというものでございまして、公社にこれが帰属するのは昭和六十年以降になるわけにございす。こういう意味で私は、五十八年、五十九年度の両年度にまたがる財源確保法の性格を持っている、こう私は受けとめます。

たばこの事業損益は純利益——専売納付金とたばこ消費税を納付後の純利益でございす。五十五年は千四百九十二億円の黒、五十六年度は千三百十三億円の黒、五十七年度は、見込みでございす。八百七十五億円の黒といふことですね。現在上げなければ専売制度が危殆に瀕するといふ状態ではない。しかも特例納付を見込んでも五十八年度はなお四百三十億円の黒、五十九年度は三百三十億円の黒、そして六十年にはこの特例納付がなくなりますので、六十年はほぼ現在程度の

利益水準に戻る、これがいわゆる利益、いわゆる損益面から見た本法案の実態であらうと思ふんですね。

こういう意味から、私がいま申し上げましたように、本法案というものの基本的な考えは、形を変えた増税案であり、また五十八年、五十九年両年度にまたがる財源確保法である、こう理解することは間違いないでございす。

○国務大臣(竹下登君) まさにおっしゃいますとおり、小売定価の改定並びに専売納付金の納付の特例措置は、公社さんの経営上の理由に基づくものでは全くなく、そして財政上の理由に基づくものであるという意味においては、私も御指摘のとおりである。これは素直に感覚的にはそういうふうにおとりになるということについて、これを否定しようとは私自身思いません。まあ強いて申しますならば、これをちようだいをお願いしまして、公社さんの方の損益が二年間は赤字になることはないだろうという意味において、まさに財政状況を厳しい事情にあること等を考慮してお願いをしたという性格のものであります。

○柄谷道一君 したがって、これは討論の中で申し上げたいと思ふわけですが、法律案も本国会に出でくるかどうかは、しかも本法案は一種の財源確保法であり、形を変えた増税案であるといふことから、なかなかこの問題を国民は理解しがたいであらう、こういうことだけを指摘いたしておきます。

次に大蔵省にお伺いしたいのは災減法でございす。今回の法律改正によりまして改善されることにつきましては評価をいたします。しかし、なお自動車重量税の納付は単年度方式に改められてどうか、あわせて自動車車検期間を延長して登録届出を抹消した車についてその残余期間分の自動車重量税の還付措置を講ずるべきではないか、さらに若干性格は異なりますが、自動車賠償責任保険及び自動車保険の保険料を、特に自動車等が通勤の用に供せられておるといふ実態も加えるならば、これを所得税の控除対象にする必要があるん

ではないかなど多くの意見が寄せられております。この問題について大臣は、今後の問題としてこれを受けとめて税調等で検討する用意はおありでございすか。

○政府委員(梅澤節男君) 自動車重量税をめぐりましていま三つの御指摘があったわけでございす。自動車重量税の税としての性格については、これは国会で私どもの大蔵省あるいは税制当局としての考え方をしばしば申し上げておるわけでございすけれども、自動車重量税というのは、自動車の走行し得るという法的地位と申します。か、に見合う一種の権利創設税であるという税の性格から考えますと、一たん有効な車検を受けた場合、車検の有効期間の間に途中で廃車になつても、この税の性格上還付するということとはできないというのを常々申し上げておるところでございす。これはぜひ御理解を賜りたいと思ふわけでございす。それとの関連でいま委員のおっしゃいました単年度納付にならないか。

今度の租税特別措置法で従来車検が二年でありましたものが三年になりました関係で、三年もの税率をお願いしておるわけでございすけれども、ただいま申し上げましたように、私どもは車検の有効期間に対応する税というふうに考えておりませんので、委員の御提案はむしろ分割納付といふことが考えられないかというふうに受け取らせていただきます。実は車の保有台数は御承知のようにいま四千万台ぐらゐるわけでございす。そういたしますと、今回三年のもので普通の乗用車で三万七千八百円の車検時に負担をいただくわけでございす。これを三年に分割するといふことになりまして、一年に一万二千六百円でございます。その意味ではユーザの負担が実質的には軽減されるという考え方もあるかと思ひますけれども、片方では、いま申しましたように四千万台を毎年今年度は税務官署で徴定をし、納付の仕事もしなければならぬといふことになりまして、これは大変な行政コストがかかるわけでございすので、かたがた三万七千八百

円、決して軽い負担とは思いませんけれども、これをまた毎年毎年分割するということはユーザーにとってもそれだけかえって手間がかかるという面もなきにしもあらずという点を考えますと、そういう行政コストの観点から言いますと、ひとつこの分割納付といいますが、毎年毎年納付していただくという御提案は、私どもとしてはなかなか現実問題としてはむずかしいと考えております。

それから三番目の所得税法でこの自賠責の保険料を所得控除で扱ってはどうかという御提案でございますけれども、業務用の自動車の場合には、この自賠責の保険料は当然事業所得なり企業の所得計算上は損金なり経費に算入されるわけでございますが、いわゆる自家用車につきましては、自家用車の取得そのものは、いわば所得の処分と申しますか、したがって、それに付随いたしません支出であります自賠責の保険料は、厳密に言いますと、これは家事関連費ということで所得控除にはなじまないわけでございます。諸外国の法制を見ましても、自賠責の保険料について所得控除を全面的に認めている国というのはむしろ少のうございまして、ただ部分的に、たとえばわが国の生命保険料控除と一括いたしまして、一定の限度額の中で認めているというものはございますけれども、諸外国におきましても自賠責の保険料を直接に所得控除の対象にしておるといふところも少ないようにございます。

いずれにいたしましても、同じ給与所得を持っている人で自動車を持っている人が自賠責に入っている場合、これも所得控除を認めますと、その所得控除を認めた部分だけ税負担が自動車を持っている人が軽くなるという問題もございしますので、そういう負担分等から考えましても、どうも自賠責の保険料を所得控除の対象にするというのはなかなかむずかしいというふうに考えております。

○柄谷道一君 私決して容易な問題だとは思いませんけれども、これはユーザーから非常に強く

出されておる代表的な要望を私は三点ほど述べたわけでございます。本大蔵委員会でも述べられまして、これは税調に速記録も流れるわけでございしますし、大蔵大臣はどの問題でも大蔵委員会の意見は税調で十分しゃくしゃくしてもらいたいということを常々御答弁されておるわけですね。これもその一環として税調にお伝えいただけますか。

○国務大臣(竹下登君) これは当然なこととして税調へ流れるといま柄谷委員はおっしゃいましたが、お伝えすべき課題である。そこへいま主税局長の申しましたのをわざわざコメントして流すという考え方はございません。

○柄谷道一君 ぜひ真剣な御検討を願わしいと思います。

そこで、関税の問題でございますが、わが国の繊維産業は、政府の施策、そして労使の必死の努力にかかわらず深刻な構造不況が続いているわけでございます。私は、その理由はいろいろありますけれども、一つは、欧米諸国がMFAに基づく二国間協定によって輸入の秩序化、安定化を図っているのに対して、先進国の中ではただ一つの例外としてわが国のみが開放市場になっておる。第二には、ダンピング輸出補助制度等による途上国のいわば不正な価格により輸入が行われている。この二つのほか、わが国の関税率が国際的に見て著しく低い水準にあるということが指摘されるのではないかと、こう思ふんです。で、前二者の問題は直接当委員会とは関連ございませんので、これはまた別途の機会に私は質問したいと思ひますが、関税の問題です。

たとえば私の調べましたところ、例でございしますけれども、綿糸の日本の関税は二・八%、またはキログラム当たり二十円のいずれか高い方と、こうなっているんですね。これに対してアメリカは番手別に細分化されておまして、たとえば四十番手の未さらしの場合は、その関税率は九・六四%です。ECは七十番手以下の場合七%です。一般綿織物の平均は、日本の五・六%に対してアメリカは二・八%、ECは一四%です。別

珍は日本の五・六%に対して米国は三・五%、ECは一五%。コーレンは日本の五・六%に対してアメリカは三・五%、ECは一五%、これが実態なんです。

本法案の提案の背景に、国際的貿易摩擦というものを解消し、改善していこうということがその背景にあるとすれば、日本が外国から指摘されている高い関税というものを引き下げると同時に、公正な国際競争を阻害している日本が著しく低い水準にある関税が、一体現状でいいのかどうかにも当然見直しの手が差し伸べられて妥当ではないか、こう思ふわけでございます。いかがでございしますか。

○政府委員(松尾直良君) 綿糸、綿織物の関税率、ただいま委員御指摘のとおりでございます。わが国の繊維品、外衣類とかの製品になりますと高いわけでございますが、綿糸、綿織物の関税率が相対的に低いというのは、かつて輸出産業の代表であったわけであります。そういう観点から非常に早い時期に関税減許が行われてきたという歴史的な事情であるかと思ふんであります。

諸外国の綿糸、綿織物に限らず高関税品目につきましては、これの引き下げを要求するということが当然のこととございまして、またケネディ・ラウンドであるとか東京ラウンドであるとか大規模な関税交渉が行われましたときに、それぞれ相手国の高関税品目というものは強く引き下げを要求してきておるわけでございます。低い国と高い国があるときに高い国に合わせるということとは、これは一般的に言いますと貿易の縮小につながって好ましいことではないわけでございまして、高いものをできるだけ早く引き下げてもらうということが必要ではないかと思ふんであります。

綿糸、綿織物について過去にこれを引き上げてほしいという業界等からの要請があったこともございしますが、何分これはガットの譲許税率でございしますので、これを引き上げるといふことになりましますと、それに見合った代償措置を講ずるといふ必要がございしますし、また市場開放を進めて世界

各国が関税を下げているというときに、わが国が引き上げるのはいかかというところで、引き上げはむずかしいかわりに、相手を下げさせようという方向で対処してまいったわけでございします。

なお、東京ラウンドの交渉におきましては、国内産業事情に配慮いたしまして実行税率を据え置いたわけでございします。アメリカ、EC等はこれの東京ラウンドの譲許によって段階的に引き下がることになっておりますので、この関税率格差は縮まる方向にあるというふうに考えております。なお、御指摘のとおり相手国の高い関税についてわが国も十分言及していくべきであるという点はお説のとおりであると受けとめております。

○柄谷道一君 いまの御答弁でけれども、外国からばつと言われると、最近、国際貿易摩擦に大変慮をされておるのか、関税の引き下げが行われるんですけれども、ちょっとやそつとじゃないんです。繊維の先進諸国とわが国の関税率の差というものは、かつて繊維産業というのは輸出産業でしたけれども、最近の実態はむしろ輸入産業としての性格の方が強いわけですね。私は決して過度な保護を産業に与えるとは主張しませんけれども、余りにも極端な関税の格差、そのことによって、たばこは百万と言われましてけれども、繊維産業は一千万ですから、国民の生活というものは重大な影響を持つこの種の問題は、日本が上げられないならばもっと強力に関税の引き下げを迫るべきではないか、そのことだけは指摘いたしておきたいと思ひます。

そこで、時間が参りましたので、私は関税関係について多くの質問通告をしておりましたけれども、時間は守りたいと思ひます。

最後に大臣にお伺いしますが、わが国の税務行政でございします。これは多くの人から指摘されましたように、納税人口はふえる、取引規模は大型化する、広域化される、取引内容は複雑多様化される、しかも国民の逸税、逃税の機運は高まっている、こういう中で税務職員というものが税の公正を維持するために日夜本当に努力しておるとい

うことは大臣もよく御存じのとおりでございます。

で、行革等もございませうけれども、税の公正な執行という面に関連して税務職員の定員のあり方、そしてその処遇、これらについてはなお一層の目を注いで改善を図っていく必要がある、またそれが急務ではないかと、こう思うわけでございします。大臣の総括的な御所見をお伺いしまして、私の質問を時間参りましたので終わります。

○国務大臣(竹下登君) 私は御説のとおりであると思っております。従来からまさに限られた定員の中で事務の合理化、効率化を進めるなど最大限の努力を重ねてきております。が一方、税務行政を取り巻く環境は、御指摘とおり、課税対象の増大、経済取引の複雑化、広域化、ますます厳しくなっております。したがって、行政改革という言葉を申し上げましたが、そういう場合においても大蔵省と行政管理局はまず随より始めようというのを迫られる環境の中にありがちなものでございませうけれども、国税職員の増員問題については、これからの関係方面の御理解を得て努力しなければならぬ課題であると考えております。

そうして、まさに高度な専門的知識を要する税務の職責を担う国税職員の皆さん方の労苦に報いるべく、その処遇改善についても関係当局に働きかけるなど、私どもの重大な責務として理解して対応すべき課題であるという基本認識をいたしております。

○野末陳平君 この委員会では毎年参考人の先生に意見をいろいろお聞きする場合がございますが、株式の売買益に対する課税でございませう、これが委員会の質疑の過程で、毎年、技術上いろいろな問題があるというように含めて一向に議論が進んでいない。

そこで、当局の立場を確認しますけれども、株式の売買益の課税は当然したいんだが、技術上にいろいろ問題があつていまでできないでなお研究、検討中であると、こういうことでよろしいでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 有価証券の譲渡益の課税問題でございますが、これは委員がおっしゃいましたように長年問題になっていふ事柄でございます。税制調査会の累次の答申等でも述べられておりますように、基本的には総合課税ということが望ましいわけでございませうけれども、売買の場合の本人の確認の問題、それから売り手、買い手のそれぞれの売買価格を的確に捕捉する体制が整備されておられませんと実質的な不公平を招くという観点から、そういう整備が行われないままに総合課税に移行するのは実情に即して問題である。しかしながら年を追って課税を強化するという方向で対処すべきであるということで、税制上も、最近時点の改正は五十四年の税制改正でございませう、累次そういう方向で努力してまいっております。

○野末陳平君 最近いろいろ聞いてみますと、最近のお客といひますと、取引は回転が速くなつてくるという形なんでしょうか、一方においては、回転が非常に速くなつていふ。一方においては、徐々になんか事情が変わりつつあるのではないかと、そんな感じがするんですね。ですから、そういうことを背景にしてこの問題を今後考えていかなきゃならないと思つておられます。

で、いまの課税強化の方向、五十四年の改正で若干課税の範囲が広がつたように思つておられます。通常言われている五十回二十万株の話ですね、実際にどうこれが機能しているのか。何となくこれだどこに該当するケースなんていうのは余りないんじゃないか。幾らでもうまくやれそうだし、果たしてこれでどうですか、五十回二十万株に該当する取引でどのぐらいの課税実績になつていふのやら、この辺がちょっとわかりかねるんですが、資料ありますか、あつたら大ざっぱでもいいんですが。

○政府委員(梅澤節男君) これはあるいは国税庁からお答えすべきものかと思つておられますが、私、いま

手元に資料を持っておりますので申し上げますと、五十六年分で申し上げますが、いまおっしゃいました五十回二十万株、いわゆる継続的取引による課税に該当する件数が七十七件、それから五十四年度の改正で、一銘柄につきまして同一銘柄で二十万株以上のものは課税ということにいたしましたわけでございませうが、この分で二十一件、それからこのほかに事業譲渡類似の有価証券の譲渡益は課税することにいたしました。この件数が三百十八件、トータルとして五十六年分で四百十六件課税対象にしております。

これによる所得額とか税額というのは、御承知のとおり、各人ごとには、これは総合課税の一部分でございますので、国税庁としても、これだけの件数につきましてはその分だけを取り出した所得額なり、それから理論的にはその分の税額というものは積み税額になるものでございませうから、件数としてお示しできないということとはひとつ御理解願ひたいと思つておられます。

○野末陳平君 いまの主税局長の答えて理解できませんが、いま三つのケースで件数を挙げられました。前の二つが余りにも少な過ぎるようですね。ですから、実態がどうかは別として、この程度の件数、そしてそこから発生した課税ということでは、五十回二十万株という継続的取引についての課税というのは機能しているように思えませんか。

そこで、課税強化の方向として、本来は技術上の諸問題が解決すれば総合課税というのが理想でしょうが、とりあへず、暫定的でもいいんですが、五十回二十万株というものがそろつて課税というよりも、これを分けるなり、これをさらにきつくするなり、この辺に検討の余地があるものかどうか。まあ、あるんだと思つておられますが、これはどうでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま申し上げますように、五十四年分の税制改正の実績が出てまいりましたのが五十五年分、五十六年分でございますが、五十七年分の確定申告、いま国税庁で状況を取りまとめております。税制改正をやりまして、二、三年の実態を見ながら私どもは、委員がおっしゃいますように、基本的には適正課税という観点からは、一挙に総合課税にいたくても、いろいろな工夫をしながら、適正課税、課税強化という方向で対処すべき問題でもございませうので、さらに五十七年分の実績等も見ながら、引き続き従来の方向をさらに前進する方向で、何かいい手だてがないか検討してまいりたいと思つておられます。

○野末陳平君 最近では出来高が物すごいわけですね。その中で、ただか七十七件、あるいは同一銘柄の二十万株以上というのが二十一件なんというのはいささかおかしなところと思つたりします。で、ひとつ大臣、毎年有価証券の譲渡益課税ということが問題になりながら一向に進まないというの、どうもこれはかっこう悪いですから、課税強化ということで、いまの五十回二十万株、これを見直して、さらに実態に即して課税が発生するような方向でひとつ改めてほしいと思つておられます。大臣の御所見を伺つて次に移りたいと思つておられます。

○国務大臣(竹下登君) 五十四年でございませうね。いまも、数えてみますと、五、六、七、八、こうなりまして、その間、これはいまさら私が申し上げるまでもなく非常にむづかしい問題でございますが、しかしながら、この課税強化の点については、絶えずいろいろな工夫をしておりますので、その趣旨が生きるような方向に今後とも引き続き努力をしなければならぬ課題だという理解は私も持つております。

○野末陳平君 よく不公平、不公平という言葉が言われますけれども、その一つとして常に人々の口に上つてくることですから、これはぜひ来年度でもお願いしたいと思つておられます。

それから次に、先ほど総合課税からも指摘ありましたが、私はかねてから、税務署の担当の人数が少な過ぎる結果生ずるさまざまな不公平、これを指摘して人員増をということを主張し

ます。五十七年分の確定申告、いま国税庁で状況をとりまとめております。税制改正をやりまして、二、三年の実態を見ながら私どもは、委員がおっしゃいますように、基本的には適正課税という観点からは、一挙に総合課税にいたくても、いろいろな工夫をしながら、適正課税、課税強化という方向で対処すべき問題でもございませうので、さらに五十七年分の実績等も見ながら、引き続き従来の方向をさらに前進する方向で、何かいい手だてがないか検討してまいりたいと思つておられます。

○野末陳平君 最近では出来高が物すごいわけですね。その中で、ただか七十七件、あるいは同一銘柄の二十万株以上というのが二十一件なんというのはいささかおかしなところと思つたりします。で、ひとつ大臣、毎年有価証券の譲渡益課税ということが問題になりながら一向に進まないというの、どうもこれはかっこう悪いですから、課税強化ということで、いまの五十回二十万株、これを見直して、さらに実態に即して課税が発生するような方向でひとつ改めてほしいと思つておられます。大臣の御所見を伺つて次に移りたいと思つておられます。

○国務大臣(竹下登君) 五十四年でございませうね。いまも、数えてみますと、五、六、七、八、こうなりまして、その間、これはいまさら私が申し上げるまでもなく非常にむづかしい問題でございますが、しかしながら、この課税強化の点については、絶えずいろいろな工夫をしておりますので、その趣旨が生きるような方向に今後とも引き続き努力をしなければならぬ課題だという理解は私も持つております。

○野末陳平君 よく不公平、不公平という言葉が言われますけれども、その一つとして常に人々の口に上つてくることですから、これはぜひ来年度でもお願いしたいと思つておられます。

それから次に、先ほど総合課税からも指摘ありましたが、私はかねてから、税務署の担当の人数が少な過ぎる結果生ずるさまざまな不公平、これを指摘して人員増をということを主張し

ましたけれども、総理大臣も消極的だったし、大蔵大臣もなかなか積極的にお答えいただいてないんですけれども、毎年附帯決議が衆参両院で出ていて、一向にこれが形にならないというのは残念なんですな。

そこで、古い話になりますけれども、アメリカなども税収不足を解消するというような理由でかなり増員をしたというのを聞いておりますけれども、彼らはかなりの試算をして、これだけふやしたらこれだけ取れるというふうな、わりと合理的といえますか、お金の話ですけれども、そこまではあたりましたかと思っておりますけれども、そういうデータを出しているわけですが、そういうことに対して大蔵省、国税庁ではどういふふうな感想をお持ちか、その辺まず聞きたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) アメリカで一九八三年度、すなわち去年の十月に始まってことしの九月に終わるわけでございますが、まさに内閣蔵入庁の職員三千三百十人を純増させることとしたというふうに私も聞いております。よくやれたなあと思っております。

私も再三申し上げますように、行政改革という問題が大義名分の上に存在します場合、やはり腕より始めよという環境、そういう環境にとかくなりがちでございます。これはこれ、それはそれという割り切った考えを持っておりまして、でもですね。しかしその中でも理解を求めていく不断の努力をしなきゃならぬ課題だ。私もいつも思うのでございますが、結果として、最終的に予算折衝が終わりまして、人員問題が終わりまして、五十五年、私が予算編成のときに、国税庁には大変な配慮をしましたという行管からの答えを聞いて調べてみたら減の九人だ。それでも減らし方が一番少なかったという意味ですね、結局。そして、ことしまた、くしくも今度五十八年度はプラス九人。そういう数字を見ながら、私も内心じくじたるものが率直にございます。もともととって国税職員の崇高な働きにこたえるために関係各方面の理解を進めていく努力は続けていかなければ

ならない。肝に銘じて感じております。

○野末陳平君 これは人員をふやすということの社会的意義というものも大胆に当局はアピールしなければだめだと思ふんですね。大体日本の役所はみんなPRというか、嫌がられることを避けて通りますけれども、税の公平確保という観点から考えたら必要経費だと私は思っているわけですが、それを世論にアピールするぐらいのことをしていかないとけない。ただ人数をできるだけふやしたいと言っても、片っ方に行政もありませんから限界はあると思っております。

そこで、コスト計算というわけにもいかぬでしょうが、どうですかね、国税当局では一人ふえれば、もちろんどの部門をふやすかということはいろいろむずかしいですけれども、とにかく五百人とか千人とかという単位で一挙にふやせるかどうか、それはなかなかむずかしいけれども、少なくとも一人ふやしたらどのぐらいの増収につながるかというふうな何らかの数字がなくては、これはふやしてくれと言ふのもね。どうですか。

○政府委員(酒井健三君) 国税職員一名増員した場合の増収はどのくらいになるかという点につきましては、どういふような計算の仕方をするかという点につきまして、なかなかむずかしい問題もございまして、私も増員と増収とを直接結びつけた計算を行っておりません。しかしこれまでのいろいろの調査等から見まして、限界的に職員が一人加えられた場合、その職員が仮に高額、悪質な納税者を対象として一年間実地調査だけをやっているというふうな仮定して考えてみますと、一年間でおおよそ五千万円の増収はかかるといふ計算をしたことはございます。今日でも大体そのぐらいの感じかなというふうな思っております。

片方、コストの面でございますけれども、これは職員の人件費とか、それに伴いますいろいろな旅費とか雑費とかでございますし、どのぐらいの年齢の人間をふやすかというふうな給与水準の問題もございまして、おおよその感じでは、一人ふ

やせば大体五百万余り年間経費がかかるというふうな推測しております。

○野末陳平君 いまのとおりいくならば、これは世論に訴える場合にもそれなりの説得力も出てくるように思ふんですね。現実には大事なのは調査の方だと思ふんですね。実調率云々いろいろ言われておりますけれども、最近の税務署は、聞いてみますと、パートの主婦などに頼ったり、いろいろできることはみんなかなり努力して事務の軽減をしているし、それから機械化もこれから進みますからね。どうしても実調率が落ちることによる不公平というものが、一番まじめな一般の納税者にとって頭にくるといふか、一番不愉快なことでしょうから、いまのお答えでいくものならば、調査員一人ふやしたから五千万ずつで、そんなことを期待するわけじゃありませんが、少なくとも見込めるならば、これはやってほしい、大胆にやってほしいと、こういうふうな思ふのですよ。大臣、どんなものですかね。

○国務大臣(竹下登君) 再三申し上げますように、その気持ちは私にも十分理解できるところでございます。しかし、大胆な発想というものがいまの環境の中でどの程度通用するかというのを考えますと、まさにじみちには各方面の理解を得る努力をしなきゃならぬなと感じておるところであります。

○野末陳平君 まあ、わかるけれども、むずかしいという話になっちゃうと結論はいつまでたっても進まないわけですね、行革をワンパターンで考えるのもどうかと思ふんですね。要するに人はふやさない、どうしても減らすのが当然だというものの、ふやさないやならぬところがどういふ硬直した考え方にとらわれることが結果的に社会的にマイナスでしょう。ですから、もちろん大臣はわかっているからあえて言いませんけれども、この人員増の問題というのは世論の理解を求めながら積極的に取り組むべきテーマだと思ふんですよ。

念のため国税当局に聞きますけれども、このま

までいきますと納税者人口もふえるだろうから実調率はどうなりますか。いまでも非常に低い、一〇%そこそこなんて言われてますが、もちろん各部門いろいろ違いますが、あと数年先を見て、このまま人もふえなかった場合に、さらに実調率が落ちていく、こういう予想が立つと思うんですが、そういう不安はありませんか。

○政府委員(酒井健三君) 課税対象がどのぐらいのパーセンテージでふえていくのかという未知数があるわけでございますが、定員が一定で課税対象がふえれば実調率が下がる方向に作用することは疑問のないところだと思いますが、しかし私どもとしては、何とか課税の公平の確保のために実調率を維持し、できることなら少しでも引き上げたという気持ちを持っておりまして、そういう方向に向かって最大限の努力をいたしたい。そのためには、アルバイトの活用とか、それからコンピュータ化の促進であるとか、あるいはいまの仕事でももう少し簡素化できるものが制度面、執行面でないか、そういうことの検討、実現を行うとともに、関係民間団体とか地方の税当局等の御協力、さらには納税意識についてのPR、そういうものが最大限の努力を払って実調率の低下を防ぐように今後も一層努めてまいりたいというふうに考えております。

○野末陳平君 それからもう一つの問題は、地方税の担当職員との連携ということがありますね。もう一つは、いわゆる税理士をいかに活用するかということもあるんじゃないかとも思ふんですね。ですから、機械化は徐々に進んでいますから、これは結構なことですが、いろいろな角度から税の公平確保ということをしていっていただかないと、納税者をめぐる環境というのがさらに悪化するし、何となくこれから反税というか嫌なムードが出てくるんですね。それを恐れるんで、提案は幾つかありますが、それを含めて早急に、附帯決議に毎年出てくる定員の増加ということを実現の方向で取り組んでほしいと大臣にお願いしておき

ます。

それから租税特別措置の見直しですが、法人税関係ではもうかなりいいところまで来たように私は個人的に思うわけですね。もちろん議論する人はまだまだこれでは足りないというようなことをおっしゃるんですが、当局としては、租税の法人税関係でさらに今後見直す余地ありとすればどの辺だということなんでしょうかね。それとも大体これで一段落したという認識なのか。その辺のことをお答えをお願いします。

○政府委員(梅澤節男君) 租税特別措置の減収額につきましては、国会にも御提出申し上げておりますように、五十八年度予算ベースでトータルで一兆一千五百五十億円、そのうち法人税に係るものが二千五百八十億円、約二割でございます。その意味で、ただいま委員が言われましたように、租税特別措置の問題になりますと、世上企業課税の問題が非常に大きく取り上げられる傾向にございますけれども、この法人課税の租税特別措置につきましては、特に昭和五十年代に入りまして毎年非常に精力的な見直しを行ってまいりました。したがって、昭和四十年代に法人税収のほぼ一割近くを減収額が占めておりましたのが、現在二%前後という水準にまで圧縮されてきておるわけでございます。

税制調査会の二、三年前の中期答申で、ほぼ一段落したという評価をされておるわけでございますが、しかしながら今後とも、縮減の余地は非常に狭められたとはいえず、政策効果等の観点から、政策効果の意義の薄れたものとか、あるいはその役割を果たしたものに引き継ぎ縮減する努力を続けてまいらなければならないと考えております。

○野末陳平君 そうなりますと、今度はもう一つの所得税関連のいろいろな特別措置ですけれども、こういう数字を見れば、当然その額の大きいものから検討していくことになりそうですからね。それで見ますと、相変わらず例の社会保険の診療報酬の所得計算の特例という、お医者さん優遇税

制ですか、これがまだかなりの額残っていますね。法人税関係の各項目の額から比べればこれはかなりの額である。

そこで、これもこの委員会でもかなりうるさくやりまして一応の改正を過去見たわけですが、その後どういう成果が上がったというべきか、あるいは逆の意味で新たに発生した悪い現象はどうかというような、その辺を含めて、改正後の医師優遇税制に関する問題、医師というか開業医といいますが、これの問題点はどこにあるという認識でしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 社会保険診療報酬課税の特例の是正につきましては、これも税制調査会で長年議論がございまして、税制調査会ではすでに昭和五十年に答申を出されたわけでございますが、紆余曲折を経まして五十四年改正でやっと実現したわけでございます。

そのときの考え方は、実際の経費率が大体五二%である、そこをどこに置かれましたか、社会保険診療報酬額が五千万円を超える部分について五二%という経費率を設定いたしました。以下五段階に控除率を展開して、一律従前の七二%から圧縮されたわけでございます。

その制度が導入されて、国税庁の申告分の結果現時点でわかっておりますのが、五十六年分—五十七年分はたまたま集計中でございまして、その数字で見ますと、税調答申が提出した時点で五千万超の開業医の数は数%でございましたけれども、五十六年分で見ますと、開業医のおよそ三分の一は五千万以上の五二%のラインにひっかかってきているわけでございます。その意味で、この制度をさらに今後固定してまいりますと、名目の診療報酬は一定の率で上がってまいりますから、その意味での縮減効果というのは今後ともめきめきとその効果は期待できると思うわけでございます。

その反証をいたしまして、一つは、個人開業医の青色申告者の数がふえてきておる。つまり改正後の特例を利用するよりは実額を申告した方がよい

りいいという選択をする人がふえてきているというところでございまして、五三年当時と比べますと、青色申告者のお医者さんで特例を利用しない人が、五三年当時は三割でございましたけれども、いまや五十六年度だともう半分以上に上ってきておるというところでございまして。

したがって、制度論をいたしましては、私も、この五十四年の改正をもう少しその実績を見守りながら次の対応を考えてみたいということとでございまして、ここしばらくは、これから効果を発揮していくわけでございますので、しばらく見守っていきたいというところでございまして。

○野末陳平君 いまの答弁は、改正のときに期待した効果が現実に出てきたというようなことだろうと思えますね。ただ、今後とも効果を見守りながら検討なさるでしようが、刻みが最初から僕は何となく気になっていたんだけれども、その五千万円以下のあたりのその刻みがあるだろうと

いう気がしますね。今後見直しがいつになるか、このままですと固定していいと思いませんか。で、ひとつ大臣、この次はこの刻みの部分を、社保収入で経費率を幾つかに分けましたね、五段階でしたか、それについて見直すのが当然じゃないかという気がしますが、大臣いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) よく勉強させていただきます。

○野末陳平君 もうそろそろ時間ですから、この租税特別措置によるお医者さんの問題と、あと額の大きいところで、これ以上大きい例の少額貯蓄のマル優の問題ですな。これも今後存続すべきか廃止すべきかの検討をきちっとしなきゃいけないと思いませんか。その検討のための資料がなさ過ぎるんですね。もうお答えは要りません、あした予算委員会でもやらしてもらいますから。とにかく額の大きいもの、そのほか生命保険料控除とかあるようですが、今後ともこれをさらに見直すという方向を忘れないでほしいことを強調して、きょうはこの辺でやめましょう。

○委員長(戸塚進也君) 他に御発言もないようですから、四案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山本篤君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました四法律案のうち、租税特別措置法の一部改正案並びに製造たばこ定価法等の一部改正案の両案に対し、反対の討論を行うものであります。

周知のように、五十八年度予算は、歳出面において防衛関係費を突出させる一方、国民生活に直結する諸経費を大幅に削減した福祉後退の内容となっております。

しかも財政再建の名のもとに、所得税減税見送りによる実質増税、各種公共料金の軒並み値上げなど、国民に多大の負担増を強要していることは、全く言語道断であります。

さらに歳入面におきましては、依然として高水準の国債の発行を続ける一方、税の不公平は正には全く目を向けることなく、ひたすら財政体質の弱体化を招く一過性の税外収入による増収策で財政収支のつじつま合わせをする政府・自民党の安易な姿勢に対して、われわれは強く憤りを感ずるところであります。

今回の租税特別措置法改正案では、既存の特別措置の整理合理化をいってまいりますが、その実、たとえば企業関係政策税制のうち二項目を廃止したものの逆に五項目を創設しており、むしろ不公平が拡大していると言えざるを得ない。

また利子配当所得等の総合課税化を図るためのいわゆるグリーンカード制度は、脱税預金の露見等をおそれる一部悪質高資産家の不合理的な反対が功を奏し、実施に踏み切った場合の法的安定性の確保がむずかしいといったあいまいな論拠のもとで、三年間実施延期という事実上廃止にもつながらる暴挙が盛られているのであります。しかも五十

二年を最後に、六年の長期にわたり所得税減税が見送られており、このことはいまや税制に求められる所得再配分機能を阻害する新たな不公平税制として放置できない問題となっているのであります。

他方、今回住宅建設並びに中小企業設備投資の促進に資するためにとられる措置は、いずれも中途半端なもので景気浮揚に寄与するものとは思われないのであります。

さらに、今回自動車関係諸税の暫定税率の適用期限を単純延長することとしておりますが、われわれが強く要請しております自動車関係諸税の簡素化、税収の使途の見直しにつきましては全く無視しております。この政府の怠慢は断じて許されるものではありません。

次に、製造たばこ定価法等改正案であります。政府は、緊急財源対策としてたばこの小売定価を一本当たり一円引き上げることとしておりますが、公共料金であるたばこ定価をわずかに四年の間に二度も引き上げること、たとえたばこが財政専売物資といえども決して許されることではありません。

特に、今回の値上げが、国の財政事情を理由としたものであり、このことは政府みずから招いた財政危機の責任を国民の負担に転嫁させる以外の何ものでもありません。

さらに、たばこ定価引き上げに伴う専売公社に入るべき増収分を国庫に納付させる特例措置は、昭和五十五年導入された納付金率法定化の趣旨に反するものであり、政府の御都合主義で安易に特例措置を設けることは、専売納付金制度の根幹を崩すことにもなり、決して認めるわけにはいきません。

以上の幾つかの重要な問題を指摘をいたしましたので、両案に断固反対することを表明し、私の討論を終ります。

○増岡康治君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案外三法案に対し、

それぞれ賛成する立場から討論を行うものであります。

まず、租税特別措置法改正案は、企業関係の特例措置について三十四項目を縮減合理化することとしており、その合理化割合は、四八・六％と例年と比べ遜色のないものとなっております。

また、住宅取得控除及び中小企業者等の機械の特別償却の両制度を拡充することとしておりますが、これは住宅建設、中小企業の設備投資の促進に寄与するものであり、景気対策の上からもまことに時宜適切な措置と考えます。そのほか中小企業者の円滑な事業承継のための措置が講ぜられていなど、きめ細かな配慮が加えられております。

また、いわゆるグリーンカード制につきましては、実施した場合の法的安定性の確保がむずかしいということから、三年間実施時期を延期しようとするもので、必要な措置と認めるところであります。

次に、製造たばこ定価法等改正案は、たばこ小売定価の適正化を図り、あわせて財政収入の確保に資するためたばこ定価を改定しようとするものであり、たばこが財政専売物資であるという点からは当を得た措置と認めます。

また、専売納付金の特例措置は、将来の専売公社の損益状況を十分勘案しながら、二年度に限り、値上げ増収分のうち公社に帰属する分をも国に納付することとするものであり、専売事業の経営に支障のないよう十分に配慮されているところであります。

次に、関税定率法等改正案は、わが国の市場開放を促進する等の見地から、関税率の撤廃及び引き下げを行うとともに、中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付制度を新設する等の措置を講ずるものであつて、妥当な措置と認められるものであります。

最後に、災害減免法改正案は、昨年の長崎水害の被災状況等に顧みまして、自動車販売業者等が保管する被災自動車に対する自動車重量税の還付

制度を創設しようとするものでありまして、必要かつ適切な措置と認められるものであります。

以上述べました理由により、四法案に対する私の賛成の討論といたしますが、政府におかれましては、財政再建はわが国経済にとって急務の課題であり、これまで以上に財政収支の改善に努力されまされとともに、国民の所得税減税についての強い要望を配慮され、苦しい中であつてもこれが実現の努力を払われんことを要望いたしまして、私の討論を終ります。

○塩田啓典君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました四法案のうち租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案について反対討論を行います。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案の反対理由を申し述べます。

反対理由の第一は、五十八年度税制改正で所得税減税を見送っていることとあります。政府は課税最低限を六年間も据え置き、特にサラリーマンに對し一方的に実質増税を強いていることは増税なき財政再建にも反するものであり、取りやめるところから取り、税の不公平をますます拡大するもので賛成できません。

なお、所得税、住民税減税については、共産党を除く五野党と自民党との折衝の結果、衆議院議長及び政府見解によつて五十八年度中の実施が約束されました。改めて政府に対し早急に減税を実施すべきことを強く要求いたします。

反対理由の第二は、グリーンカード制度の導入を延期するなど不公平税制の是正に對し全く消極的なこととあります。長い間、不公平税制の一つとして言われてきた利子配当所得に対する分離課税がグリーンカード制によつてようやく総合課税に移行し、税の公平化へ一歩前進しようとしていたにもかかわらず、この実施を一方的に延期することは税の不公平を放置することであり、賛成できません。

反対理由の第三は、中小企業に對する投資減税

の拡充がまことに不十分な点であります。中小企業に對する設備投資減税の拡充は、設備投資の喚起による景気浮揚、中小企業の経営基盤の強化などから強く要望されたものであります。にもかかわらず、今回の投資減税は実質的には見送りに等しいものであり、賛成できません。

次に、製造たばこ定価法等の一部を改正する法律案についての反対理由を申し述べます。反対理由の第一は、今回のたばこ値上げが政府の財源あさりの必然性が全くないこととあります。政府は、行財政改革や不公平是正をあいまいにしたまま、国民にのみ負担を押しつける今回の値上げ法案には賛成できません。

反対理由の第二は、たばこ専売については、行政改革における経営形態問題、貿易摩擦における市場開放、喫煙と健康などの問題を抱えているが、その方途について明確にしていないうことであります。国民生活に大きな影響を及ぼし、国民の関心事であるこれらの問題について答えずに値上げのみを押しつけていることは容認できません。

以上で二法案に對する反対討論を終ります。○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表し、議題となつております租税特別措置法一部改正案、製造たばこ定価法等一部改正案並びに関税定率法等一部改正案の三案につき、いずれも反対の立場から討論を行います。

租税特別措置法案に對する第一の理由は、大企業向け特別措置がほとんど温存されたばかりで、新たな優遇措置が設けられたこととあります。本改正案は、金融機関の貸し倒れ引当金、価格変動準備金などの見せかけだけの縮減と引きかえに、核燃料再処理準備金、基礎素材産業への救済税制の創設など、新たに大企業向けに数々の優遇措置が設けられ、かつ電子計算機買戻損失準備金など適用期限の到来した特別措置をほとんど見直しもなく延長しているのです。

第二に、グリーンカード制の実施を延期するとともに、総合課税の実施そのものをはるかなた

に追いやったことであります。所得減税見送りの一方でこのような大資産家優遇を温存するなどは、不公平の一層の拡大とならざるを得ません。

第三に、国民大多数が求めている所得減税が、六年連続して見送られたことであります。結局政府のねらいは、直間比率の是正と称して、五十九年度に減税の実施と引きかえに大型間接税の導入を図ろうとしているものと断ぜざるを得ないのであります。

次に、製造たばこ定価法等改正案についてであります。

本法案は、ただ国の収入をふやすためにのみたばこの定価を引き上げるといふものであり、軍拡、大企業本位のツケを国民大衆に回すものにほかなりません。

一方、値上げによって予想される販売数量の減少によって、小売店、業たばこ生産農民に少なからぬ打撃を与えることが予想されるのであります。

最後に、関税暫定措置法等改正案についてであります。

第一に本案は、アメリカなどによる強硬な要求に一方的に屈した形の著しく関税自主権を損なつた対応であるという点であります。

このような対応によって貿易摩擦が解消しないことは、アメリカが牛肉、オレンジなど農産物の完全自由化の要求をますます強めていることから明らかであります。

第二に、東京ラウンドの合意をさらに下回る関税の引き下げが国内産業に及ぼす影響についてであります。今後急激な円高ともなれば関税引き下げの効果が一気に表面化し、国内産業に影響が出ることは必至であります。

第三に、減税、還付制度として石油業界向けの脱硫減税が廃止されたのと引きかえに、同じ業界向けに新たな減税措置が設けられましたが、このような大企業への既得権益の保護を図る政府の態度に強く反対せざるを得ません。

以上、三案に対する私の反対討論を終わります。

す。

○柄谷道一君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案に対し反対、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案並びに関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案について賛成の討論を行うものであります。まず、租税特別措置法の一部改正法案について申し述べます。

最近わが国経済の景気低迷は、世界不況の余波による側面もあるとはいへ、政府がわが党からの再三にわたる忠告を無視し、五十九年度赤字国債脱却方針に固執し、財政が持つべき景気調整機能を全く無視した財政運営を取り続けたこと、すなわち所得減税や公共投資の拡大などの積極的な景気対策を講じなかったのみならず、景気回復に逆行する大幅増税を強行したことに大きく起因するものであり、まさに政府の政策運営の拙劣さが必然的にもたらした政策不況であり、財政破綻と言わなければなりません。

特に、政府が五十八年度当初予算において所得減税の実施を見送ったことは、所得課税の実質増税が著しく進んでいる現実や給与所得者に重い負担を強いている現行税制の不正な実態を全く無視しているばかりでなく、最近の個人消費を中心とする内需の不振をさらに長引かせ、政府が達成可能と公言してはばからない三・四％の実質経済成長の実現すら困難なものとし、ひいてはそれに伴う税収減が財政再建をさらにおくらせるという悪循環をもたらすおそれがあり、きわめて遺憾であります。

また、政府は、今回個人事業者の土地評価減額及び同族法人企業の株式評価の改善を図ろうとしていますが、今回の改正案では個人事業者の土地の評価減額率が二〇％引き上げられたにすぎず、また株式の評価についても継続企業の理念からする抜本的な改正が行われたものとは言えません。

今後速やかに事業用財産の生前一括贈与制度及び相続税の納税猶予制度の導入などを行うよう強く政府に求めるものであります。

さらに、政府は、本租税特別措置法において中小企業の設備投資に対する減税措置を打ち出されましたが、その内容は余りにも貧弱なものと言わざるを得ません。中小企業の近代化、高度化を促進し、同時に景気の抜本的な浮揚策とするため、本法の中小企業投資促進税制を強化すべく、早急なる見直しを行うよう強く政府に求めるものであります。

同時に、わが国の素材産業が景気の停滞、国際競争力低下による輸出の減少等により深刻な構造不況に陥っている現状にかんがみ、化学工業原料の安定確保のための原料非課税原則の実現などの特定基礎素材産業対策促進税制の充実及び減価償却の法定耐用年数の見直しについても前向きに取り組まれるよう強く求めるものであります。

次に、製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部改正法案について申し述べます。

今回の値上げのように、安易に国民に負担を強いる前に、政府は専売公社の合理化、効率化のために何もしてこなかったものであります。すなわち、これまでの臨調答申が公社の特殊会社化、民営化、要員の縮減などの改革案を示したにもかかわらず、政府は公社経営の合理化にほとんど着手しなかったばかりか、臨調答申の最大限尊重の公約に反して政府の行革大綱に専売公社の具体的改革手順を盛り込まなかったことはきわめて遺憾であります。今後、政府が臨調答申を十分尊重しつつ、現実にも即した公社改革案を実行するよう強く求めるとともに、財源確保を目的に実質的な増税を行おうとする本案に反対する態度を明らかにして、私の討論を終わります。

○委員長(戸塚進也君) 他に御意見もないようです。四案に対する討論は終局したものと認めます。

これより順次四案の採決に入ります。まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案

の採決を行います。

本案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(戸塚進也君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

稲山篤君から発言を求められておりますので、これを許します。稲山篤君。

○稲山篤君 私は、ただいま可決されました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出をいたします。案文を朗読いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、国民世論の動向にこたえ、景気浮揚に役立つ相当規模の所得税の減税を、財源を確保のうえ、できるだけ早期に実施するよう最大限の努力をすること。

二、利子・配当所得等の総合課税を基本理念とした少額貯蓄等利用者カード制度制定の趣旨を踏まえ、税負担の公平確保の見地から、これら課税のあり方について早急に検討すること。

三、退職給与引当金、貸倒引当金等については、その繰入率等を引き続き実態に応じて検討すること。

四、準備金、特別償却等各種の租税特別措置については、その政策目的、政策効果、利用状況等を勘案し、引き続きその整理合理化に努めること。

五、所得課税面での不公平感に関する世論の動向にかえりみ、申告納税の基本に立つた申告水準の向上等を図り、税負担の公平確保に資するため、制度面、執行面を通じて納税環境の整備のための具体的方策について早急に検

討すること。

六、複雑、困難で、かつ高度の専門的知識を要する国税職員について、変動する納税環境、財政再建の緊急性及び税務執行面における負担公平の確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等に配慮し、今後ともその定員の増加、処遇の改善等につき特段の努力をすること。

右決議する。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(戸塚進也君) ただいまの樋山君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸塚進也君) 多数と認めます。よって、樋山君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸塚進也君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

大河原太一郎君から発言を求められておりますので、これを許します。大河原太一郎君。

○大河原太一郎君 私は、ただいま可決されました製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

〔賛成者挙手〕

案文を朗読いたします。

製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、専売納付金の特例納付は、臨時異例の措置であるので、納付金率法定化の趣旨にもかんがみ、今後、安易にかかる措置をとらないよう財政の健全化に努めること。

二、関税引下げを始めとする輸入たばこの競争激化に即応できるよう、日本専売公社の経営体制強化のための適切な措置を講ずるとともに、葉たばこ耕作者等に極力影響が及ばないよう留意すること。

三、日本専売公社の改革問題の検討に当たっては、たばこ事業の健全で能率的な実施に資する見地から、経営の自主性の確保、業務範囲の拡大等企業性発揮に必要な措置を講ずるよう配慮するとともに、葉たばこ耕作者、たばこ小売人等たばこ事業関係者への影響にも十分配慮すること。

四、日本専売公社の事業の適切な運営を図るため、公社職員の職務への意欲的参加を促す適切な措置を講ずるとともに、その事業の合理化推進に当たっては、たばこ事業関係者の理解を十分得るよう努めること。

五、昨今の喫煙と健康に関する国民の関心の高まりにかえりみ、喫煙と健康問題に関する科学的研究をより充実させるとともに、消費者が安心して吸えるたばこの供給に一層努力すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(戸塚進也君) ただいまの大河原君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸塚進也君) 多数と認めます。よって、大河原君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸塚進也君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

塩田啓典君から発言を求められておりますので、これを許します。塩田啓典君。

○塩田啓典君 私は、ただいま可決されました関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、関税率の引下げに当たっては、国内産業への影響を十分考慮し、特に農林水産業、中小企業の体質改善を図るとともに、国民経済的観点にたつて国民生活の安定に寄与するよう努めること。

二、税関業務の増大、複雑化にかんがみ、不断に通関制度等の見直しを行うことにより、その効率的、重点的運用を図るとともに、税関職員について、その処遇の改善に努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(戸塚進也君) ただいまの塩田君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸塚進也君) 多数と認めます。よって、塩田君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの三案に対する決議に対し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、この

際、これを許します。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(戸塚進也君) 次に、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸塚進也君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四案の審査報告書の作成は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(戸塚進也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十五分散会

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、一兆円減税の実現に関する請願(第一六一三三号)(第一六一七号)(第一六一八号)

一、一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願(第一六二六号)

一、みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願(第一六二七号)

一、一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願(第一六四二号)

一、税制改革に関する請願(第一六五六号)(第一六五七号)(第一六五八号)

一、一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願(第一六五九号)(第一六六〇号)(第一六六一号)(第一六六二号)(第一六七二号)(第一七一九号)(第一七二三号)(第一七四三三号)(第一七四四号)(第一七四五号)(第一七四三三号)(第一七四四号)(第一七四五号)

一七五七号(第一七五八号)

一、一兆円減税の実現に関する請願(第一七七一号)

一、一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願(第一七二二号)

一、物価調整減税の実施に関する請願(第一七八八号)

一、一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願(第一八〇〇号)(第一八〇三号)

一、一兆円減税の実現に関する請願(第一八四四号)

一、一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願(第一八二五号)(第一八二六号)

一、一兆円減税の実現に関する請願(第一八一七号)

一、一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願(第一八二六号)

第一六一三三号 昭和五十八年三月十一日受理

一兆円減税の実現に関する請願

請願者 埼玉県蕨市北町一ノ二〇ノ一四 大塚駿助 外四千九百九十九名

紹介議員 高木健太郎君

この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第一六一七号 昭和五十八年三月十一日受理

一兆円減税の実現に関する請願

請願者 埼玉県所沢市桃谷四一〇ノ一 深井清一 外三十二名

紹介議員 渋谷 邦彦君

この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第一六一八号 昭和五十八年三月十一日受理

一兆円減税の実現に関する請願

請願者 埼玉県所沢市南住吉三三ノ五 松本佐和子 外二百八十九名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第一六二六号 昭和五十八年三月十一日受理

一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願

請願者 大阪府茨木市稲葉町一三ノ二四 小東久子 外百九名

紹介議員 山田 讓君

この請願の趣旨は、第二二四一号と同じである。

第一六二七号 昭和五十八年三月十一日受理

みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願

請願者 山形市大手町二ノ四五山形青色申告会内 高橋善積

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一六四二二号 昭和五十八年三月十二日受理

一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願

請願者 大阪府大淀区国分寺一ノ七ノ一八 佐久井陸 外百七名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一六五六号 昭和五十八年三月十四日受理

税制改革に関する請願

請願者 北九州市小倉北区中井一ノ三四ノ二二 永田正実 外十九名

紹介議員 山田 讓君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一六五七号 昭和五十八年三月十四日受理

税制改革に関する請願

請願者 北九州市戸畑区西大谷二ノ一二ノ四 田中和代 外十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一六五八号 昭和五十八年三月十四日受理

税制改革に関する請願

請願者 北九州市戸畑区一枝四ノ五ノ六ノ三三 清水啓之 外十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一六五九号 昭和五十八年三月十四日受理

一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願

請願者 大阪府堺市新金岡町三丁一ノ二四ノ一〇四 増田雅美 外十八名

紹介議員 苗ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一六六〇号 昭和五十八年三月十四日受理

一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願

請願者 大阪府枚方市東中振一ノ二〇ノ六ノ五〇一 國場實 外十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一六六一号 昭和五十八年三月十四日受理

一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願

請願者 大阪府堺市七道西町二二ノ八 藤田恵 外十三名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一六六二号 昭和五十八年三月十四日受理

一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願

請願者 大阪府東大阪市荒本北三〇春宮住宅一五四ノ六四五 前美恵子 外

十五名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一七一八号 昭和五十八年三月十四日受理

一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願

請願者 大阪府枚方市東香里南町一八ノ一 一三上敬之 外二百十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一七一九号 昭和五十八年三月十四日受理

一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願

請願者 兵庫県加古川市上荘町葉栗二五二ノ五 塚崎久美 外二百四十名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一七二三号 昭和五十八年三月十四日受理

一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願

請願者 大阪府守口市八雲北町三ノ二四四 前田みさ子 外百七十七名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一七四三三号 昭和五十八年三月十五日受理

一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願

請願者 大阪府枚方市新町一ノ一三ノ三七ノ七〇六 成瀬千代子 外四百二十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一七四四号 昭和五十八年三月十五日受理

一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する
請願

請願者 大阪市淀川区新高六ノ一六ノ三ノ
三四四 岡俊夫 外百八十一名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一七四五号 昭和五十八年三月十五日受理
一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する
請願

請願者 大阪府枚方市高田二ノ二四ノ四ノ
四〇一 佐藤恭子 外二百十九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一七五七号 昭和五十八年三月十五日受理
一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する
請願

請願者 滋賀県草津市南笠町一、四八一ノ
八〇 出口隆 外百九名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一七五八号 昭和五十八年三月十五日受理
一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する
請願

請願者 大阪府南区長堀橋筋一ノ四八ノ一
日生長堀橋ビルテナクレコード
労働組合内 小塩良徳 外二百三
十名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一七七一号 昭和五十八年三月十六日受理
一兆円減税の実現に関する請願(一通)

請願者 埼玉県川越市市場二、一九〇ノ八
直井正次 外一万四百八十九名
紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第一七七二号 昭和五十八年三月十六日受理
一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する
請願(一通)

請願者 大阪市住之江区平林南二ノ二ノ一
ノ五〇三 松浦正明 外百四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一七八八号 昭和五十八年三月十六日受理
物価調整減税の実現に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会内 高橋清孝
紹介議員 岩動 道行君
所得税の課税最低限は昭和五十二年度から据え置
かれたままとなっている。この間に名目所得が上
昇しているため、納税者は実質的に増税を強いら
れており、特に課税最低限に近い所得層の負担が
大きく、納税者も著増している。また、所得が物
価上昇に追いつかない世帯は実質所得が低下して
いるにもかかわらず、税負担が増加するという状
態となっている。ついで、国民生活の安定を図
るため、所得税の課税最低限を大幅に引き上げる
とともに、物価調整減税を実施されたい。また、
住民税の課税最低限についても同様の措置を講ず
るよう強く要望する。

第一八〇〇号 昭和五十八年三月十六日受理
一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する
請願

請願者 京都市南区西九条開ケ町一三ノ一
一 河原林賀寿子 外七十九名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一八〇三号 昭和五十八年三月十七日受理
一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する
請願

請願者 滋賀県近江八幡市緑町一ノ九一〇
ノ六三 田沢信敏 外五十九名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一八〇四号 昭和五十八年三月十七日受理
一兆円減税の実現に関する請願

請願者 埼玉県越谷市蒲生東町一七ノ八
吉田友久 外九千九百九十九名
紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第一八一五号 昭和五十八年三月十七日受理
一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する
請願

請願者 神戸市垂水区南多聞台八ノ一六ノ
七 吉田サヨ子 外百十九名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一八一六号 昭和五十八年三月十七日受理
一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する
請願

請願者 大阪府茨木市上中条一ノ五ノ九
平田裕子 外九十九名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第一八一七号 昭和五十八年三月十七日受理
一兆円減税の実現に関する請願

請願者 埼玉県川口市原町五ノ四一 池田
寛治 外二千四百九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第一八二六号 昭和五十八年三月十七日受理
一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する
請願

請願者 大阪府枚方市東香里南町三三ノ四
堀内寿夫 外百六十九名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

昭和五十八年四月十三日印刷

昭和五十八年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局